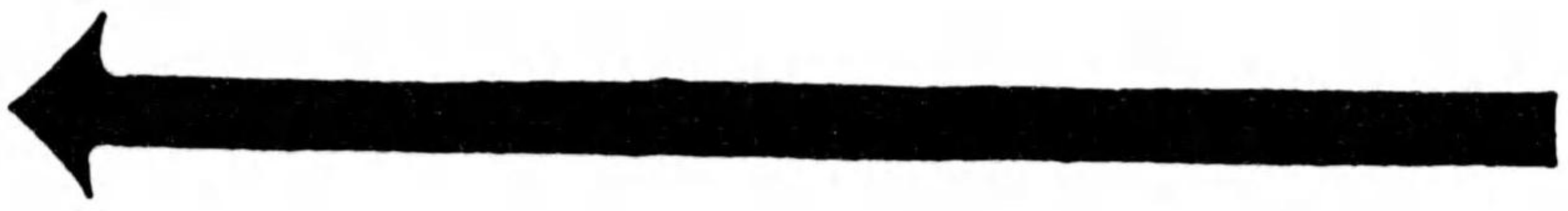
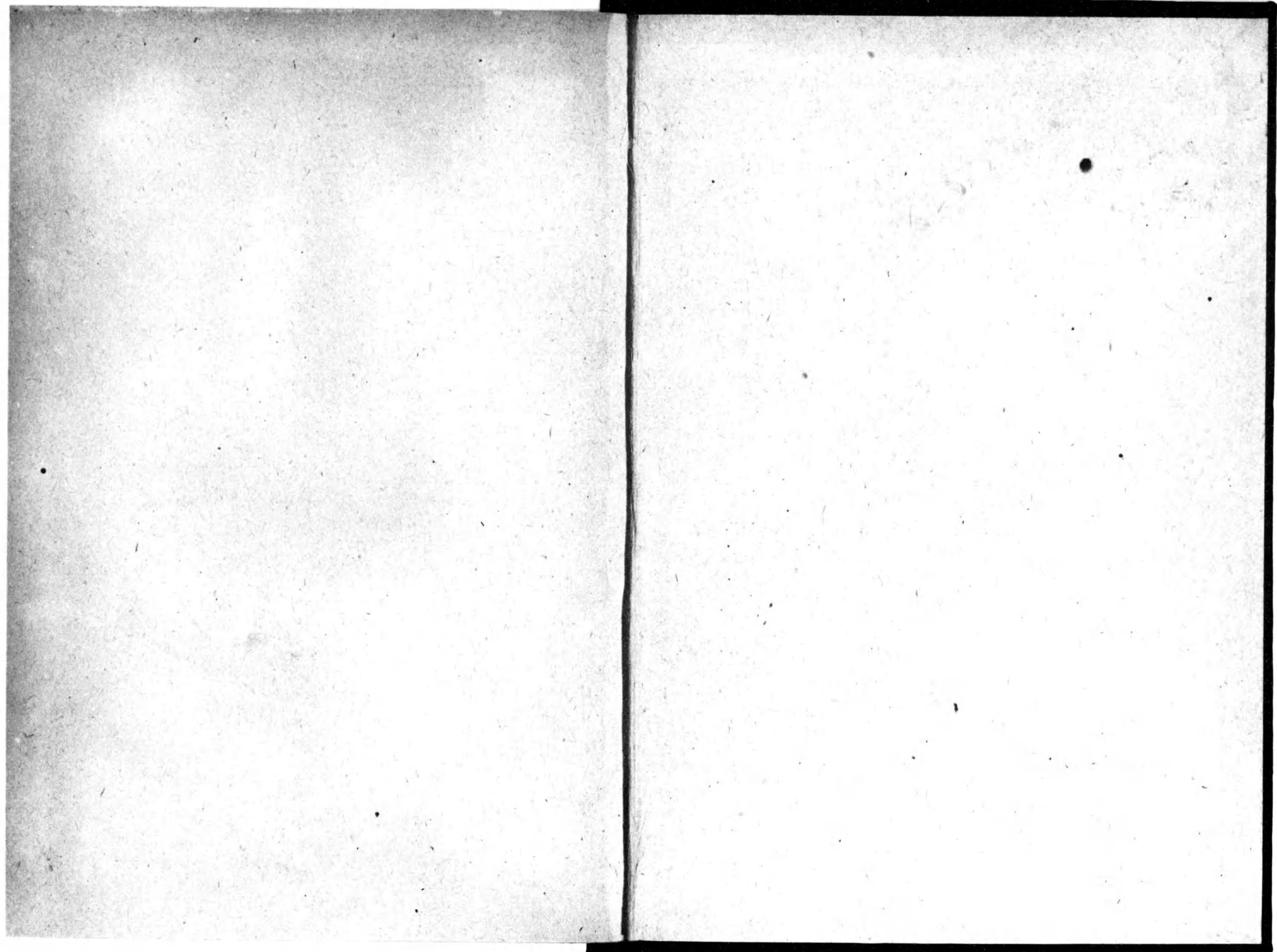


始





374

G

秘

講和問題ニ關スル各國新聞記事概要

外事秘報第十號 (天正七年八月)

外務省臨時調查部

3/6
G
G5/

3/6  
51



15397

講和問題ニ關スル各國新聞紀事概要

講和問題ニ關スル各國新聞紀事概要

一個ノ明確ナル條件ヲ示セリ即白耳義及  
賠償之ナリ吾人ハ眞面目ニ此問題ヲ研究セ  
テラン尙忘ル可カラサルハ英國ハ決シテ單  
戰闘ヲ繼續スヘキコト之ナリ（一九一七年

見ス而シテ「フョールウエルツ」ハ吾人カ少クトモ英國外相ノ提案ニ係ル講和條件ニ就テ

3/6  
51



15397

### 講和問題ニ關スル各國新聞紀事概要

獨逸

B. Q. P. E. No. 81.

「グレー」ノ意

「サーエドワードグレー」ノ會見談

- 一、白耳義及「サーエドワードグレー」ハ講和ニ關シテ少クモ二個ノ明確ナル條件ヲ示セリ即白耳義及「セルビヤ」ノ獨立并ニ此等ノ國ニ對スル損害ノ賠償之ナリ吾人ハ眞面目ニ此問題ヲ研究セ
  - 二、損害ノ賠償
  - 三、英國ノ眞意
  - 四、非單獨講和
  - 五、極端迄戰闘繼續
- 「セルビヤ」ノ獨立并ニ此等ノ國ニ對スル損害ノ賠償之ナリ吾人ハ眞面目ニ此問題ヲ研究セントス之ニ對シテハ中立國モ我誠意ヲ諒トスルナラン尙忘ル可カラサルハ英國ハ決シテ單獨ニ講和ヲナサ、ルヘク而シテ聯合國ハ極端迄戰闘ヲ繼續スヘキコト之ナリ（一九一七年五月十六日「フアールウエルツ」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 81.

總括的講和問題

「ドエツチエターゲスタイツング」ハ「サーエドワードグレー」ノ演說中ニ控ヘ目ノ點ヲ發見ス而シテ「フアールウエルツ」ハ吾人カ少クトモ英國外相ノ提案ニ係ル講和條件ニ就テ

11.9.97  
POST

一、英外相ノ不眞面目

二、聯合國側ノ征服慾

三、講和條件發表ノ必要

四、空想的條件ノ非認

研究スルノ要アルコトヲ言明セリ然レトモ平和ニ關スル真正ノ條件ハ毫モ之ヲ發見スルコトヲ得ス白耳義及「セルビヤ」ノ問題ハ重要ニ非ス主タル問題ハ佛國、露國、伊國及英國ノ飽クヲ知ラサル征服慾ニアリ故ニ英國外相ノ演說ハ真正ノ問題ニ接觸セサルモノナリ而シテ此不正確ノ演說ハ敵國側ニ存在スル困惑ノ狀態ヲ想見セシムルモノナリ然シテ英國外相ノ提案ニ係ル條件ヲ仔細ニ研究スルニ於テハ不幸ニシテ何等講和談判開始ノ基礎トナリ得ヘキモノヲ發見スル能ハス此上ハ獨逸及其同盟國カ明確ニ休戰及講和ノ條件ヲ發表スルニアリ獨逸大宰相ハ既ニ二回迄獨逸ノ講和條件ヲ發表セリ今ヤ之ヲ明確ニスルノ必要ヲ生セリ、空想的條件ヲ望ム者ハ國民ノ一小部分ニ過キス其大多數ハ單ニ帝國ノ安寧ヲ確保セントスルニ止マレリ希クハ吾人ノ軍事的勝利ニ加フルニ更ラニ道德的勝利ヲ以テセン(一九一七年五月十七日「ハンブルゲルエヒョ」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 81.

獨逸ノ白耳義侵害非認

英國外務大臣ノ白耳義侵害ニ關スル意見ハ全ク不當ナリ吾人ハ決シテ白耳義ノ獨立ヲ侵害シタルコトナシ、思フニ敵國ノ目的ハ獨逸民族ノ決心及其統一ヲ破壞セントスルニアリ彼

等ハ武器ヲ以テ吾人ヲ屈服スル能ハサルヲ以テ言論ニヨリ吾人ヲ麻痺セシメントス然レトモ獨逸ハ屈服セサルト共ニ又欺瞞セラル、モノニ非サルナリ(一九一六年五月十七日「ハンブルゲルナハリヒテン」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 83.

一、海岸防備ノ急務  
二、海軍擴張ノ必要

「ソルフ」博士ハ海上權ノ掌握ハ殖民地ノ維持ニ必要ナラサル旨ヲ述ヘタリ然レトモ獨逸海岸ノ防備ハ第一ニ確保セラルヘキモノニ非サルカ、敵國ハ我殖民地ヲ奪取シ之ヲ擔保トシテ保持シ他日吾人ノ保有スル領土及海岸ノ地點ト交換セント欲セリ問題ハ遠方ノ殖民地ノ爲メニ此直接ナル國家ノ保障ヲ犠牲ニセサルヘカラサルヤニアリ、本國ノ利益ハ第一ノ要件ナリ我海軍ハ今後敵カ北海ヲ封鎖スルヲ妨クルニ充分ナル實力ヲ有スルヲ要ス我國ノ武力ハ最強力ナル敵ニ對シ海洋ノ自由ヲ保持スルニ充分ナラサルヘカラス、我殖民政策ハ我海洋政策ニ從屬スヘキモノナリ(レヴエントロー)(一九一六年五月十八日「トエツチエターゲスツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 83.

一、殖民地領有ノ必要  
 獨逸殖民大臣「ソルフ」博士ハ世界的戦争及殖民政略ニ關シテ講話ヲ試ミタリ其ノ意見ニヨ  
 レハ獨逸ハ食料及原料ヲ輸入スルカ爲メ其工業製品ノ販路ヲ確保センカ爲メニ殖民地ヲ有  
 セサル可カラズ乃チ移民ヲ送ランカ爲メニ非スシテ商品ヲ送ランカ爲メニ殖民地ヲ必要  
 トスルモノナリ、然ラハ如何ナル方法ヲ以テ殖民地ノ領有ヲ確保セントスルカ之カ爲メニ  
 ハ海上權ノ掌握ハ必要ニ非ヌ只殖民地カ軍事ノ設備ヲ有シ敵國ノ攻撃ニ對シ自身ヲ防衛シ  
 得ル状態ニ在ルヲ要ス「バクタツト」鐵道ノ保有ハ幸ニ此殖民的勢力ヲ補足スルニ與テ力  
 アラン、(一九一六年五月十八日「ベルリナーチーゲーブラット」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 84.

中立國ノ白耳  
 義獨立賛成  
 白耳義ノ獨立カ中立國ノ同情ヲ有シ而シテ和蘭カ「サーエドワードグレー」ト同シク國際會  
 議ノ有効ナルコトヲ信スルハ否定スヘカラサルナリ(一九一六年五月十八日「ベルリネルタ  
 ーゲーブラット」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 84.

「サーエドワードグレー」ノ會見談

歐洲ノ原狀回  
 復反對  
 特ニ「セルビ  
 ヤ」ノ復興反  
 對  
 「ノイエフライエブレツセ」ハ「サーエドワードグレー」カ歐羅巴ヲ戰前ノ状態ニ復舊スヘキ  
 旨ヲ述ヘタルニ對シテ憤慨セリ曰ク「果シテ然ラハ常ニ歐洲ノ平和ヲ害シ埃匈國ヲシテ戰  
 争ヲ避ケントセハ外交談判ニ於テ屈辱ヲ忍フノ止ムヲ得サルニ至ラシムルカ如キ國家ヲ依  
 然存在セシメサルヘカラサルカ」(一九一六年五月十七日「ノイエフライエブレツセ」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 84.

獨逸一貴仲ノ  
 意見  
 ニユエロツテルダムシエクーラント」(Nieuwe Rotterdamse Courant)ノ伯林通信員ハ  
 獨逸ノ一貴顯ニ對シ英國外相ノ演説カ獨逸官界ニ如何ナル感想ヲ與ヘタルカニ就テ質問シ  
 タルカ其答ニ曰ク吾人ハ多クノ點ニ就テ英國外相ト同一ノ意見ヲ有セリ即吾人ハ歐洲ニ於  
 テ餘リニ強大ナル陸軍ノ存在ヲ望マス又餘リニ強大ナル海軍ノ存在ヲ望マス、尙吾人ハ歐

六  
洲カ伯林ヨリ支配セラル、ヲ望ム者ニ非ス又歐洲ノ法律カ伯林ニ於テ制定セラル、コトヲ望ム者ニ非ルナリ(一九一六年五月十八日「ロカールアレツアイゲル」)

露國 B. Q. P. E. No. 85.

日本問題 (前略)今後ノ平和會議ニ於テ日本ハ露國、佛國及英國ト同一ノ步調ニ出ルナラン然レトモ日本ハ只極東ニ於テ間接ノ行動ヲ執リタルニ過キササルヲ以テ平和締結ノ際ニ大ナル利益ヲ作不可能

望ムコトハ不可能ナラン(一九一七年五月九日(露曆四月二六日)「ヂエン」(Dien)「デニヤ」)

瑞西 B. Q. P. E. No. 85.

土耳其問題

「ロシエ」氏ハ「ガゼットズロザヌ」ニ書ヲ寄セテ曰ク「コンスタンチノーブル」ニ對スル露國ノ要求ハ精神的ニモ物質的ニモ薄弱ナルヲ免カレス之レ國民的希望ノ口實ノ下ニ征服ヲ實行スルモノニ外ナラス從テ「バルカン」諸國カ或ハ之ニ反對シ或ハ之ト行動ヲ共ニセサリ

「ダルダネル」問題 シハ誠ニ故アリ思フニ聯合國ハ「ダルダネルス」海峽ノ開放ヲ以テ満足スルヲ至當トセン果シテ然ラハ平和締結ハ意外ニ速カナラン

獨逸 B. Q. P. E. No. 303

獨逸帝國組織變更問題 (前略)最近決定シタル或種ノ賃金(税金)ノ統一、鐵道輸送規則ノ統一、通商條約等ハ重大ナル問題ニ相違ナシト雖モ要スルニ此等ハ一ノ手段ニ過キス最終ノ目的ハ歐洲聯邦ノ萌芽タルヘキ獨逸匈三國ノ密接ナル聯合ニアリ(「ヂョルヂベルンハルド」一九一六年十二月二十四日「フヲツシツシエツアイツング」)

獨逸 B. Q. P. E. No. 304

一、「バルチック」地方  
二、「ボロー」問題  
三、「トルコ」問題  
獨逸兩國間ノ永續的合意ノ基礎タルヘキモノハ「バルチック」地方ヲ永久的ニ獨逸ニ併合スルコト、「ボロー」ノ獨立ヲ露帝カ承認スルコト及ヒ露國カ「コンスタンチノーブル」ニ



四、「ダルマ  
ネルダ」問  
題

手ヲ附クルノ希望ヲ放棄スルコト之ナリ、之ニ對シテ獨逸ハ其東隣國ノ爲メニ死活問題タ  
ル「リガ」ノ保有及「ダルダネル」ノ自由通過ヲ承認シ其貫徹ニ盡カスヘシ（一九一六年十二  
月廿四日「キヨルニツシエツアイツング」）

八

伊太利

B. Q. P. E. No. 304

一、領土擴張  
二、一部讓歩  
三、ダルマ  
チヤ群島全  
部領有

「ダルマチヤ」ニ關シテハ余ハ慎重ナル研究ノ結果我國境ヲ「アルプスチナリツク」(Alpes  
Dinariques) 山脈ノ分水線迄進ムルコトノ必スシモ緊要ナラサルコトヲ信スルニ至レリ吾人  
ハヨリ狹隘ナル「ヒンターランド」ヲ以テ満足シ得ヘシ但シ其戰略的保障トシテ「ダルマチ  
ヤ」群島ノ全部ヲ領有スルコトヲ要ス（「ベニトムソリニ」氏ノ書翰）（一九一六年十二月二  
十七日「ボボロヂタリヤ」）

英國

B. Q. P. E. No. 304

聯合國側ノ講  
條和件

講和ニ關スル聯合國側ノ條件ハ左ノ三項ニ分ツコトヲ得乃チ

一、無併合無  
賠償問題  
二、海外殖民  
地問題  
三、北佛及  
「アルサス」  
「アルレー」  
「アル」問  
題  
四、白耳義  
「アルクセン  
アルダ」問  
題  
五、土耳其古  
題  
六、償金問題

一、還附、獨逸ハ其占領スル總テノ地域ヲ還附スルコト、英國ハ獨逸殖民地ヲ保有シ佛國  
ハ「アルサス」及「ロルレー」ヲ取得シ白耳義ハ「ルクセンブルグ」ヲ取得シ及露國ハ「コ  
ンスタンチノーブル」ヲ取得スルコト  
二、賠償、二千五百億法ノ現金又ハ其代償物及ヒ破壊セラレタル船舶ノ噸數ニ等シキ噸數  
ノ船舶ヲ引渡スコト  
三、保證、「ホーヘンツォルレルン」皇統ノ廢止、「コンスタンチン」王及「ブルガリヤ」ノ「フ  
エルヂナン」王ノ廢位之ナリ（一九一六年十二月二十二日「フヰイナンシヤルニウス」）

米國

B. Q. P. E. No. 304

英國人意見ノ  
二派  
甲、白耳義及  
佛國領土ノ  
復舊ヲ要ス  
乙、獨逸ノ全  
減ヲ期ス

英國人ノ意見ハ二種ニ分ル其一ハ白耳義及佛國カ其全體ニ於テ再興セララル、ヲ以テ満足ス  
ルモノニシテ他ノ一ハ獨逸ノ終局的潰滅ヲ期スルモノナリ（一九一六年十二月三日「スブリ  
ング、フィールドレバプリカン」）

九

獨逸

B. Q. P. E. No. 304.

白耳義領有ノ  
必要

米合衆國迄モ聯合國ト協合シテ白耳義領土ノ解放ヲ請求シ來ルコトアラン斯ノ如キ希望ニ對シテハ獨逸ハ白耳義ニ於ケル最上權ノ保有ヲ死活問題ト認ムル旨ヲ繰リ返スコトヲ要ス結局白耳義ハ獨逸ニ屬スルカ又ハ聯合國ニ隸スルカノ一ヲ擇ハサルヘカラサルナリ(「レヴエントロー」(一九一六年十二月二十四日「ドエツチエ、ターゲス、ツアイツング」))

獨逸

B. Q. P. E. No. 304.

總括的講和問題  
一、平和ハ双方ノ互話ヲ要ス  
二、「カレー」及「マルセル」領有ノ空想

狂者ニ非サルヨリハ現在ノ戰鬪者ノ一方カ他ノ一方ニ對シテ其欲スル所ノ講和條件ヲ強要シ得ヘシトハ信スル者ナカラシ「スタットガルト」ノ「バンヂエルマニス」ノ協會員中ニハ「カレー」及「マルセル」ヲ要求スヘシ(何故ニ巴里及倫敦ヲ要求セサルカ)ト主張スル者アリ之ト同時ニ倫敦ニ於ケル獨逸反對者モ「ウヰルソン」ノ公文ニ對シテ恰モ「バンヂエルマニス」ノ如ク喧嘩シ居ルコトヲ忘ルヘカラス(一九一六年十二月二十三日「フアールウエ

ルツ」)

露國

B. Q. P. E. No. 305.

一、白耳義及「セルビヤ」ノ再興  
二、「ポーランド」ノ統一  
三、「ボヘム」ノ解放  
四、佛國ノ領土及伊太利ノ領土問題  
五、強盜軍窟ノ破壊

平和條約ヲ締結スル前ニ吾人ハ先ツ共同ノ力ヲ以テ白耳義及「セルビヤ」ヲ再興シ「ポーランド」ニ統一ヲ與ヘ「ボヘム」ヲ解放シ、佛國、「ルーマニヤ」及伊太利ノ占領セラレタル地方ヲ回復シテ各之ヲ本國ニ併合シ而シテ現ニ歐洲ノ中心ニ存在スル強盜ノ巢窟ヲ破壊セサルヘカラサルナリ、(一九一六年十二月十四日(露曆十二月一日)「ノウヰエヴレミヤ」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 305.

一、講和條件ハ獨逸ノ勝利ヲ發揚スルモノナルヲ要ス  
二、新通商條約  
三、殖民地還附要求

如何ナル場合ニモ講和條件ハ獨逸ノ勝利ヲ全世界ニ發揚スル程度ノモノナラサルヘカラス而シテ之ト同時ニ新通商條約ノ締結及殖民地ノ還附ヲ要求セサルヘカラス(一匿名軍事記者)(一九一六年十二月二十一日「キヨルニツシエ、ツアイツング」)

瑞西

B. Q. P. E. No. 306.

社會黨ノ意見  
海洋自由問題

社會黨會議ニ於テ尤注意ヲ要スヘキハ其動議カ獨逸ニ對シテヨリモ寧ロ英國ニ對シテ猛烈ナル攻撃ノ性質ヲ示シタルニアリ、彼等ハ海洋ノ自由及海洋ヲ國際的通路トナスヘキ旨ヲ主張シ此點ニ於テ聯合國側ニ意見ノ不統一アルコトヲ指摘セリ、尙彼等ハ此希望ヲ述フルニ就テ英國ヲシテ戰後同國カ「カレ」及「ハーヴル」ヲ放棄スルニ當リ餘リニ多クノ苦痛ヲ感セサラシメンコトヲ希望シタルモノノ如シ（一九一六年十二月二十八日「ノイエチウルヒエル、ナハリヒテン」）

英國

B. Q. P. E. No. 306.

一、無併合無賠償問題  
二、總括的講和問題

獨逸ハ自己カ勝利者ナルカ戰敗者ナルカヲ辨別セサルヘカラス若シ獨逸カ事實ヲ正面ヨリ觀察スルコトヲ甘受シ三條件（遠附、賠償及擔保）ヲ承諾スルニ於テハ講和談判ハ始テ一步ヲ進メタルモノト云フヲ得ヘシ（一九一六年十二月二十八日「マンチエスター、ガーヂヤン」）

露國

B. Q. P. E. No. 307.

普國ノ軍國主義絶滅

軍備制限問題

如何ナル犠牲ヲ拂フモ普魯士ノ軍國主義ヲ絶滅シ歐洲ノ永久的平和ヲ確立ス可キ鞏固ナル意志ト獨逸民族ヲ物質的ニ滅亡セシメ又ハ聯合軍ニヨリ伯林及維納ヲ占領スルノ決心トハ之ヲ混同スヘカラス若シ獨逸ニシテ任意ニ其軍事的理想ヲ放棄シ劍ヲ捨テテ耨ヲ執ルニ同意スルニ於テハ聯合軍ノ貴重ナル血ハ無益ニ注カレタルモノニ非サルナリ（一九一六年十二月十四日（露曆十二月一日）「ルースコエ、スロヴラ」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 307.

獨逸側ノ意見

一、陸軍擴張  
二、大艦隊ノ建設  
三、徵兵法ノ改正

「ハムブルゲル、ナハリヒテン」ノ記者「スチヒェルト」氏ハ「スウヰング」氏ノ質問ニ答テ曰ク「獨逸ハ戰後何レノ國モ攻撃ヲ敢テセサル程度ノ武装ヲ必要トス故ニ我國ノ軍備ヲ制限セントスルカ如キ講和條件ニハ應スルヲ得ス軍備ハ平和ノ保證ナリ吾人ハ生存及發達ノ權利ヲ有セサルヘカラス余輩ハ常ニ獨逸カ兩面ノ戰線ニ於テ闘ヒ得ルニ充分ナル軍備ヲ有スヘシト云ヘル」  
「ビスマーク」ノ説ヲ信セリ我軍備擴張ノ方針ハ多數ノ機關銃及大砲ヲ備ヘ海軍

ノ大艦隊ヲ建設シ且ツ新規ナル徴兵法ヲ設ケ大多數ノ人員ヲ徴集スルト同時ニ恰モ瑞西ノ民兵ノ制度ノ如ク短期ノ服役ヲ命スルヲ主眼トセサルヘカラス、(一九一六年十二月七日「シカゴデーリーニウス」)

米 國

B. Q. P. E. No. 308.

獨逸ノ希望スル講和條件ハ左ノ如シ

- 一、佛國—北部ノ被占領地ヲ回復シ一九一四年ノ原狀ニ復ス
- 二、露國—「ポーランド」王國及「リトアニア」王國ヲ建設シ其宗主權ヲ獨逸ニ引渡スコト
- 三、埃國—「セルビヤ」ヲ併合ス
- 四、「ブルガリヤ」領土ヲ擴張ス
- 五、「ルーマニヤ」領土ヲ縮小ス
- 六、伊太利—「トランタン」ヲ喪失ス
- 七、土耳其—「コンスタンチノーブル」ニ於テ再ヒ權力ヲ振フ、但シ小亞細亞ニ於ケル獨逸

獨逸ノ講和條件(但シ眞面目ニ非ス)

- 一、北佛占領地問題
- 二、「ポーランド」「リトアニア」問題
- 三、巴爾幹問題
- 四、「アドリア」海問題
- 五、土耳其問題
- 六、獨逸帝國組織變更問題

ノ施設ヲ甘受スルコト

八、獨逸—北海及「バルチック」海ヨリ「エヂエー」(Egee)海及「ベルシヤ」灣ニ至ル迄恐ルヘキ大集團(Bloc)(大勢力圏)ヲ成ス

「ヒンデンブルグ」ハ千五萬人ノ損害ヲ敵ニ加ヘタルコトヲ誇リトセリ彼ハ聯合國カ前記ノ如キ講和條件ニ同意センカ爲メニスノ如キ犠牲ヲ拂ヒタリト信スルカ、否獨逸カ平和ヲ談スルハ只道義上ノ美名ヲ賣ランカ爲メナランノミ、(一九一六年十二月十三日「サン」社説)

米 國

B. Q. P. E. No. 308.

- 一、土耳其問題
- 二、普國ノ軍國主義撤廢
- 三、占領地ノ還附

「コンスタンチノーブル」カ土耳其人ノ手ニ在リテ常ニ伯林ト氣脈ヲ通シ且ツ戰爭カ獨逸ノ大事業トシテ常ニ佛、白、蘭ノ諸國ヲ脅威スル間ハ確實ナル平和ハ望ム可カラス、故ニ先ツ第一ニ普國ノ軍國主義ヲ屈撓セシメ諸占領地ヲ各其正當ナル主權者ニ返還セサルヘカラス、茲ニ於テ戰爭ハ始テ終結シ得ヘキナリ(一九一六年十二月十三日「フイラデルフイヤインクワイラー」社説)

米 國

B. Q. P. E. No. 309.

獨逸帝國組織  
變更問題

(獨逸人共  
和國ノ設立ヲ  
望ム)

余ハ獨逸ノ敗戦ヲ希望ス、而シテ余ハ獨逸人カ重大ナル理由ノ爲メニ開戦ヲ望ミタルコトヲ信ス、彼等ハ獨逸共和國ノ出現ヲ希望シタリ而シテ今尙之ヲ希望セリ(一九一六年十二月七日)「エツチ、エツチ、バワース」(「ニューヨーク、タイムス」)

伊 國

B. Q. P. E. No. 309.

軍備制限問題

獨逸ノ提議ニ對スル聯合國ノ返答

獨逸ノ軍國主義ノ破壊之レ眞個ノ目標ナリ、若シ此目標ニ到達スルヲ得ハ聯合國ノ一般及特別的希期ハ始テ實現セラル、ヲ得ン、(一九一六年十二月卅一日「メニサヂエロ」)

西班牙

B. Q. P. E. No. 309.

「ベートマン、  
ホルウエツ  
ヒ」ノ意見

一、白耳義問  
題

二、「ボーラ  
ンド」リト  
アニヤ」及  
「バルチツク」  
地方問  
題

去ル四月五日「ベートマン、ホルウエツヒ」氏ハ白耳義カ英佛ノ公道タルヘカラス又「フラマ  
ン」ノ諸州カ開放セラレサル可カラサル旨ヲ言明セリ、彼ハ之ヲ併合スルノ意ナルヤ又ハ  
保護國トナスノ意ナルヤヲ明言セスト雖モ、思フニ獨逸ハ適當ニ之ヲ處分スルナラン、尙  
獨逸ハ其東隣ナル「ポーランド」、「リトアニヤ」及「バルチツク」諸州等彼ノ手ニヨリテ露國  
ノ羈伴ヲ脱シタル地方ヲ永久ニ保有セン

大宰相カ此言ヲナシタルハ去ル四月中「ヴェルダン」ニ關シ煩悶ノ際ニアリ、若シ今日彼カ  
之ニ對シ幾分ノ讓歩ヲナストセハ之レ其弱點ヲ自白スルモノニシテ若シ讓歩ヲナサルニ於  
テハ之レ白耳義又ハ露國ニ於テ併合ノ意志アルモノナリ、(一九一六年十二月廿八日「デル  
ウィラ」)

獨 逸

B. Q. P. E. No. 311.

一、聯合國抱  
負放棄

若シ今日ニ於テ和ヲ講スルニ於テハ聯合國ハ其抱負ヲ放棄セサルヘカラス乃チ

イ、バルカン  
 ロ、土古問  
 ハ、埃洪問題  
 ニ、ボロー  
 ホ、北佛及  
 ア、アルサス  
 ヘ、セルビ  
 ヤ、セルビ  
 ト、南洋自由  
 二、獨逸及其  
 與國ニ有利  
 ナル條件承  
 認

- 一、露國ハ(イ)「バルカン」(ロ)「コンスタンチノーブル」(ハ)「ガリシヤ」(ニ)「ボローラント」人ノ住居スル普魯士ノ一部ヲ得ル能ハサルヘク
- 二、佛國ハ「アルサス」「ローレーヌ」ヲ得サルヘク
- 三、「セルビヤ」ハ埃匈國ノ南東ヲ得サルヘク
- 四、英國モ恐ラクハ海洋ノ自由ヲ讓步セサルヘカラサラン
- 五、以上諸國ハ獨逸及其與國ノ爲メニ何等カノ保證ヲ與ヘ且東方及南東ニ於テ境界線ヲ改定セサルヲ得サルヘシ、(一九一七年一月二日「フランクフルテル、ツアイツング」)

B. Q. P. E. No. 311.

El Pais ト稱  
 スル新聞ハ  
 「メキシコ」及  
 「アルサス」  
 「チン」ニ各一  
 アリ本文ハ其  
 何レヨリ摘記  
 セラレタルヤ  
 明ナラス  
 一、白耳義問  
 二、「ボローラ  
 ント」問題

- 一、民族ノ獨立承認、(イ)白耳義 (ロ)「ボローラント」(全「ボローラント」) (ハ)「アルメニヤ」
- 二、各民族自身ニ處決スヘキ權利ノ尊重、(イ)「アルサス」「ローレーヌ」(ロ)「トランス、シルヴァニア」(ハ)大「セルビヤ」(ニ)「ベサラビヤ」等ニ於テ

三、土古問  
 四、北佛及  
 「アルサス」  
 「ボローラ  
 ント」問題  
 五、巴爾幹問  
 六、無併合無  
 賠償問題  
 七、總括的講  
 和問題

- 三、戰勝者ノ權利ニ由ルニ非ス暴力ヲ以テ奪略シタル土地其他ノ還附
- 真誠ノ平和ハ斯クノ如キ條件ヲ具備セサルヘカラス、之ニ反スルモノハ單ニ一時的の休戦ニ過キス(一九一六年十二月三十日「バイス」)

英國

B. Q. P. E. No. 311.

土古問

(暗ニ露國ノ  
 「コンスタン  
 チノーブル」  
 領有ニ同意ヲ  
 表ス)

獨逸ノ無線電信ハ吾人カ民族主義ヲ主張シナカラ「コンスタンチノーブル」ヲ露國ニ與ヘントスルハ明カニ此主義ニ背反スルモノナルコトヲ指摘セント試ミタリ、吾人ハ此主義ヲ極端ナル拘子定規トナス程迄ニ勵行セントスル者ニ非サルコトヲ斷言セン、此主義ハ土耳其ノ如ク流血ト腐敗トニ滿タサレタル虐政ヲ助クルカ爲メニ惡用セラルヘカラス壓服ト虐殺ヲ擅ニセンカ爲メニ主權ヲ濫用スル民族ハ尊重セラル、ノ權利ヲ喪失ス、土耳其ノ存在ヲ承認スルハ歐洲ニ對スル罪惡ナリ、「アルメニヤ」ノ虐殺ハ此戰爭中ニ於ケル犯罪ノ最大ナルモノナリ、(一九一七年一月二日「ウエスト、ミンスター、ガゼット」社説)

英國

B. Q. P. E. No. 312.

- 一、償金問題
- 二、總括的講和問題

若シ聯合國カ獨逸ヨリ諸小國(「アルメニヤ」ヲ含ム)ニ加ヘタル破壊及損失ノ賠償ヲ得、新  
 タナル攻撃ニ對シテ歐洲ヲ保全スルコトヲ得ルニ於テハ彼等ハ優勝的平和ヲ贏チ得タルモ  
 ノト云フヘシ、(一九一七年一月四日、「マンチエスター、カーチャン」)(社説)

米國

B. Q. P. E. No. 312.

- 一、無併合無賠償問題
- 二、土耳其問題
- 三、巴爾幹問題
- 四、白耳義問題
- 五、北佛占領地及「アルサス」問題
- 六、「ポーランド」問題

茲ニ尤注意ヲ要スルハ此戰爭ノ目的カ獨逸ノ利益ノ爲メニ歐洲ノ均勢ヲ破壊スルヲ防止ス  
 ルニアルコト之ナリ之カ爲メニハ獨逸カ舊時ノ境界ニ復シテ而シテ埃國及獨逸カ其意ノ如ク  
 土耳其ヲ組織シ及ヒ「セルビヤ」、白耳義、佛國ノ北部及「ポーランド」ヲ併合スルヲ得サル  
 コト、セハ乃チ足レリ、此目的ヲ達センカ爲メニ「ポーランド」ヲ露國ノ領有ニ復シ「コンス  
 タンチノーブル」ヲ露帝ニ與ヘ(之ヲ國際的都市トナシテ可ナラン)「トランタン」ヲ伊太利  
 ニ還附シ、「アルサス」「ロルレーヌ」ヲ佛國ニ返却スル等ノ必要ハ毫モ之ヲ認メス要スル

- 七、「アドリヤ」海問題

ニ以前ノ狀態ヲ回復シ得レハ可ナリ、(一九一六年十二月十二日「ニニョーヨークトリビュー  
 ヌ」社説)

獨逸

B. Q. P. E. No. 313.

- 一、償金問題
- 二、土耳其問題
- 三、北佛及「アルサス」問題
- 四、「アドリヤ」海問題
- 五、巴爾幹問題

我軍ハ白耳義、佛國ノ北部「ポーランド」、「リトアニア」、「クールランド」、「セルビヤ」、「モ  
 ンテネグロ」及「ルーマニヤ」ノ大部分ヲ占領セリ、從テ吾人ハ聯合國カ我平和提議ニ對スル  
 回答ニ於テ吾人ニ損害賠償ヲ求ムルヲ見テ奇異ノ感ヲ起セリ聯合國ハ征服ノ目的ヲ以テ戰  
 争ヲ始メタリ露國ハ「コンスタンチノーブル」ヲ得ント欲シ、佛國ハ「アルサス」「ロルレー  
 ヌ」ヲ望ミ伊太利及「ルーマニヤ」ハ埃國ノ諸州ヲ奪取セント欲セリ、之レ空想ノミ、彼等  
 ハ失敗ヲ自覺セリ、(一九一七年一月三日「ケムニツツエル、フラルクニスチムメー」)

B. Q. P. E. No. 313.

- 獨逸社會主義者ノ意見
- 一、償金問題
- 二、總括的講和問題

社會主義者「マクスコーヘン」ハ「フアールウエルツ」ニ書ヲ寄セテ此新聞カ聯合國ノ公文ニ

- 三、白耳義問題
- 四、北佛及「アルサス」
- 五、「トルレー」
- 六、小國獨立承認問題

對シテ下シタル無意味ナル解釋ニ反對セリ聯合國ノ公文カ白耳義以外ニ關スル要求（「アルサス」「トルレー」「コンスタンチノーブル」等）ニ就テ何事ヲモ曰ハサリト云ヘル「フラーウエルツ」ノ言ハ事實ニ非ス何トナレハ一般問題（賠償、保證等）ハ損害賠償、領土ノ割讓、軍艦及武器ノ引渡等ニ外ナラサルヲ以テナリ

小國ノ獨立承認問題ハ塊國ノ分裂及獨逸ノ貴重ナル諸州ノ喪失ヲ意味ス乃チ以上ノ問題ハ我國ニ對スル征服及潰滅ノ旨趣ニ外ナラサルナリ故ニ社會黨ハ最後迄之ニ反對セサルヘカラス、（一九一七年一月四日「フヤーール、ウエルツ」）

米國

B. Q. P. E. No. 313.

- 竹越氏ノ意見
- 海外殖民地問題
- 日本問題

東邦時論ト題スル日本ノ一雜誌ニ於テ「タキコシ」（竹越？）氏ハ左ノ如キ疑問ヲ述ヘタリ曰ク日本ハ聯合國ノ爲メニ盡シタル偉大ナル努力ニ對シテ如何ナル報酬ヲ受ク可キカ日本ハ六萬人ヲ動員シ支那ニ於ケル獨逸ノ勢力ヲ破壊シ、其艦隊ヲ以テ濠洲及加那太ヲ保護シ、太平洋ノ全海面ニ於テ商業ノ自由ヲ確保セリ、其費用ハ莫大ナリ、其代償ハ如何、日本ハ

恐クハ青島スラモ保有スルヲ得スシテ之ヲ支那ニ還附セサル可カラサルニ至ラン、日本カ蘭領印度ヲ領有スルハ正當ナルモノト云フヘシ何トナレハ此戰爭ノ經驗ニヨリ島帝國ハ其食料ヲ確保センカ爲メニ海洋ヲモ監視スルノ必要アルコトヲ證明セラレタレハナリ、爪哇及「スマトラ」ハ必要ノ獲物ナリ、和蘭ハ此等ヲ失フモ別段國力ヲ弱ムルノ憂ナシ和蘭ハ今日ニ於テモ此等ノ地ニ於テ秩序及中立ヲ維持スルノ力ナキコトハ今回ノ戰爭及日露戰爭ニヨリテ證明セラレタリ、之ニ反シ日本ノ手ニ歸スルニ於テハ此等ノ島ハ實力ト平和トヲ確保セラルヘタ而シテ北米合衆國ニ於ケル日本移民ノ問題モ直ニ解決スヘシ、誠ニ萬全ノ策ト云フヘシ（一九一六年十二月九日「サンフランシスコエキザミナー」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 313.

- 總括的講和問題
- 一、民族主義ノ普及
- 二、小國ノ獨立問題

吾人ハ決シテ民族主義ニ反對スルモノニ非ス、吾人ハ寧ロ此主義ノ適用ヲ埃及、印度、「モロッコ」、愛蘭、「ボアー」人ノ住地及露國ニモ及ホサンコトヲ切望スルモノナリ

小國ノ獨立問題ニ就テハ「ルーマニヤ」カ聯合國ノ意ノ儘ニ操縦セラレタルヲ見サリシカ又



希臘カ彼等ノ爲メニ封鎖セラレ咽喉ヲ扼セラレタルヲ見サリシカ(一九一七年一月四日「ストライクス、ブルゲル、ポスト」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 315.

一、白耳義  
イ、「フラマン」  
種族ノ  
保護

白耳義政府ヨリ虐待セラレタル「フラマン」種族ニ對シテハ吾人ハ兄トシテ其小弟ニ對スルカ如ク之ヲ保護セサルヘカラス、吾人ハ決シテ之ヲ放棄スル能ハサルナリ

ロ、軍事上ヨ  
見タル白  
耳義保有ノ  
必要

吾人ハ英國ニ對スル戰爭ノ爲メニ白耳義ヲ保有スルノ必要アリ、英國海峽ノ下ニ隧道ヲ設クルノ計畫ハ忘ルヘカラス、吾人ハ長射程ノ大砲ヲ以テ其入口ヲ破壊シ尙潜水艇及「ツエツベリン」ニヨリテ開戦後數時間ニシテ倫敦ニ達スル程ノ近距離ニアラサルヘカラス

ハ、鐵道及鑛  
山

白耳義ノ鐵道及鑛山ハ獨逸帝國ニ屬セサルヘカラス

ニ、「アント  
ワープ」及  
「フラマン」  
海岸ノ割讓  
ホ、軍費負擔  
ヘ、「フラマン」

「アントワープ」及「フラマン」海岸ハ之ヲ永久ニ保有スヘキコト勿論ナリ、少クトモ二十年

間白耳義ハ獨逸ニ對シテ陸海軍ノ費用ヲ支拂ヒ其代償トシテ軍事的保護ヲ受クヘシ

「フラマン」ト「ワロン」ノ分離ハ完全ナラサルヘカラス、一方ハ「フランドル」他方ニハ「ナミ

ユール」此兩者ハ何レモ大公國トシ獨逸ノ貴族例ヘハ「ホーヘンローヘ」家ヨリ元首ヲ迎

フヘシ、斯クスル時ハ單純ナル併合ノ名ヲ避ケ得ヘク又國會(下院)ニ代表者ヲ出ス煩雜ヲ免カレ得ヘシ

兩大公國ノ郵便ハ獨逸ニ屬スヘク、兩國ハ帝國ノ關稅同盟ニ加入スヘシ

ト、兩大公國  
ノ郵便  
關稅同盟  
ニ、佛國  
ノ領土割讓  
イ、佛國  
ノ領土割讓  
ロ、佛國ノ鑛  
山

「ナミユール」ハ出來得ル限リ「フランドル」及「ルクセンブルグ」ノ爲メニ領土ヲ讓歩シ其代

三、白耳義地  
方ノ領有

吾人カ若シ現ニ白耳義ニ於テ保有スル擔保品ハ決シテ放棄スヘカラス、我軍カ他ノ方面ニ於テ占領セル領土ハ我同盟國ト共ニ之ヲ分スヘシト雖モ、白耳義方面ニ於テハ吾人ハ單一ノ主人ナリ從テ現ニ我手中ニアリ經濟的保證ハ我戰費ノ賠償物タラサルヘカラス(一九一七年一月四日「クリュクマン」教授「クロイツツアイツング」)

米國 B. Q. P. E. No. 315.

獨逸ハ自身ヲ防衛スル爲メニ非スシテ征服ノ野心ノ爲メニ戰フモノナリ故ニ聯合國ハ斯クノ如キ戰慄スヘキ事件ノ再發セサル様保證ヲ取リ置カサルヘカラス、獨逸ハ占領中ノ地域ヲ返還シ、莫大ナル損害ヲ賠償シ將來ノ戰爭ヲ絶對ニ防止シ能ハサル迄モ少クモ容易ニ戰爭ノ起ラサル程度ノ軍備縮小ニ同意スルヤ否ヤ、若シ然リトセハ速カニ之ヲ明言スルヲ要ス若シ又然ラストセハ講和ハ絶對ニ不可能ナルヲ以テ徒ラニ聯合國ノ脚下ニ畏<sup>ワ</sup>テ張ルカ如キ講和提議ヲ斷念セサルヘカラス(一九一六年十二月二十日「サン」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 315.

獨逸ノ提議ニ對スル「ロイド、チョーデ」氏ノ回答ハ世人ノ期待セル如ク賠償及保證ヲ得ルニ非レハ講和ヲナシ難シトノ趣意ニ出テタリ之レ單ニ聯合國ノミナラス世界ヲ舉テ其正當ナルヲ認ムルモノナリ(一九一六年十二月廿日「サン」社説)

瑞西 B. Q. P. E. No. 316.

總括的講和問題  
獨逸ノ滅亡及聯合國ノ領土擴張等ハ中立國ニ關係ナシ

聯合國ハ講和談判ヲ望マスシテ其欲スル所ノ條件ニ服從セシメンコトヲ望ム、乃チ英國ハ其競争者タル獨逸ヲ滅ホサンコトヲ望ミ、「ボアンカーレ」及「ブリヤン」ハ「アルサス」及「ロルレーヌ」ヲ得ント欲シ、「ボセリ」、「ピソラチ」及「ソニノ」ハ「トリエスト」ヲ得ンコトヲ望ミ露帝ハ「コンスタンチノーブル」ヲ取ラントス然レトモ「コンスタンチノーブル」及「アルサス」「ロルレーヌ」ハ米國人、和蘭人、瑞典人、那威人、丁抹人、西班牙人及瑞西人ニハ何等ノ利害關係モナシ、(一九一七年一月九日「チュウリツヒエル、ポスト」)

米國 B. Q. P. E. No. 317.

一、白耳義及北部佛蘭西ノ占領  
二、露國及「バルカン」諸國ノ保全

米國ニ於ケル一般ノ感情ハ獨逸ノ白耳義及北部佛蘭西ノ占領ニ由リテ害セラレタリ之ニ反シテ露國及「バルカン」諸國ノ野心及保全ニ就テハ何等相關スル所ナシ而シテ今ヤ獨逸ハ白耳義及北部獨逸ノ放棄ヲ提議セリ此提議ハ應諾セラルヘキカ、勿論今日ニ於テ獨逸ノ承認スル條件ヲ以テ講和スルニ於テハ獨逸ヲ優勝者タラシムヘキハ明ナリ然レトモ平和ノ曉ニ於テ

三、米國ノ利益  
 米國ハ如何ナル地位ニ立ツヘキヤ我國ハ只金錢ヲ得ンカ爲メノミニ活動シテ將來ヲ考慮セ  
 ス交戰國トノ爭議ノ解決ヲ怠レリ、然リ平和ハ望ムヘシト然トモ合衆國ノ利益モ亦考慮セ  
 サルヘカラサルナリ(一九一六年十二月十三日「シカゴトチビュン」社説)

和蘭 B. Q. P. E. No. 317.

一、總括的講  
 民族主義ノ原則ト「コンスタンチノーブル」ヲ領有セントスル露國ノ希望トヲ如何ニ調和セ  
 二、土耳其問題  
 ントスルカ、又一方ニ於テ獨逸ハ此原則ヲ「アルサス」「ローレーヌ」ニモ適用スルヲ欲ス  
 三、北佛及  
 「アルサス」  
 「ローレーヌ」  
 ヌ」問題  
 (一九一七年一月一日「フアーデル、ランド」)

米國 B. Q. P. E. No. 317.

一、總括的講  
 勿論吾人ハ平和ヲ望メリ然レトモ其他ニ何物ヲモ望マス、吾人ハ民主主義及自由ノ爲メヨ

和問題  
 一、小國ノ獨立  
 二、獨逸ノ軍國主義廢棄  
 三、獨逸ノ軍國主義廢棄  
 年十二月十三日(「ミス、エム、ドウナー」)「ニューヨーク、トリヒュン」)

リ外ニ爭フタルコトナシ、吾人ハ只(小民族)小國ノ解放ヲ望メリ、獨逸人民ハ政府ニ對シ  
 テ此條件ヲ承認スヘク要求スルナラン而シテ若シ政府力之ヲ拒絕スルニ於テハ必ス革命起  
 リテ軍國主義ヲ廢棄スルニ至ラン之ニ於テ聯合國ノ希望ハ達セラル、ヲ得ン、(一九一六

米國 B. Q. P. E. No. 317.

一、白耳義問題  
 獨逸ハ白耳義及北部佛蘭西ヲ放棄シ  
 二、北佛占領地及「アルサス」問題  
 「ポーランド」及「リトウアニヤ」ヲ各獨立ノ王國トシ  
 三、「ポーランド」及「リトウアニヤ」問題  
 立國ノ同情ヲ獨逸側ニ牽キ寄スルニ尤適當ナルモノナリ然レトモ「アルサス」「ローレーヌ」及「トランタン」ヲ如何ニスヘキヤ、佛國及伊國ハ之ヲ得ルコト無クシテ講和スヘキカ、  
 四、巴爾幹問題  
 而シテ露國ハ「ポーランド」「リトウアニヤ」及「コンスタンチノーブル」ヲ斷念スヘキカ、此  
 五、土耳其問題  
 等ノ諸國ハ全然敗軍ノ場合ノ外斯クノ如キ條件ニ甘ンスヘキカ、又獨逸ノ軍國主義ニ對シ

六、獨逸軍國主義

テ沈黙ヲ守ルヘキカ、否彼等ハ決シテ之ヲ承認セサルヘシ、勿論今日ニ於テ獨逸カ優勝ノ地位ニ在ルハ事實ナリ然レトモ和ヲ乞フ者ハ聯合國ニ非スシテ獨逸ナリ、之レ人道ノ觀念ニ基クモノナリヤ否寧ロ其經濟及財政狀態ノ甚シク劣悪ナルヲ示スモノナリ（一九一六年十二月十三日「バブリック、レッツチャー」社説）

三〇

米國

B. Q. P. E. No. 318.

日本問題

獨逸ハ陸上ニ於テ武裝ヲ解カサルコト恰カモ英國カ海上ニ於テ武裝ヲ解カサルカ如シ日本モ極東ニ於ケル其利益ヲ保護スルニ必要ナル比較的優勢ノ軍隊ヲ維持セサルヘカラス一般ノ武裝解除（武備撤廢）ヲ説クカ如キハ一種ノ架空說ヲ弄フモノニ過キササルナリ（一九一六年十二月十二日「ブルックリンイーグル」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 318.

武裝解除不能

- 一、獨逸
- 二、英國
- 三、日本

獨逸ハ陸上ニ於テ武裝ヲ解カサルコト恰カモ英國カ海上ニ於テ武裝ヲ解カサルカ如シ、露帝モ其專制政府ヲ援護スル所ノ銃劍ヲ捨ルヲ肯ンゼサルヘク日本モ極速ニ於ケル其利益ヲ保護スルニ必要ナル比較的優勢ノ軍隊ヲ維持セサルヘカラス一般ノ武裝解除ヲ説クカ如キハ一種ノ架空說ヲ弄フモノニ過キササルナリ、（一九一六年十二月十五日「ブルックリン、イーグル」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 318.

總括的講和問題

- 一、「ポーランド」問題
- 二、巴爾幹問題
- 三、海洋自由問題

現在ニ於テ講和ハ尙不可能ナリ、交戦團體ハ何レモ未タ平和ノ爲メニ大ナル犠牲ヲ拂フ迄ニ窮因シ居ラス露國カ「ポーランド」ヲ割讓スヘシト信スルハ愚ナリ之ト同シク「セルビヤ」ヲ埃國ニ併合セシメントスルカ如キモ亦愚説タルヲ免カレス、英國ニ關シテハ彼國ノ海上權ヲ侵害シ若クハ殖民地トノ連絡ヲ遮斷セントスルカ如キ敵ト彼國カ和ヲ講スヘシト考フ

三二

四、「アルサ  
ス」問題

ルカ如キハ全く無意味ナリ、只佛國ノミハ「アルサス」<sup>「ロルレーヌ」ヲ得スシテ和ヲ講ス</sup>  
ヘク強制セラル、コトアラン然レトモ佛國ハ單獨ニ非ス而シテ「ヴェルダン」ニ於テ獨逸ヲ  
破リ國民ハ敵軍カ其領土ヲ占領スル間ハ決シテ講和ニ同意セサルヘシ、(一九一六年十二月  
十四日「ワシントンポスト」社説)

米 國

B. Q. P. E. No. 318.

獨逸提議ノ不  
成立

- 一、露西亞及  
巴爾幹問題
- 二、「ポーラ  
ン」問題
- 三、「セルビ  
ヤ」問題
- 四、白耳義問  
題

獨逸ノ提議ヲ研究スレハ研究スル程其條件カ聯合國ノ爲メニ承認シ難キモノナルコトヲ發  
見スヘシ、獨逸ハ勝利者トシテ平和ヲ提議ス彼ハ露西亞及「バルカン」ニ於テ利益ヲ得ント  
望ミ「ポーランド」ヲ其全體ニ於テ復興スルコトヲ欲セス「セルビヤ」ヲ廢滅セントス而シテ  
白耳義ニ就テハ原狀回復ヲ提議ス然レトモ經驗ニヨレハ斯クノ如キハ決シテ安全ノ途ニ非  
ス攻撃ヲ始メタルハ獨逸ナリ聯合國ハ戰敗ノ場合ノ外他日斯クノ如キ攻撃ヲ繰返サシムル  
如キ平和ニ賛同スル能ハサルナリ、(一九一六年十二月十四日「ファイラデルフィヤレコード」  
社説)

米 國

B. Q. P. E. No. 318.

獨逸講和提議

- 一、償金問題
- 二、海洋自由  
問題
- 三、白耳義問  
題
- 四、北佛占領  
地問題

米國ニ於テ發表セラレタル獨逸ノ講和提議ハ損害賠償及海洋ノ自由ニ就テ何等云フ所ナシ  
從テ公然ノモノニ非サルヘシ然レトモ白耳義及北部佛蘭西ノ解放ノ如キ謙讓ノ態度ハ獨逸  
人ノ通有性ヲ表示スルモノニシテ殆ト事實ニ近シト云フヘシ、之レ比類ナキ寛仁大度ニシ  
テ何レノ場合ニ勝者カ斯クノ如キ寛大ノ態度ヲ示シタルカ若シ聯合國カ速カニ此意ヲ諒シ  
テ和ヲ講スルニ非ンハ彼等ハ天理人道ニ背キ立處ニ其罰ヲ受ケン、(一九一六年十二月十四  
日「ミルヴァキーフリープレス」社説)

英 國

B. Q. P. E. No. 318.

一、埃洪國問  
題

- 二、巴爾幹問  
題
- 三、「アドリ  
ヤ」海問題

埃國カ戰爭ヲ罷ムルノ意思アルハ明ナリ、戰前ニ於テハ英國モ佛國モ彼國ニ對シテ何等敵  
意ヲ有シタルコトナシ、露國ト雖モ彼國ト握手スルハ不可能ニ非サリシナリ、今ヤ問題ハ  
其趣ヲ異ニセリ我聯合國ハ「セルビヤ」ニ對シテ領土的及ヒ金銭的賠償ヲ與フルコトニ努力

セサルヘカラス、吾人ハ尙伊太利及「ルーマニヤ」ノ希望ヲ不問ニ附スル能ハス、從テ埃國ハ戰前ト同一ノ状態ニテ存續スル能ハサルヘシ、埃國ハ此儘ニ戰爭ヲ繼續シテ聯合國又ハ獨逸ヨリ打撃ヲ受クルヨリモ寧ロ速ニ獨逸ノ羈軛ヲ脱スル方損害ヲ輕減シ得ルニ非サルヤ否ヤハ埃國トシテ熟慮スヘキ問題ナリ、(一九一七年一月十日「デーリーグラフィック」社説)

米 國

B. Q. P. E. No. 318.

償金問題

若シ聯合國カ獨逸軍ノ佛國、「セルビヤ」、「ルーマニヤ」等ニ加ヘタル損害ニ對シテ賠償ヲ要求スルトセハ獨逸モ亦露軍カ東部普魯士、「ポーランド」及「ガリシヤ」ニ加ヘタル損害ノ賠償ヲ要求セサルヘカラス、(一九一六年十二月十五日「ニューヨークアメリカン」)

米 國

B. Q. P. E. No. 319.

一、獨逸ノ講和提議

獨逸ノ講和提議ヲ承認スルトセハ聯合國側ノ大國中只露國ノミカ領土ヲ喪失スルコトナルヘク佛國、英國及伊國ハ原狀ヲ回復スヘシ露國ハ之ニ反シテ「ポーランド」及「リトアニア」ノ大領土ヲ割讓セサル可カラス如ク獨逸ノ提議ノ露國ニ不利ナルハ「ベートマンホルウエツヒ」及其同類カ眞面目ニ非スシテ講和ノ成立セサルヘキヲ知悉スルコトヲ立證スルモノナリ、(一九一六年十二月十六日「クリヴランドブレンデーラー」)

二、「ポーランド」及「リトアニア」問題

西班牙

B. Q. P. E. No. 319.

聯合國公文

一、敵ノ絶對的服從

二、敵武力ノ消失

十二月三十日ノ聯合國側ノ公文ニヨレハ彼等ハ雷ニ勝利ヲ得ル迄戰鬥ヲ繼續セント欲スルノミナラス彼等ハ敵ト談話ヲ交換スルコトヲスラ拒絶スルモノナリ、彼等ハ敵ノ絶對的服從ヲ望ム、彼等ハ敵國ノ武力カ全然世界ノ表面ヨリ滅失スルコトヲ欲スルモノナリ、(一九一七年一月七日「ルビライベルヴェ」氏「ヴァンガルヂヤ」)

西班牙

B. Q. P. E. No. 319.

總括的講和問題

獨逸ノ無條件

一、武備撤廢

二、獨逸ノ軍  
閩顧預

獨逸ハ其武力ト世界の背徳心ヲ以テ將來歐洲ヲ支配シ新タナル戰爭ヲ以テ世界ヲ脅威スルニ至ラン故ニ永久的平和ヲ得ンカ爲メニハ獨逸カ無條件ニ全部又ハ一部ノ武備撤廢ニ服從スルカ又ハ獨逸人民カ現ニ同國ヲ主宰スル軍閥ヲ顛覆スルコトヲ要ス、(一九一七年一月六日「ルイ、アラタイステイン」、「リペラル」西班牙)

獨逸

B. Q. P. E. No. 320.

「ストレーゼマン」ノ演説

一、白耳義、北部佛蘭西及「キートラ」併合

代議士「ストレーゼマン」ハ一月七日「ハノーヴル」ニ於テ演説ヲ試ミ原狀回復及非賠償主義ヲ標榜スル「シャイデマン」ノ説ニ反對セリ曰ク獨逸ハ戰爭カ其對外商業ヲ全滅シ其殖民地ヲ掠奪シタルコトヲ自覺セサルヘカラス若シ平和カ戰爭前ノ狀態ニ復セシムルモトセハ之レ帝國ノ戰敗及經濟的衰滅ヲ意味スルモノナリ、領土取得ノ問題ニ就テハ若シ「フラマン」沿海ノ地カ獨逸ニ併合セラレサルニ於テハ英國ハ自身ヲ勝利者ト認ムルナラン、白耳義ヲ戰後ニ於テ獨立セシムルカ如キ純然タル不可能事ナリ、獨逸カ原料品ヲ產出セサルノ一事

二、賠償

ハ白耳義、北部佛蘭西及「ポーランド」ノ領有ヲ主張スルノ理由トナスニ足レリ、更ニ賠償問題ニ關シテハ軍事公債カ現在ニ於テ既ニ年額六七十億ノ租稅ヲ價スルノ事實ニヨリ充分ニ其理由アルヲ知ルニ足ラン、(一九一七年一月十日「キヨルニツシエ、フラルクスタアイツン」)

米國

B. Q. P. E. No. 320.

巴爾幹問題

「セルビヤ」ノ運命ハ講和談判ノ際終局的ニ決定セラルヘシ若シ同國カ歐洲ノ地圖ヨリ除カルトセハ數百萬ノ「ストラヴ」人ヲ埃國ニ與フルカ爲メニ非スシテ埃國、獨逸、聯合諸國「ブルガリヤ」及土耳其古ノ慾心ヲ満足セシメンカ爲ナラン、(一九一六年十二月十八日「ミロー」)

米國

B. B. P. E. No. 320.

總括的講和問題

平和ハ交戰團體ノ一方ノ完全ナル勝利ヲ基礎トスヘカラス而シテ合衆國ハ戰敗者ヲ壓服ス

ルカ如キ平和ノ永久的維持ニ賛同スル能ハサルナリ、(一九一六年十二月十六日「シカゴヘラルド」)

米 國

B. Q. P. E. No. 320.

- 一、北佛及「アルサス」  
「ロルレーヌ」問題
- 二、白耳義問題
- 三、巴爾幹問題
- 四、「ポーランド」問題

今日平和條件ニ就テ論議スル必要アリトスレハ「アルサス」  
「ロルレーヌ」問題程緊切ナルモノハアラス之レ決シテ單純ナル領土、所有權又ハ一國ノ運命若クハ其必要等ノ問題ニアラスシテ實ニ人道上ノ權利及自由ニ關スル問題ナリ、四十五年前ニ於ケル前記二州ノ併合ハ「カハ權利ヲ創設ス」ト云ヘル普魯土魂ノ發現ニ外ナラス「フレデリック」大王ニ由リテ實行セラレタル「ポーランド」ノ併合及今回ノ白耳義併合モ亦同一主義ニ基クモノナリ若シ今日「アルサス」  
「ロルレーヌ」カ佛國ニ還附セラレサルニ於テハ白耳義ニ於ケル現在ノ獨逸ノ政策モ亦世界ノ承認ヲ受クルニ至ルヘク吾人ハ正義、自由及人道ニ就テ論スルヲ止メサルヘカラス歐洲ノ再建ハ先ツ「アルサス」  
「ロルレーヌ」ヨリ始メサルヘカラス白耳義「セルビヤ」  
「アルサス」  
「ロルレーヌ」及「ポーランド」ハ真正ナル永久的平和ノ基礎タラサル

ヘカラサルナリ(一九一六年十二月十八日「ニウヨークトリビュン」)

米 國

B. Q. P. E. No. 320.

- 一、土耳其問題
- 二、巴爾幹問題

「コンスタンチノーブル」ヲ露國ニ割讓スルハ開戦ノ虞ヲ増スモノナリ同地カ露國ノ用ヲナスニハ陸路ヨリ之ニ達スルヲ得サル可カラス從テ「ダニウブ」河口ノ地乃チ「ブルガリヤ」及「ルーマニヤ」ノ領土ヲ其有トナサルヘカラス、然ル時ハ今日迄露國ヲ其保護者ト認メ居タル同地方ノ人民ノ同情ヲ失フヘシ加之「ダニウブ」河口及海峽ノ領有ハ露國ヲシテ同地方ノ商業ヲ監視セシムルニ至リ遅カレ早カレ歐洲諸國トノ紛争ヲ免カレサルヘシ真正ノ解決ハ「コンスタンチノーブル」ヲ自由港トシ各國ヲシテ同一條件ニ拘霑セシムルニアリ斯クスルニ於テハ露國ノ經濟的利益ハ保護セラレ同時ニ戰爭ノ危險ハ除カルヘシ之カ爲メニハ海峽地方ヲ獨立ノ一國トシ國際委員ノ手ニ由リテ支配セシムヘシ(「サー、エドウィンビーヤス」ノ宣言)(一九一六年十二月十七日「ニウヨークタイムス」)



獨逸

B. Q. P. E. No. 320.

「ソルフ」博士  
殖民政策

- 一、商船増加
- 二、根據地ノ  
取得

獨逸帝國ノ殖民大臣 (Directeur de l'Office colonial) 「ソルフ」博士ハ最近「獨逸殖民政策及世界的戰爭ノ教訓」ト題スル小冊子ヲ發行シ獨逸ノ爲メニ大規模ナル殖民政策ノ絕對的必  
要ヲ設ケリ其說ニ由レハ獨逸ノ商船ハ諸外國ノ競爭ニ應シ得ル程度ニ増加セサルヘカラス  
而シテ此等船舶ノ爲メニ根據地ヲ取得スルコトハ聯合國ノ強硬ナル敵意ニ對シ絕對ニ必要  
ナリ、(一九一七年一月十日「ハムブルゲルフレムデンブラット」)

伊國

B. Q. P. E. No. 321.

「アウセツア  
ヒヤザ」氏ノ  
伊太利統一  
見

一九一七年一月十一日「トリブナ」(伊太利)紙上ニ於テ「ヂウセツアヒヤザ」氏ハ「セヌ  
ーシ」宗派ノ伊太利統一主義 (Irredentisme sensouiste) ノ表題ノ下ニ伊國ノ爲メニ現ニ「シレ  
ナイク」ノ一部ニシテ「トリボリ」總督 (Vilayet) ニ屬スル「チベスチ」、「ボルクー」、「カネム」  
及ヒ「エネジ」ヲ要求セリ

露國

B. Q. P. E. No. 321.

露國新聞界ハ一般ニ露帝ノ軍隊及艦隊ニ對スル敕語ヲ歡迎セリ只「ヂエン」(Dienデーニ?)  
ノミハ多少ノ留保ヲナセリ乃チ露帝ノ「ポーランド」ノ獨立ニ關スル説明ハ明瞭ヲ缺キ種々  
ノ批評及疑問ノ焦點トナリ殊ニ將來ノ「ポーランド」ノ境界ニ關シテ特ニ然リ、獨逸モ亦「ポ  
ーランド」ノ獨立ヲ宣言シ之カ爲メニ誘惑セラレタル「ポーランド」人モ少ナカラズ故ニ「ポ  
ーランド」、「セルビヤ」及「アルメニヤ」ニ對スル將來ノ境界ヲ劃スルハ必要ナリ (一九一六  
年十二月三十日(露曆十二月十七日)「コロコル」ニヨリテ引用セラル)

米國

B. Q. P. E. No. 321.

海外殖民地間  
題  
一、日本ノ大  
平洋發展反  
對  
二、「モンロ  
ー」主義固  
持

米國ハ日本ノ大平洋ニ於ケル地位ニ就テ利害ヲ感ス、吾人ハ大平洋ノ島嶼カ日本ノ有トナ  
ルヨリハ寧ロ之ヲ獨逸ニ還附スルコトヲ希望ス此等ノ島嶼ハ「フィリッピン」ニ對スル戰略  
的脅威ナリ尙米國ハ「モンロー」主義ヲ固持セサルヘカラス從テ米大陸ニ關スル問題ニ就テ  
ハ必ス發言權ヲ有セサルヘカラス若シ歐洲諸國カ講和ノ際彼等カ歐羅巴、亞細亞又ハ亞非

三、講和會議ニ發言權ヲ有スヘシ

利加ニ於テ失フタル所ヲ我勢力範圍タル爾米ニ於テ補填セントスルコトアラハ我國ハ之ヲ忍フヘカラス、米國ハ交戰國ノ承認セサル平和ニ干涉スヘカラス然レトモ講和談判ノ開始セラル、曉ニハ米國ハ必ス代表セラレサル可カラス(一九一六年十二月十九日「シカゴトリビューン」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 321.

一、總括的平和問題

戰後ニ於ケル世界ノ平和ハ只獨逸ノ屈服ニヨリテ確保セラルヘシ武力ニヨリテ領土ヲ擴張セントスル計畫放棄ニ對スル保證ハ只武備ノ撤廢ニヨリテ行ハルヘキノミ(「フランクリンギッデングス」教授)(一九一六年十二月十九日「ニューヨークタイムズ」)

米國

B. Q. P. E. No. 321.

一、小國ノ獨立

「セルビヤ」ノ滅亡及其人民ノ獨逸又ハ奧國ニ隸屬スルコトハ近世文明ノ原則ニ背反スル

- 二、白耳義問題
- 三、北佛占領地問題
- 四、巴爾幹問題
- 五、「ボーランド」問題

モノナリ小國民ノ獨立ノ權利ハ承認セサルヘカラス白耳義ヲ獨立セシメ北部佛蘭西ノ占領ヲ撤去シ「セルビヤ」ヲ獨立セシメ且「ボーランド」ヲ外國ノ羈絆ヨリ脱セシムルコトハ必ス實行セサルヘカラスナルナリ(一九一六年十二月十九日「ニューヨークトリビューン」社説)

獨逸

B. Q. P. E. No. 321.

白耳義領有反對

「デルブリユック」教授ハ獨逸ノ白耳義領有ニ反對シ又之ヲ併合セスシテ國內ニ自治ヲ許シ單ニ軍事上ノ連絡ヲ保ツコトニモ反對セリ(一九一七年一月十一日「フラシツシエツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 321.

「アントワープ」及「フランドル」海岸ノ領有

英國カ「アントワープ」及「フランドル」海岸ノ領有ニ重キヲ置クコトハ十二月三十日ノ「バルマルガゼット」ノ論文ヲ見テモ知ルヲ得ヘシ、英國新聞ノ此意見ハ獨逸ニ於テ「フランドル」海岸ヲ獨逸ニ與ヘサル平和ハ英國ノ勝利ヲ意味スルノ確信ヲ強ムルニ足ラン、「アント

ワープ」ハ軍港トシテ第一流ノモノニシテ獨逸カ之ヲ領有スルニ於テハ英國ノ攻撃ヲ防クニ難カラサルヘシ(一九一七年一月十一日「クロイツツアイツング」)

米國

B. Q. P. E. No. 322.

巴爾幹問題

民族主義ノ名ニヨリテ塊國ノ「バルカン」領有ニ反對スルモノアリ然レトモ洪牙利ハ始メ獨立ノ實行ヲ試ミタル後塊國ト聯合スルノ有利ナルヲ悟レリ「バルカン」諸邦モ亦塊國ト聯合シテ一國ヲ構成スル方幸福ナルニ非ルカ(一九一六年十二月十九日「ミルウワイキーフリープレス」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 322.

總括的講和問題

一、「バグダット」鐵道問題

戰爭ノ種子ハ獨逸資本家カ「バグダット」鐵道敷設ノ特許ヲ得タル時ニ播カレタルナリ此鐵道ノ管理及「メンボタミヤ」ノ殖民ハ此戰爭ニ於ケル獨逸ノ主タル目的ナリ然レトモ之レ英國ニ對スル脅威ナルヲ以テ同國ハ飽ク迄之ニ反對セサル可カラス一方ニ於テ露國ハ「コン

二、「土耳其及君府兩海峽」問題

スタンチノーブル」ヲ領有シ且海ニ達スル自由通路ヲ有セサルヘカラス、佛國ハ獨逸ノ軍事的及經濟的發達ノ爲メ二等國ノ列ニ墜落スルヲ防カサルヘカラス伊太利、「ブルガリヤ」、「ルーマニヤ」、「セルビヤ」及希臘ハ單純ナル領土の野心ヲ有ス白耳義侵入ノ如キハ一

三、佛國ノ利益保證

ノ口實ニ過キス吾人ノ見ル所ニ依レハ獨逸ハ彼斯灣ニ通路ヲ開クヘキ德義的權利アリ英國

四、塊國間問題

ハ又自己ノ利益ニ反スル此道路ノ使用ニ付確實ナル保證ヲ得サルヘカラス、佛國及露國ノ

五、「ポーランド」問題

目的モ相當ノ理由アリ塊國ハ「スラーヴ」諸小國ノ野心ニ對シテ保護セラレサルヘカラス

六、白耳義問題

「フィンランド」、「ポーランド」、「リトアニア」ハ獨立ノ權利アリ白耳義ハ獨立ヲ回復シ損害

七、償金問題

ノ賠償ヲ受ケサルヘカラス而シテ土耳其古ノ安寧及將來ノ發展ハ保證セラレサルヘカラス眞

誠ノ永久の平和ハ此等ノ諸權利ヲ事實的ニ承認スルニアリ從テ此平和ハ互讓のナラサルヘカラス而シテ之カ爲ニハ今日ノ如ク未タ何レノ國モ終局的ノ勝利ヲ得サル時期ヲ尤適當トス(一九一六年十二月二十日「ニューヨークアメリカン」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 322.

- 「ロイドデゾーヂ」氏ハ完全ナル賠償、全部ノ還附及有效ナル保證ヲ要求ス之ヲ解釋スレハ
- 一、白耳義國
- 二、巴爾幹問題
- 三、「ボーラ」
- 四、北佛及
- 五、償金問題
- 六、君府兩海峽問題
- 七、軍備制限

「ロイドデゾーヂ」氏ハ完全ナル賠償、全部ノ還附及有效ナル保證ヲ要求ス之ヲ解釋スレハ  
 獨逸ハ白耳義、「セルビヤ」、「ポーランド」及「ルーマニヤ」ヲ放棄シ少クトモ白耳義ニ對シテ  
 ハ賠償ヲナシ「アルサス」、「ロルレーヌ」ヲ佛國ニ返還シ露國ヲシテ自由ニ地中海ニ出ツル  
 ヲ得セシメ及ヒ武備ヲ撤廢スヘキモノトス、獨逸ハ斯クノ如キ條件ヲ承諾ス、キカ否彼ハ  
 其生存ノ爲メニ戰フヘシト云ヘリ之レ斯クノ如キ條件ノ一ヲ承諾スルモ尙國ヲ危クスルノ  
 恐アルヲ以テナリ、(一九一六年十二月廿一日「ニューヨークタイムズ」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 322.

- 一、海洋自由
- 二、軍備制限
- 三、一般強制
- 四、土耳其問題
- 五、海外殖民

米國カ今後ノ講和會議ニ干與スルコトハ緊要ナリ米國ハ獨逸ト同シク海洋ノ自由、軍備ノ  
 制限、國際平和強制同盟等ノ設立ニ利害ヲ有ス、講和會議ハ尙米國ノ土耳其ニ於ケル治外  
 法權問題ヲ解決シ更ニ重大ナル獨逸領太平洋諸島ニシテ今日日本ノ占領シ居ルモノ、運命ヲ  
 決セサルヘカラス、(一九一六年十二月十九日「ミルウワーキーフリープレス」社説)

「ハルガ  
リヤ」

B. Q. P. E. No. 323.

- 海洋自由問題
- (此原則ヲ「ボ  
ス」ヲ「ラス」  
「タルダネル」  
及「バナマ」ニ  
適用スヘシ)

米合衆國ハ海洋ノ自由ニ關シテハ同盟國側ト同意見ニシテ「ウヰルソン」氏今回ノ提議ニ於  
 テモ亦此意見ヲ主張セリ然レトモ海洋ノ自由ハ管ニ「デブラタル」及「スエズ」ノ問題ノミ  
 ナラス「ボス」フ「ラス」、「タルダネル」及現ニ米國ノ手中ニ在ル「バナマ」運河ヲ國際的ノモ  
 ノトナス問題ヲモ起スヘシ此最後ノ問題ハ諸強國ノ爲メニ非常ニ重大ナルモノナリ米國ハ  
 英獨ノ紛争ニ乘シテ利スル所無キカ彼ハ此間ニ乘シテ東亞細亞ニ手ヲ染メントスルニ非サ  
 ルカ彼カ南米ニ其勢力ヲ扶植セントスルハ疑ナキニ非スヤ世界ハ米國ノ驚クヘキ大軍備及  
 ヒ海軍ノ大擴張ニ注目セリ平和ヲ主張スル者何ノ用アツテ斯ク軍備ヲ擴張スルカ歐洲ハ自  
 ラ其紛争ヲ解決スヘシ敢テ他ヲ煩ハスノ要ナキナリ、(一九一六年十二月廿五日「ナロッド」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 323.

- 白耳義ノ支配

獨逸國會議員「ドクトル」フ「ランシユルツエーググエル」ニツツ「教授ハ「エツセン」ニ於テ講話  
 ヲ試ミ白耳義ニ於ケル獨逸支配權ノ將來ニ關スル彼ノ意見ヲ發表セリ之ニ依レハ白耳義ハ

獨逸ノ敵ノ前進哨タルヘカラス「リエーヂ」ハ宣シク帝國西部ノ境界ヲ保護スル戰略的基地タルヘク、白耳義海岸ハ英國ニ對スル海軍ノ支撐點タルヘシ、獨逸ハ「エスコー」河内ヨリ大西洋沿岸ノ商業的利益ヲ保護シ得ヘシ、但シ其實行ハ併合ノ形式ニヨルヘカラス、併合ハ望マシカラス又不可能ナリ、但シ獨逸ハ行政上、軍事上及經濟上ノ三點ヨリ「フランマン」及「ワロン」ノ分離ヲ實行セサルヘカラス（一九一七年一月十二日「キヨルニツシエフタルク スツアイツング」）

## 西班牙

B. Q. P. E. No. 324.

一般獨逸仲裁  
々々判問題

聯合國ハ「ウヰルソン」氏ニ對シ平和及正義ヲ確保シ今日迄暴力ニヨリテ行ハレタル不正不義ヲ反正スル國際同盟創設ノ意見ニ衷心ヨリ賛同スル旨ヲ答ヘタリ果シテ然ラハ此意見ノ實行ヲ必要トスルモノニ就テ先ツ其一部ヲ列舉スレハ左ノ如シ、「ヂブラルタル」、「アイルランド」、「ポルトガル」、「印度」、「マルト」、「シーブル」、「スエズ」、「エヂプト」等之ナリ（一九一七年一月十二日「コレヲエスバニナル」）

## 英國

B. Q. P. E. No. 324.

獨逸大帝國ノ  
夢想  
(北ハ「オスタ  
ン」ヨリ南  
ハ「バクダ  
ン」ニ至ル)

獨逸ハ目下其征服慾カ充タサルタルヲ以テ平和ヲ望ミ居レリ現在戰線ノ狀況ハ「ミツテル  
オイロツバ」ノ夢想ヲ實現ス、雜誌「ニューユーロープ」ノ最近號ニハ吾人ノ刮目シテ見ルヘ  
キ地圖ヲ掲ケタリ此圖上ニハ「オスタンド」ヨリ「バクダツド」ニ至ル迄廣大ナル領土ハ一色  
トナリ居リテ獨逸ノ權力ノ下ニ歸シ、露國ハ其友邦ヨリ隔離セラレ西部歐羅巴ハ不確實ノ  
獨立ヲ有スルニ過キサル半島トナルヘク、獨逸ハ廣大ナル領土ヲ得テ之ヲ組織スルニ約十  
二ケ年ヲ要スヘキモ組織一タヒ成ルニ於テハ歐羅巴及世界ノ主權者タルニ至ルヘシ獨逸ハ  
其攻撃シ及奪取シタル土地ノ上ニ其權力ヲ確定センカ爲メニ平和ヲ欲ス之レ當然ノコトナ  
リ然レトモ聯合國カ敵ニ占領セラレタル土地ヲ回復シ壓服セラレタル諸小國ヲ解放シ新タ  
ナル侵略ニ對シテ歐洲ヲ防衛セントスルハ尙更ラニ當然ナリ、（一九一七年一月十五日「マ  
ンチエスターガーヂヤン」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 324.

- 英國ノ希望
- 一、軍備制限問題
- 二、白耳義復興
- 三、佛國保護
- 四、獨逸勢力發展ニ對スル保證
- 五、海外殖民地問題
- 六、償金問題

英國ノ希望ハ獨逸ニ於ケル社會的革命又ハ聯合軍ノ獨逸征服ニヨリテ普國ノ軍國主義ヨリ英國及歐洲ヲ救済スルニアリ、白耳義ノ復興ニアリ、海軍ノ制限(相互的)ニアリ佛國ノ保護ニアリ、獨逸勢力ノ土耳其領ヲ通シテ「ベルシャ」印度方面ニ發展スルニ對シ確實ナル保證ヲ得ルニアリ尙亞非利加ニ於テ成ルヘク多クノ殖民地ヲ留保スルニアリ更ニ白耳義ノ苦痛ニ對スル賠償ハ感情上ノ必要ニ基クモノナリ英國ハ今日ニ於テ講和會議ニ列シ從來ヨリ有利ノ地位ニ立チ得ヘシ然レトモ若シ英國カ聯合ヨリ脫スルニ於テハ聯合國ハ自滅スヘシ英國ハ感情上及軍事上ノ大損害ヲ受ケタレトモ物質上(經濟上)ノ勝利ヲ得タリ之ニ反シ佛國及露國ハ未タ何等得ル所ナシ此狀態ニ於テ和ヲ講スルハ英國ノ忍フ能ハサル所ナリ、(一九一六年十二月二十日「シカゴトリビューン」社説)

伊國

B. Q. P. E. No. 325.

- 一、土耳其君府兩海峽問題
- 二、亞細亞土耳其古問題

「ボスフラス」及「ダルダネル」ノ領有ハ彼得大帝以來露國ノ熱望スル所ニシテ同國ノ前世記ニ於ケル殆ト總テノ戰爭及ヒ殆ト總テノ條約ハ此目的ヲ達セントスル根氣強キ努力ヲ立證セリ然レトモ若シ露國カ此目的ヲ達シ得ルニ於テハ我國ハ直接ニ其影響ヲ感スルカ故ニ必ス其對價ヲ得サルヘカラス此地中海ノ均勢ヲ破ルヘキ新競爭者ノ出現ニ對シテハ「バクダッド」鐵道背面一帯ノ高地及「アレキサンドレット」港ヲ我有トナスヲ必要トセン、(一九一七年一月十五日「イデアナジョナレ」)

伊國

B. Q. P. E. No. 326.

- 「ダルマチー」領有ノ必要

嘗テ羅馬及「ヴニース」共和國カ「ダルマチー」ノ必要ヲ感シタルト同シク今日ノ伊太利モ亦其必要アリ「アドリヤチック」海ハ伊國ノ湖水トナサ、ルヘカラス之カ爲メニハ如何ナル犧牲ヲ拂フモ辭スヘキニアラス(「ハルビエラ」)(一九一七年一月十八日「ガゼットデルポロ」)

埃洪國

B. Q. P. E. No. 326.

「ポーランド」問題

聯合國ノ米國ニ對スル回答ニヨレハ「ポーランド」ハ其全體ニ於テ統一セラルヘキモ其獨立ハ問題ニ非ス即チ全「ポーランド」ハ強力ナル鞭ノ下ニ集合セラル可キモノナリ聯合國ハ「チエツク」人及ヒ「スラヴ」ニツク「人」ニモ自由ヲ約セルニ拘ラス吾人ニ對シテハ只統一ヲ約セルノミナリ吾人ハ天ニ謝ス獨立セル「ポーランド」軍ハ遠カラス戰線ニ立チテ滿腔ノ感謝ヲ汝等ニ表スルノ時機アラン（一九一七年一月十四日「ノワレフアルマ」）（「クラカウ」）

西班牙

B. Q. P. E. No. 326.

總括的講和問題

聯合國ノ米國ニ對スル回答ハ鋭敏、自尊及傲慢ノ模範ヲ示スモノナリ表面ヨリ見ル時ハ單ニ弱者ノ保護ニアルカ如クナレトモ其結果ヲ考察スル時ハ歐洲ノ小邦分立ハ即英國萬能ヲ意味スルモノニシテ何者カ之ニ對抗スルヲ得ン、聯合國カスノ如キ條件ヲ主張スルハ可ナレトモ何故彼等ハ口ニ小民族ノ獨立ヲ唱ヘナカラ其國內ニ在ル或者ヲ奴隸トナシ居ルヤ、英國、露國、佛國、伊國其他ノ歐洲及歐洲以外ニ壓服セラレ居ル民族少ナカラス何故先ツ此等ヲ獨立セシメサルヤ要スルニ聯合國ノ回答ハ眞面目ヲ缺ケルモノナリ（「ヂローム」）

(From)一九一七年一月十三日「コレヲエスバニアル」

米國

B. B. P. E. No. 328.

一般強制仲裁  
々々判問題(須  
ク博愛公平及  
互讓ノ精神ニ  
出ツヘシ)

平和強制同盟ニ就テ論スル者ノ多數ハ常ニ或國ヲ目的トシ(勿論人ニヨリテ目標ヲ異ニス)其國カ平和ヲ妨害スルヲ防ケントセリ然レトモ斯ノ如キ同盟ノ目的ハ一般的ナラサルヘカラス若シ之ニ反シテ特別的ナルニ於テハ同盟ハ寧ロ懲罰ヲ加フルノ目的ニ出ルモノトナリ却テ戰爭ヲ促カスニ至ラン或國家ノ同盟加入ヲ拒絕スルモ亦同一ノ結果ヲ來タサン故ニ須ク一切ノ迷信及辟見ヲ捨テ博愛、公平及互讓ノ精神ニ出ツヘシ茲ニ於テ始テ其成功ヲ期スルヲ得ン（一九一六年十二月二十六日「フライデルフイヤレコード」）

英國

B. Q. P. E. No. 328.

米國民主黨ノ  
意見

「ニューヨーク」ノ民立黨ハ「バルフアール」氏ノ公文ニ對シテ留保ヲナセリ「ウワールド」ハ

一、「アドリア」海問題  
二、土耳其問題

伊國ノ領土ヲ擴張センカ爲メニ埃國ノ如キ大國ヲ海ヨリ隔絶セシムルハ將來ニ禍根ヲ殘スモノニ非サルヤ否ヤヲ疑ヘリ、尙土耳其人ヲ「コンスタンチノーブル」ヨリ放逐スルコトハ平和保證ノ爲メニ必要ナルモノニ非ス、民立黨ハ尙聯合國ノ餘リニ過大ナル要求ハ更ニ新タナル戰爭ヲ促カス原因トナランコトヲ恐レ居レリ（一九一七年一月十八日「タイムス」）

英國

B. Q. P. E. No. 328.

海外殖民地問題

「ケープタイムス」ハ「ウイルソン」氏ノ提議ニ對スル聯合國ノ回答カ獨逸殖民地ニ關シテ何事ヲモ語ラサルニ不平ヲ抱ケリ此沈黙ハ決シテ英國カ利益ヲ感セサルヲ意味スルニ非ス此等殖民地ノ舊主ノ手ニ戻ルハ講和ノ際ニ於ケル軍事上ノ地位カ之ヲ餘義ナクスル場合ニ限レリ若シ聯合國カ完全ナル勝利ヲ得タル場合ニ英國ハ決シテ單純ナル廉潔心ヨリ之ヲ獨逸ニ返還スヘキニ非サルナリ、（一九一七年一月廿一日「デーリーニウス」(巴里版)）

米國

B. Q. P. E. No. 328.

一般強制同盟  
々々判問題

平和強制同盟ハ其同盟員ノ加入ニ關シ特別ノ條件ヲ設クルニ於テハ始ヨリ失敗ニ終ルヘキハ明ナリ此同盟ノ原則ヲ實行センニハ米國ハ軍隊ヲ「ハイチ」ニ上陸セシムル能ハサルヘク歐洲列強ノ軍隊モ諸小國ノ領土ニ侵入スルノ權利ナカルヘシ斯クノ如キ處置ハ文明ノ利益ノ爲メニ必要ナラン但シ之ヲ實行スルニハ同盟ノ委任ヲ必要トスヘシ（一九一六年十二月廿五日「フィラデルフィヤレコード」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 329.

總括的講和問題  
一、講和ニ關スル正當ノ要求

獨逸ハ世界征服ノ野心ヲ以テ戰爭ヲ誘起シタルモノナリ故ニ彼カ此戰爭ニヨリテ利益ヲ得ルハ極メテ不當ナリ歐洲ハ一九一四年ノ境界ニ復セサルヘカラス尙其外ニ舊時ノ權利侵害モ復舊セラル、コトヲ要ス乃チ白耳義「セルビヤ」及佛國ノ占領地ハ解放セラルヘシ、「アルサス」「ロルレーヌ」ハ佛國ニ還附セラルヘク「トリエスト」「トランタン」ハ伊國ニ屬ス



二、不當ノ要  
 求  
 ヘク、「アルメニヤ」ハ土耳其ノ虐殺ヨリ免カルヘシ而シテ「トランスシルヴァニア」カ「ルーマニヤ」ニ與ヘラルトセハ之レモ亦正當ナリ、之ニ反シ「コンスタンチノーブル」ヲ露國ニ「シリ」ヲ佛國ニ與ヘ、亞非利加ノ獨逸殖民地ヲ分割シ、獨逸ノ海軍根據地及殖民地ヲ廢滅シ「ガリシヤ」ヲ露國ニ與ヘ「ブルガリヤ」ヲ分割スル等ノ行爲ハ全ク別種ノ觀念ヨリ來ルモノナリ、尙「ポーランド」ノ統一及獨立カ可能ナル場合ニ之ヲ露國ニ併合スルコトモ亦權利問題ニ非スシテ寧ロ武力ノ問題ナリ、(一九一六年十二月三十日「ニューヨークトリビュン」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 329.

總括的講和問題

普國ノ軍國主義ヲ潰滅スルニ非レハ平和ハ望ムヘカラストノ説ヲナスモノアリ然レトモ總テノ戰爭ノ原因ヲ研究スレハ其裏面ニハ必ス資本ノ關係カ存在スルコトヲ知ルヘシ故ニ戰爭ヲ終局セシメント欲セハ普國ノ軍國主義ヲ討滅スルノミニテハ不可ナリ尙資本主ヲ討伐セサルヘカラス(「ウイリヤムフアイゲンハイム」)(一九一六年十二月二十九日「ニューヨークコール」)

英國

B. Q. P. E. No. 330.

獨逸大宰相及外務大臣ノ意見

一、白耳義問題  
 二、償金問題  
 三、北佛及「アルサス」  
 「ロルレーヌ」問題  
 四、海外殖民地問題  
 一月廿四日「アムステルダム」發伯林ヨリ來着セル南米某國ノ外交官ハ去週獨逸大宰相及外務大臣「チンメルマン」氏ト午饗ヲ共ニシタルカ其外交官ノ話ニ依レハ白耳義ノ復舊ニ就テハ大宰省及外務大臣ハ「カイゼル」及「ヒンデンブルグ」ト意見ヲ同フシ居ルコト確實ニシテ恐クハ賠償ニ就テモ同一ナラン、「アルサス」「ロルレーヌ」問題ニ關シテハ前記諸君ノ意見ハ不思議ニ調和的ニシテ若シ聯合國カ武力ヲ以テ「アルサス」ヲ取ルニ必要ナル犠牲ヲ惜ムナラハ佛領印度支那ト「アルサス」トヲ交換シテ可ナリトコトナリ此提議ハ佛國ニ對シテハ寬大ナル處置ノ如ク見ユレトモ實ハ英國、印度及日本ニ對シ鋒鏘ヲ向クルモノナリ獨逸カ「アルサス」ヲ與フル眞意ハ暫ク之ヲ佛國ニ預ケ置キテ次回ノ戰爭ノ際之ヲ取戻シ印度支那ト併セテ之ヲ我有トナサントスルモノナリ(特別通信)(一九一七年一月廿二日「デーリーエクスプレス」)

露國

B. Q. P. E. No. 330.

海外殖民地問題

獨逸ノ提議ハ決シテ眞面目ノモノニ非ス殖民地問題ニ關シテ沈黙ヲ守ルハ何事ソ大陸ニ於ケル獨逸軍ノ勝利ハ唯一ノ封鎖問題ノミニ對シテ既ニ顔色ナカラシ「カイゼル」ハ嘗テ「獨逸ノ將來ハ海上ニアリ」ト宣告シタルニ非スヤ封鎖ハ海軍ノ全敗ヲ意味ス其陸軍カ如何ナル戰勝ヲ得ルモ世界ヨリ隔離セラレタル獨逸ハ滅亡ヲ免カレス人道ノ爲メニ戰ヒツ、アル聯合國ハ如何ナル事情アルモ其嵩高ナル目的ヲ拋棄スル能ハサルナリ（一九一七年一月二日（露曆一九一六年十二月廿日）「ルスコエスロヴァ」）

和蘭

B. Q. P. E. No. 330.

土耳其問題

聯合國ハ何故ニ土耳其人ヲ歐洲ヨリ放逐セントスルカ若シ土耳其人カ數世紀前「ビザンス」帝國ヲ征服シタル爲ナリト云ハ、何故ニ米國ヲ赤人ニ還シ「トランスヴァール」ヲ「カツフル」人ニ還附セザルカ尙一方ニ於テ英國ハ獨逸覇權ノ樹立ヲ妨ゲ歐洲ヲ救ヒタリ中央諸國

ハ封鎖ニ對シテ異議ヲ唱フルノ權利ナシ獨逸人ハ開戦ノ初ヨリ英國ヲ飢餓ニ陥ラシムヘク試ミタルニ非スヤ（一九一七年一月十二日「ハンデルスブラッド」）

米國

B. Q. P. E. No. 331.

一、原狀回復  
ハ困難ナリ  
二、講和ノ得  
策

原狀回復問題ハ其解釋頗ル困難ニシテ且軍備ニ對シ何等ノ制限ヲモ設クルモノニ非ス、總テ小國ハ真正ノ獨立ヲ有スル能ハスシテ只大國ノ附屬物タルニ過キス、且ツ如何ニシテ「ポーランド」ヲ戦前ノ狀態ニ復スヘキカ、如何ニシテ土耳其ニ於ケル獨逸ノ支配權ヲ廢止スヘキカ、獨逸ノ軍國主義ヲ撤廢スルニハ獨逸ヲ無勢力トナスニ非サレハ不可能ナルニ非スヤ若シ獨逸カ「バルカン」ニ於テ得タル利益ヲ奪還スル能ハサルモノトセハ寧ロ今ニ於テ和ヲ講スルヲ得策トスルニ非スヤ（「ブツシユネルハルト」教授）（一九一六年十二月三十一日「ニューヨークタイムス」）

伊國

B. Q. P. E. No. 331.

歐羅巴土耳其問題

土耳其ニ於ケル原狀回復ハ許スヘカラス從來土耳其ハ名義上獨立國ト稱シ居タルモ實際ハ歐洲諸國ノ監督ヲ受ケ居タルナリ然ルニ獨逸ハ他ノ諸國ヲ除外シ己レ獨リ之ヲ監督スルニ至レリ然ルニ今若シ之ヲ復舊セントセハ非常ナル紛雜ヲ來シ更ラニ新タナル爭亂ノ原因トナラン且「シリヤ」ノ虐待「アルメニヤ」ノ殺戮ノ如キ蠻行ヲ反復シテ歐洲文明ヲ侮辱スル國家ノ獨立ヲ保存センカ爲メニ將來ノ平和ヲ犠牲ニスルカ如キハ解スヘカラサルナリ歐羅巴土耳其ノ廢滅ハ人類ノ進歩ノ爲メニ蠻行ノ廢止ヲ意味スルモノト云フヘシ（一九一七年一月二十日「ユリエレデラセラ」）

英國

B. Q. P. E. No. 332.

獨逸帝國組織變更問題

大統領ノ理想ハ普魯士ノ軍國主義ト相容レス從テ其理想ノ實現ハ獨逸ノ暴政ノ滅亡ヲ意味ス吾人ハ大統領ノ所謂「海洋ノ自由」ナル語ノ眞意ヲ知ラス然レトモ其以外ニ於テハ大統領

ト同一目的同一理想ヲ有セリ、（一九一七年一月二、三日「ウエストミンスターガゼット」社説）

英國

B. Q. P. E. No. 332.

海洋自由問題

海洋ノ自由ニ關シ「ウヰルソン」氏ノ意見ハ少シク吾人ノ讓歩ヲ希望スルモノ、如シ吾人ハ決シテ封鎖ノ權利ヲ拋棄スルモノニ非ス然レトモ一般海上法ノ問題ハ協議ノ上決定スヘキモノナリ而シテ我敵カ現ニ實行スルカ如キ敵國及ヒ中立國商船ノ破壞ハ當然承認セラレヘキモノナリ、（一九一七年一月二十四日「マンチエスターガーヂヤン」社説）

瑞典

B. Q. P. E. No. 332.

總括的講和問題

「ミルラン」氏ハ一月十四日「マルセーユ」ノ海事協會 (Ligue Maritime) ニ於ケル演說ニ於テ佛國ハ管ニ「アルサス」「ロルレーヌ」ノミナラス「ライン」河ノ左岸全部ヲ要求スヘキ旨

ヲ述ヘタリ尙同氏ノ意見ニヨレハ丁抹ニ還附スヘキモノハ管ニ丁抹人カ多數ヲ占ムル北部  
「シユレスウイツヒ」ノミナラス尙獨人カ多數ヲ占ムル「シユレスウイヒ」ノ一部ト「ホルス  
タイン」ヲモ包含スヘキモノトセリ、此併合ノ意見ハ民族ノ權利承認ノ結果トシテ佛國ノ  
前國務卿ヨリ平然トシテ發表セラレタリ説ノ當否ハ別ニ註釋ヲ要セサルヘシ、(一九一七年  
一月十四日「ストツクホルムダーグブラツド」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 333.

「ウヰルソン」氏ハ「モンロー」主義ヲ主張シナカラ歐洲ノ戰爭ニ參加セントスルハ自ラ此主  
義ニ反スルモノナリ彼ハ交戦者ニシテ其提議ニ賛同セサルモノニ對シテハ米國ノ實力ヲ用  
フヘク決心シタル旨ヲ言明セリ而シテ彼ノ提議ノ各項ハ悉ク獨逸ノ利益ニ反セリ例ヘハ  
一、土耳其國  
二、海洋自由  
「ダルダネルス」海峡ノ中立ハ土耳其帝國ノ頽廢及ヒ獨逸ノ東方政策ノ失敗ヲ意味ス、若シ  
彼カ常ニ口ニスル如ク眞ニ海洋ノ自由ヲ希望スルナラハ英國ト商議シテ倫敦宣言ヲ實行セ  
シメテ可ナリ、「ウヰルソン」氏ハ常ニ戰爭ノ悲惨ヲ訴フ然ルニ事實ニ於テハ戰爭ヲ永續セ

シムル行爲ヲ爲セリ、彼ノ云フカ如キ勝利無キ平和ハ獨逸帝國ノ衰頽ヲ招ク獨逸ハ人類ノ  
將來ヨリモ寧ロ獨逸ノ將來ニ就テ非常ニ多クノ利害ヲ感ス大統領ノ教書ニ示セル主義ノ實  
行ハ中歐帝國ノ爲メニ不幸ナル結果ヲ齎ラスモノナリ、(一九一七年一月二十四日「レヴエ  
シトロー」)「ドイツチエターグスツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 334.

總括的講和問

勝者タル獨逸ハ「ウヰルソン」氏ノ所謂「勝利ナキ平和」ニハ同意スル能ハス而シテ其讓歩ノ  
最大限ハ穩當ナル條件ノ提出ニアリ、獨逸ハ直接ニ敵國ト交渉スヘシ「モンロー」主義ヲ固  
持スル「ウヰルソン」氏カ歐洲ノ事ニ干涉スルハ其主義ニ違反スルニ非スヤ(「ベルンハル  
ド」)一九一七年一月二十四日「フラツシツシエツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 334.

一、北佛及「アルサス」  
 二、「ポーランド」問題  
 三、白耳義問題  
 四、土耳其古問題  
 五、軍備制限問題  
 六、海洋自由問題

「ウヰルソン」氏ノ提議ハ不公平ニシテ聯合國カ我國ノ滅亡ヲ企圖スルモノナルコトヲ知ラ  
 ス政府ハ被治者ノ同意ナクシテ正當ナル權利ヲ有スル能ハサル旨ヲ主張セリ其結果吾人カ  
 劍ヲ以テ獲得シタル「アルサス」「ロルレーヌ」「ポーランド」及白耳義ヲ拋棄セシメントス  
 ルニ於テハ吾人ハ之ニ反對セサルヘカラス吾人ハ露國カ海ニ達スル通路ヲ得ルコトニ反對  
 セス吾人ハ尙軍備制限ニヨリテ保證セラルヘキ海軍ノ自由ニハ絶對ニ賛成ナリ然レトモ英  
 國ハ陸上ノ武備撤去ヲ主張スル前ニ先ツ其軍艦ノ建造ヲ制限セサルヘカラス「ウヰルソン」  
 氏ノ人道主義ハ殊勝ナリ然レトモ彼ハ只理想家ニシテ歐洲ノ利害衝突ノ本義ヲ解セス且彼  
 ノ同情ハ常ニ敵國側ニアリ、(一九一七年一月二十四日「スツッドガルニール」ノイエスターゲ  
 ブラット)

奥國

B. Q. P. E. No. 334.

一、總括的諸  
 二、和問題  
 三、奧洪國問  
 四、問題

「ウヰルソン」氏ノ上院ニ於ケル演説ハ米國ノ政策ハ國初以來人民ノ所屬ヲ定ムルニ就テ常  
 ニ民意ヲ尊重スル旨ヲ述ヘタリ然レトモ「テキサス」在住ノ西班牙人及南部ノ開墾者ハ合衆

國ニ併合セラル、前其意見ヲ問ハレタルコトナシ之ニ反シ若シ奧洪國ニ於テ「レフエレン  
 ドム」ヲ爲スニ於テハ一般ノ住民ハ其種族ノ如何ヲ問ハス帝國ノ維持ヲ要求スルノ點ニ於  
 テ一致スヘシ、(一九一七年一月二十三日「ノイエフライエブレツセ」)

米國

B. Q. P. E. No. 334.

一、白耳義問  
 二、土耳其古問  
 三、海外殖民  
 四、地問題  
 五、海洋自由  
 六、北佛及  
 七、アルサス  
 八、ロルレー  
 九、ポーランド  
 十、白耳義問  
 十一、土耳其古  
 十二、軍備制限  
 十三、海洋自由  
 十四、問題

交戰諸國中四箇國ハ戰前ニ有シタル以上ノモノヲ求ムルコトナシ白耳義ハ舊領土及人民ヲ  
 回復シ其商業ヲ復活セシムルヲ得ハ満足セン、葡萄牙ハ英國ノ附屬物ニ過キス戰争前既ニ  
 解散ノ運命ニ迫リ居タル土耳其ハ一九一四年ノ領土ヲ保有スルヲ得ハ無上ノ幸福ナラン英  
 國ハ交戰大國中唯一ノ領土的野心無キ國ナリ只其殖民地及海上ノ霸權ヲ保有センコトヲ望  
 メリ他ノ諸國ハ皆併合ノ野心アリ佛國ハ四十年來「アルサス」「ロルレーヌ」ヲ俟テリ伊國  
 ハ一八五九年「トランド」及「トリエスト」ヲ望ミ奧國ハ一八七八年以來「サロニツク」迄進出  
 スル機會ヲ俟テリ「バルカン」ノ五國乃チ「セルビヤ」「モンテネグロ」「ブルガリヤ」「ル  
 マニヤ」及希臘ハ土耳其及ヒ相互ノ領土ヲ侵略シテ自己ノ領土ヲ擴張セントシ日本ハ膠州

十、獨逸帝國  
組織變更問題

及支那ニ向テ秋波ヲ送り露國ハ一世紀半以前ヨリ「コンスタンチノーブル」ヲ得ルノ機會ヲ俟テ居タルカ開戦以後之ニ就テ英國及佛國ノ承諾ヲ得タリ、獨逸ハ歐洲ニ於テハ領土併合ノ希望ナカリシモノ、如シ只數週間ニ佛國ヲ擊滅シ次テ露國ヲ破リテ平和ヲ強要シ而シテ後英國ヲ襲ヒ賠償トシテ殖民地及海軍根據地ヲ奪取セントシタリ此計畫ハ敗レタリト雖モ要スルニ獨逸ハ戰爭終結ニ當リ英國ト共ニ海上權ヲ兩分セント欲シタルナリ尙東方ニ於ケル獨逸ノ計畫ハ恐ルヘキモノニシテ土耳其領ヲ通シテ「シリヤ」及「メソポタミヤ」迄獨逸ノ勢力ヲ扶植シ斯クシテ「スエズ」及印度ニ對スル側面ノ瞰制地點ヲ占有セントスルニアリ聯合國ハ斯クノ如ク歐亞兩大陸ニ跨ル大獨逸帝國ノ出現ヲ承認スヘキカ此目的ヲ達スルニ於テ獨逸ハ一切ノ賠償ニ應スヘク一切ノ領土併合ヲ斷念スヘク又「ポーランド」ヲ放棄スヘシ（一九一七年一月二日「シカゴヘラルド」）

六六

米國

B. Q. P. E. No. 334.

一、諸國ノ領土の野心

英國ハ交戦大國中唯一ノ領土約野心無キ國ナリ他ノ諸國ハ皆併合ノ野心アリ（中略）日本ハ

二、日本問題

膠州及支那ニ向テ秋波ヲ送り云々（一九一七年一月二日「シカゴヘラルド」）

澳洪國

B. Q. P. E. No. 335.

一、海洋自由問題

恒久的の平和の確立ニ就テハ吾人ハ全然賛成ナリ吾人ハ更ニ尙現ニ英國ノ爲メニ獨占セラレ

二、總括的諸和問題

居ル海洋ノ自由ヲ希望ス

三、澳洪國問題

小民族保護ノ文句ハ聯合國ノ語法ヨリ「ウヰルソン」氏ノ教書中ニ浸入シタルカ其中ニハ露國ヨリ壓迫セラレ居ル「フィンランド」人、「ポーランド」人、「バルタ」人及英國ヨリ虐待セラレ居ル「アイルランド」人、「ボア」人埃及ノ「フェラー」人等ヲ包含スルヤ否ヤ、更ラニ我帝國ノ國民ニ關シテハ大統領ノ觀察誤レリ總テノ澳洪人ハ此戰爭中確因不動ノ忠實心ヲ立證セリ、（一九一七年一月二十三日「ベステルロイド」）

米國

B. Q. P. E. No. 335.

六七

## 土耳其問題

土耳其ハ存在ノ理由ナシ若シ戰爭カ何等カ人類界ニ貢獻スル所アリトスレハ土耳其ノ廢滅ノ如キハ明カニ其一ナリ管ニ歐羅巴土耳其ノミナラス尙亞細亞土耳其モ亦其運命ヲ共ニスヘキナリ、土耳其ハ其無能ト腐敗トノ爲メ久シキ以前ヨリ既ニ潰滅スヘカリシヲ只列強ノ意思ノ不一致ヨリ人工的ニ餘喘ヲ保チタルニ過キス彼ハ其臣民ヲ壓迫シ進歩ヲ妨害ス、土耳其人ハ其國內ニ於テ彼等ヨリ多數ニシテ古キ歴史ト進歩セル文化トヲ有シ獨立スヘキ權利アル多數ノ種族ヲ抑壓セリ「アルバニヤ」人、「シリヤ」人、「アラビヤ」人、「カルヂヤ」人、「クルド」人「アルメニヤ」人等ハ土耳其人ノ爲メニ苦惱セリ、土耳其人ハ常ニ國際法及人道ニ背ケリ土耳其ノ存在スル限リ世界ノ平和ハ脅威セラル彼ノ戰略的地位ハ全世界ノ通路ニ當リ常ニ世界ヲ攪亂セリ土耳其ノ潰滅ハ永久ノ平和ノ必要條件ナリ（一九一七年一月二日「クリヴランドブレインデーラー」）

## 米國

B. Q. P. E. No. 336.

## 軍備制限問題

軍國主義ヲ撤廢シ小民族ノ自由ヲ確保スルニ非サレハ平和ヲ談スヘカラスト云フ者アリ、

然ラハ何レノ軍國主義ヲ廢スヘキカ？日本ノ其レカ？露國ノ其レカ？此兩者ハ何レモ他國民ノ平和及安寧ヲ脅カスコト著シキモノアリ更ラニ翻テ獨逸及奧國ノ軍備ヲ廢シ而シテ「ポーランド」ヲ蹂躪シ東普魯士及「ガリシヤ」ニ於テ數十萬ノ良民ヲ虐殺シタル野蠻國ヲシテ其意ノ儘ニ獨塊ヲ踏潰セシムヘキカ、（一九一七年一月五日「ニューヨークアメリカン」社説）

## 米國

B. Q. P. E. No. 338.

## 日本問題

露國及日本—最近ノ條約ハ重要ナル事項ヲ含メリ之ニ依レハ日本ハ中部及東部滿洲ヨリ軍隊ヲ撤退スヘシ之ニ由リ露國ハ東部西比利亞ノ軍隊ヲ歐洲ニ利用シ得ヘシ、日本ハ旅順哈爾濱間ノ鐵道全線ヲ其管理ノ下ニ置クヘク松花江ハ日本商業ニ向テ開放セラル戰後日本ハ樺太島全部ヲ取得スヘシ（一九一七年一月七日「ブルックリンイーグル」）

## 伊國

B. Q. P. E. No. 338.

- 一、巴爾幹問題
- 二、「アドリヤ」海問題

洪牙利ノ新聞ニ依レハ彼國ノ戰爭ノ目的ハ特ニ巴爾幹及「アドリヤチック」問題ニ就テ聯合國ト一致シ難キコトヲ發見スヘシ「アドリヤチック」ニ於テ我國(伊國)ノ利益ヲ無視シテ權威ヲ恣マ、ニシ「セルビヤ」ニ對シテ從前ヨリ重キ政治的及經濟的羈絆ヲ被ラシメ「セルビヤ」及「ルーマニヤ」ノ要求ヲ全然拒絶スヘシト云フ之レ彼國新聞界ノ論調ナリ思フニ彼等ハ聯合國特ニ伊太利カ劍ヲ執リテ起ツニ至リシ主タル理由ヲ解セサル者ナラン、(一九一七年一月廿九日「コリエレヂタリヤ」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 338.

- 一、土耳其問題
- 二、海外殖民地問題
- 三、北佛占領地「アルサス」問題
- 四、「アドリヤチック」海問題

「ウヰルソン」氏ノ提議ニ答ヘタル聯合國ノ公文ニハ故ラニ土耳其及獨逸殖民地ノ運命ニ就テ明言スルコトヲ避ケタリ然レトモ之決シテ彼等ノ無慾ヲ意味スルニ非スシテ實ハ其分配問題ハ原則トシテ既ニ彼等ノ間ニ定マリタルコトト信ス英國ハ寧ロ豫メ其選擇ヲ制限シ置クコトヲ好マサリシナラン英國ノ主タル目的ハ政治的及經濟的ニ獨逸ヲ衰弱セシムルニアリ而シテ一般輿論ハ若シ獨逸及塊洪國カ原狀回復ヲ承諾シ「アルサス」及「トリエ

- 五、巴爾幹問題

スト」及「トランタン」ヲ割讓スルモ歐洲ニ於ケル霸權ヲ回復スルノ方法ヲ存スルニ於テハ獨逸ヲ勝利者ト看倣スヘシトノ意見ニ一致セリ從テ聯合國側ノ主ナル目的ハ土耳其巴爾幹諸國及中歐諸國ヲ連結セル團體ヲ粉碎スルニアリ、(一九一七年一月廿八日「フョールウェルツ」)

米國

B. Q. P. E. No. 339.

- 一、白耳義問題
- 二、北佛占領地「アルサス」問題
- 三、巴爾幹問題
- 四、土耳其問題

「サー、サム、ヒューズ」氏ノ紐育ニ於ケル演說ノ大要ハ左ノ如シ  
 聯合國ハ人類ノ權利ノ爲メニ戰ヒツ、アリ獨逸人モ此人類ノ中ニ包含セラル、コト勿論ナリ彼等ノ戰爭ノ目的ハ白耳義(和蘭)?佛蘭西、波蘭、「ルーマニヤ」、「セルビヤ」及「モンテネグロ」ノ復興ニアリ「キール」運河ハ砲壘ヲ撤去シテ公開セラレサル可カラス「シユレーヌウイヒホルスタイン」ハ丁抹ニ還附スヘク、土耳其及波斯ハ獨逸ノ計畫ヨリ解放セラル、ヲ要シ「アルメニヤ」ハ新タナル虐殺ヨリ豫防セラルヘク、「アルサス」及「佛國」ニ還附セラルヘシ、(一九一七年一月九日米國諸新聞)



米國

B. Q. P. E. No. 304.

七二

總括的講和問題

今回ノ戰役ニ關シ一般交戰國及中立國間ニ一致セル意見ハ其終局的平和ヲ以テ終ラサルヘカラサルノ點ニアリ然レトモ終局的平和ナル語ハ何ヲ意味スルヤ軍國主義者ノ云フ所ニヨレハ終局的平和ハ交戰者ノ一方カ根本的打撃ヲ受クルニ非サレハ望ムヘカラスト然レトモ歴史ハ之ヲ否定セリ「ナポレオン」ノ勝利ハ何レモ根本的ナリシニ拘ラス實際ニ於テ其締結セル平和ハ決シテ永續的ノモノニ非ス又一八七〇年ノ普佛戰爭ノ如キモ佛國ノ受ケタル打撃ハ根本的ナリシニ拘ラス尙今回ノ如キ復讐戰ヲ惹起シタルニ非スヤ之ニ反シ一八六六年普墺戰爭ノ如キ普國ハ故ラニ根本的打撃ヲ墺國ニ與フルヲ避ケ却テ友邦トナレリ、「クリミヤ」戰爭モ引分ニ終リタルニ拘ラス今日英、佛、露ハ聯合セルニ非スヤ又日露戰爭ニ於テモ交戰兩國ハ何レモ終局的打撃ヲ受ルニ至ラサリシニ拘ラス日露兩國ハ十年ヲ出スシテ良友トナリシニ非スヤ乃チ歴史ハ決勝的平和カ却テ不決勝的平和ヨリ永續セサルコトヲ明示スルモノナリ、(一九一七年一月七日「シカゴトリビューン」社説)

獨逸

B. Q. P. E. No. 340.

無賠償無併合  
平和問題

國會議員「シャイデマン」氏ハ無賠償無併合ノ平和ヲ主張セリ若シ斯クノ如クナラハ帝國政

府ハ戰後年々六七十億「マルク」ノ新稅ヲ徵收セサル可カラス之ニ地方稅及市町村稅ヲ合スル時ハ吾人ハ少クトモ今日ノ納稅ニ六倍スルモノヲ支拂ハサルヘカラス是レ獨逸經濟ノ破綻ナリ故ニ須ラク斯ノ如キ謬見ヲ排シ戰敗者ヲシテ戰費ヲ負擔セシムヘシ若シ彼等カ償金ヲ出ス能ハサレハ其代價トシテ土地、森林、鑛山、工場、鐵道、運河等ヲ取得スヘシ此等ハ寧ロ獨逸ノ領土擴張ノ爲メニハ償金ニ優ルモノナリ之レ敵國ノ爲メニハ苦痛ナルヘシ然レトモ吾人ノ干與スル所ニ非ス彼等ハ戰爭ヲ欲シタルモノナリ戰敗ハ自業自得ナリ、(一九一七年一月二十九日「ライニツシウエストフアールツシエツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 340.

償金問題

償金問題ニ就テハ盛ニ論争セラレツ、アリ余輩ハ獨逸國カ償金ヲ得ルニ非サレハ絶對ニ戰後ノ負擔ニ耐ユル能ハスト迄信スル者ニ非ス然レトモ獨逸ノ工業ハ過重ノ負擔ノ爲メニ萎靡振ハサルニ至リ戰前ノ地前ニ復スルコトハ不可能ナラン殊ニ米國及日本ノ競爭ハ最モ恐ルヘキモノニシテ英國モ亦大西洋對岸ノ領土ノ爲メ我與國ヨリモ其經濟的地位ヲ回復ス

七三

ルニ速カナラン從テ獨逸トシテハ無賠償平和ハ何レノ點ヨリ見ルモ贊同スヘキモノニ非サルナリ、(一九一七年一月三十日「クロイツツアイツング」)

瑞 西

B. Q. P. E. No. 341.

土耳其問題

或確カナル筋ヨリ聞ク所ニヨレハ土耳其古分割ニ關スル聯合國側ノ最初ノ協商ハ單ニ「コンスタンチノーブル」ヲ「エノスメヂヤ」ノ線ニ至ル迄ノ附屬地ト共ニ露國ニ與フルニ過キス尙此外ニ「イムブロス」及「テネドス」諸島「マルマラ」ノ諸島及亞細亞ノ海岸ニ於テ里海「ボスフゾール」、「イスマミッド」灣及東方「サカリヤ」河ニ接スル半島ヲ露國ニ與フルノ約束アリ而シテ海峽ニ於ケル露國ノ勢力ニ對シ均衡ヲ維持スル爲メ英國ハ「サモトラス」及「レムノス」ヲ占領セリ、其後協議ノ結果小亞細亞全部ヲ分配スルコト、ナリ、乃チ「トレビゾンド」及「クルヂスタン」ハ露國ニ歸シ佛國ハ「アダナ」、「メルシナ」及北方「シヴアス」及「カルブート」ニ達スル「ヒンターランド」ヲ併セテ「シリヤ」ヲ得、英國ハ「メリボタミヤ」ヲ得「アナトリア」ノ殘部ハ英國及佛國ノ勢力範圍ニ區分セラレ「バレスタイン」ハ國際的トナリ「アラビ

ヤ」ハ聖都ヲ合セラ一國又ハ聯邦ヲ組織シ英國及佛國ノ宗主權ノ下ニ置クコト、セリ、(一九一七年一月三十日「バースレルナハリヒテン」)

獨 逸

B. Q. P. E. No. 341.

白耳義問題

余輩ハ普通ノ意義ニ於テ白耳義ヲ獨逸帝國ニ併合スヘシト主張シタルコトナシ又如何ナル形式ニ於テ白耳義ヲ獨逸ノ覇權ノ下ニ置クヘキカハ主要ノ問題ニ非ス要スルニ之ヲ西方諸國ノ勢力ヨリ離隔スルコトヲ獨逸ノ爲メニ死活問題ト認ムルノミ形式ノ如キハ後日必要ニ應シテ之ヲ定ムレハ可ナリ「デルブリユツク」氏ハ白耳義ヲ獨逸ノ保護國ニナスニ於テハ白耳義軍隊ヲ設置セサルヘカラサルカ故ニ困難ナル問題ヲ惹起スヘシト論スレトモ白耳義防衛ノ任務ヲ永久ニ獨逸ニ委任スルニ於テハ此問題ノ解決ハ容易ナラン、(一九一七年一月二十八日「レヴエントロー」)「ドイツチエターグスツアイツング」)

英 國

B. Q. P. E. No. 341.

波蘭問題

獨逸通信ハ波蘭問題ニ關シ當分沈黙ヲ守レリ波蘭王國ノ建設ハ躊躇ノ色アリ之レ波蘭ハ將來ノ平和會議ニ於テ頗ル困難ノ立場ニ在ルヘキカ故ナリ、獨逸式ナル獨立ノ約束ハ波蘭ノ人民ヨリ歡迎セラレサリシコトハ何人モ知ル所ナリ獨逸ノ力ニヨル波蘭ノ獨立ハ餘リ多クノ危險ヲ含メリ第一、波蘭ハ露國ヨリ分離スルニ就テ經濟的ニ損害ヲ被ルヘシ波蘭ハ露國內ノ工業地トシテ知ラレタルモノナリ然ルニ今此大市場ト其無限ノ將來トヲ拋棄スルコトハ波蘭人ノ好ム所ニ非ルヘシ尙戰爭ハ露人ト波蘭人トノ間ニ密接ナル利害關係ヲ作レリ獨軍侵入ノ爲メ二百萬以上ノ波蘭人ハ難ヲ避ケテ露國ノ内部ニ入り其大部分ハ「ヴラルカ」及「ウーラル」地方ノ人民ノ間ニ住所ヲ定メ商業又ハ工業ニ従事セリ此新タナル關係ハ講和ノ爲メニ解除セラルヘキモノニ非ルナリ（一九一七年一月六日「イヴニングポスト」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 342.

一、總括的講和條件

聯合國ノ「ウヰルソン」氏ノ提議ニ對スル回答ハ獨逸ノソレヨリモ談泊ナリ彼等ノ平和條件ハ過重ナリ然レトモ最初ノ條件ノ過重ナルハ通常ノコトニシテ後ニハ必ス讓歩的態度ニ出

二、土耳其問題

中立諸國ハ聯合國カ小國民及占領地ニ就テ云フ所ノ總テニ賛同ス總テノ文明國ハ土耳其

三、埃洪國問題

ノ歐洲ヨリ驅逐セラル、ヲ歡迎スヘシ然レトモ埃洪國ノ分離問題及「アルサスロルレーヌ」

四、北佛占領地「アルサスロルレーヌ」問題

ノ還附問題ニ就テハ異議アルヘシ、（一九一七年一月十三日「ファイラデルファイヤレコード」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 342.

一、白耳義問題

聯合國ノ「ウヰルソン」氏ノ公文ニ對スル返答ハ滑稽ナリ彼等ハ同盟國側カ賛同セサルヘキ

二、北佛占領地「アルサスロルレーヌ」問題

ヲ和悉セリ同盟側ハ白耳義及北部佛蘭西ヲ解放シ波蘭王國ヲ設立シ正當ナル原則ニ從テ「バルカン」ノ地圖ヲ改造スルコトニ賛同セン然レトモ「アルサスロルレーヌ」ヲ佛國ニ還附

三、波蘭問題

シ「コンスタンチノーブル」ヲ露國ニ讓與シ又ハ埃國ノ解體ニ同意スヘシト云フカ如キハ決

四、巴爾幹問題

シテ有リ得ヘキコトニ非ス聯合國カ斯クノ如キ條件ヲ提出スル以上ハ彼等カ正當ナル平和

五、土耳其問題

ヲ望ムモノニ非サルヲ知ルヘシ、（一九一七年一月十三日「ミルヴヰキーフリープレス」社

六、埃洪國問題

説）

獨逸

B. Q. P. E. No. 343.

北佛占領地問題

帝國主義ノ經濟學者ノ熱望スル「ロングウイブリエー」(Longwy-Briey)ノ盤谷ノ併合ハ却テ我國ノ經濟界ニ損害ヲ齎ラスモノナリ、(一九一七年一月三十日「アルバイテルツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 343.

一、總括的講和條件

「ウヰルソン」氏ノ提議ニ對スル獨逸ノ回答ノ趣意ニ依レハ獨逸ハ總テノ民族カ自ラ處決スル權利アルコトヲ信スルカ故ニ愛蘭及印度カ其自由ヲ回復スルコトヲ眞誠ニ歡迎ス之ニ反シ白耳義國カ存在スル間ハ「フラマン」種族ハ自由ヲ得ル能ハス若シ白耳義國內ニ生活スル「フラマン」、「ワロン」兩民族ニ對シ眞正ナル自由ヲ與ヘントセハ彼等ヲ全ク分離シテ獨逸ノ保護ノ下ニ二邦國ヲ建設スルヲ要ス(「レヴエントロー」)(一九一七年二月一日「ドイッチエターゲスツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 343.

一、海洋自由問題

二、白耳義國問題

獨逸ノ工業的及經濟的繁榮ノ最重要條件カ大西洋通商ノ自由ニアルコトハ今回ノ戰爭ニ由テ明白ニ立證セラレタリ、「ハムブルグ」、「ブレーメン」及新輸出港「エムデン」ト大洋トノ關係ハ英國ノ爲スカ儘ニ放任スルヲ得サルナリ若シ英國カ或人ノ想像ノ如ク戰後ニ至ルモ「カレール」ヲ放棄セサルニ於テハ獨逸ハ此脅威ニ對シテ「アンヴェルス」ヲ保有スルノ必要ヲ感スヘク之ニ由テ必要ノ場合ニハ急速ニ英國南岸ニ手ヲ延ハスヲ得ヘシ「フランドル」海岸ノ領有ハ獨逸ノ爲メニ二個ノ重要ナル意義ヲ有ス乃チ之ニ由リテ英國ニ對シ恒久的威壓ヲ加フルト同時ニ和蘭ノ中立及獨立ヲ保護シ得ヘキヲ以テナリ、(一九一七年二月一日「ケルニツシエフアルラスタイツング」)

米國

B. Q. P. E. No. 346.

巴爾幹問題

「ボスニヤ」、「ヘルツォゴヴィナ」及「クロアチヤ」ノ「クロアト」人「セルビヤ」人及「スロヴエーン」人ハ戰後「セルビヤ」及「モンテネグロ」ト合同シテ「ユーゴスラヴ」國ヲ建設ス

ルノ計畫アルコトハ人ノ知ル所ナリ、然レトモ此計畫ノ實行ハ聯合側ノ勝利ヲ必要條件トス但シ此場合ニ聯合側ノ一國ナル伊太利ハ不利益ノ地位ニ立ツヘシ然レトモ伊太利一國ノミニテ此正當ナル人種の原則ニ基ク處置ヲ妨害スル能ハサルヘシ、然ルニ同盟國側ニモ亦別種ノ「ユウゴスラヴ」國設立案アリ獨逸、埃地利及黑山國ノ代表者ハ目下「リュセルヌ」市ニ會合シ埃國ノ保護及「モンテネグロ」ノ「ミルコ」親王ノ名義的指導ノ下ニ其組織案ヲ對議シツ、アリト傳ヘラル若シ果シテ之ヲ事實トセハ「ミルコ」ハ其父及兄弟ニ對シ武器ヲ執リテ立チタルト同シク「スラヴ」ノ爲メニハ大叛賊ナリ埃國ノ主權ノ下ニ「ユーゴスラヴ」國ヲ建設スルハ寧ロ原狀回復ノ優レルニ如カサルナリ（一九一七年一月十一日「クリヅランドブレインデーター」社説）

勃牙利

B. Q. P. E. No. 347.

巴爾幹問題

聯合國側ハ民族主義ノ貫徹ニ勉メ居レリ而シテ「ブルガリヤ」ノ此戰爭ニ於ケル唯一ノ目的ハ「ブルガリヤ」民族ノ統一ニアリ一八七六年ノ「コンスタンチノーブル」會議ニ於テ英、佛、

露、三國ハ主トシテ「ブルガリヤ」國境ノ劃定ノ意ヲ示セリ、今回ノ戰爭ニ於テモ我國ノ參戰前聯合國ハ明ニ我國ノ希望ノ正當ナルヲ認メタリ而シテ之レ單ニ參戰ニ對スル報酬ノ意味ニ非ス正當ナル要求トシテ承認シタルモノナリ然ルニ今日聯合國ノ回答ハ「ブルガリヤ」ノ讓歩ヲ要求セリ之レ管ニ矛盾ノミナラスシテ狂亂ナリ我國ハ之ニ對シ只劍ヲ以テ答フヘキノミ（「ヴァイエニイズヴエスリヤ」）（一九一七年一月十六日「エコド、ビルガリー」ニ由テ引照サル）

米 國

B. Q. P. E. No. 348.

- 一、總括的講和條件（民族主義）問題
- 二、波蘭問題
- 三、土耳其問題
- 四、埃洪問題

聯合國側ヨリ「ウヰルソン」氏ニ送リタル回答中小民族ニ對シ完全ナル獨立ヲ與フルノ條項ハ同盟國ニ對シ尤苦痛ヲ感セシムルモノナリ之ニ反シテ聯合國側ハ何等ノ不便ヲ感スルコトナシ何トナレハ露國ハ波蘭ノ獨立ニ贊同スルモノニシテ又「コンスタンチノーブル」ヲ得ルトシテモ單ニ國民性ナキ首府ヲ露國ノ都會トナス迄ナリ、之ニ反シ獨逸及埃國ニ吸收セラレ居ル波蘭ノ部分ハ此原則ノ適用ニ由リテ如何ナル結果ヲ見ルヘキカ「ガリシヤ」ノ「リ

ユーテン」ノ部分ハ如何、尙米國在留「チエック」人ノ有力ナル援助ニヨリ數月以來内亂ノ萌芽カ急速ニ發展シツ、アル「ボヘーム」ニ於テハ如何、勿論獨逸ハ他ニ喪失スヘキ部分ヲ補充スル爲メ埃國中本來獨逸ニ屬スヘキ部分ヲ取得スヘシ然レトモ普魯士ノ軍國主義ニヨリテ建テラレタル希望ハ根本ヨリ顛覆スルヲ免カレサルヘシ（一九一七年一月十三日「ボストントランスクリプト」社説）

米國

B. Q. P. E. No. 348.

總括的平和問題

今日平和ノ狀態ニアル米大陸ハ舉テ「バルフアール」氏ノ「如何ニシテ平和ハ保證セラルヘキカ」ト云ヘル疑問ニ對シ利害ヲ感セリ單純ナル條約ハ無效ナリ獨逸ハ何等正當ノ理由ナクシテ其背テ不可侵ヲ約シタル國土ヲ侵略シ殘虐ナル蠻行ヲ敢テシタリ從テ獨逸國ノ存在スル限リハ何等カ特別ハ保證方法アルニ非レハ何レノ國モ其權利ノ安全ヲ感セサルヘシ之ニ就テハ聯合國ノ回答中ニ明示セル方法以外歐洲ノ恒久的平和ヲ維持シ得ルモノナカラシ獨逸ハ之ニ對シテ回答セサルヘカラサルナリ（一九一七年一月十九日紐育「タイムズ」社説）

（一九一七年一月十八日「ブルツリンイーグル」同文）

獨逸

B. Q. P. E. No. 348.

英國及日本

大統領「ウヰルソン」氏カ獨逸トノ關係ヲ絶チタルハ單絶ナル人道ノ問題ニ非スシテ特別ノ關係アル英國ヲ擊滅セシメサランカ爲ナリ一九一一年ニ米國ハ英國ト祕密條約ヲ結ビ米國ハ之ニ由リ英國ヲ援ケテ獨逸ヲ潰滅セシムヘク其代價トシテ英國ハ後日米國ヲ助ケテ日本ノ競争ヲ排除セシムヘシ、思フニ日本ハ此條約ヲ知悉セルナラン何トナレハ彼國ノ言論界ハ管ニ日英同盟ノ廢棄ヲ望ムノミナラス日獨條約ノ締結ヲ唱ヘテ英國ヲ脅カスヲ以テナリ（一九一七年二月八日「ゲルマニヤ」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 350.

總括的平和問題

將來ノ平和ハ一切ノ國家ノ上ニ立ツヘキ最高權力ニ由ルノ外之ヲ確保スルノ途ナシ此最高

權力トシテハ各國民ニ缺クヘカラサル要素ヲ人類全體ノ監視ノ下ニ置クノ外ナシ戰時ニ於ケル此要素ハ彈藥ナリ故ニ彈藥ノ製造ヲ世界的專賣トシ之ヲ一中立國ニ委任シ各國代表者ヨリ成ル委員ノ監督ノ下ニ置クヘシ若シ或一國カ私ニ製造ヲナシタル時ハ國際最高權力ハ其國ニ對シテ彈藥ノ供給ヲ止メ他國ニ對シテ多量ノ供給ヲナスヘシ斯クシテ違反者ハ容易ニ處罰セラレ、ヲ得ン而シテ瑞西國ハ彈藥ノ世界的專賣所所在地トシテ最適當ノ位置ニ在リ、(一九一七年二月十一日「ノイエチルヒユルツアイツング」)(M. E. O.)

獨逸

B. Q. P. E. No. 350.

獨逸ノ希望  
一、白耳義問  
獨逸國民ハ「フラマン」海岸及「ブリエー」盤谷ヲ保有スルノミヲ以テ満足スル能ハス更ニ他ノ希望ヲ有ス乃チ英國ハ「チブラルタル」ヲ西班牙ニ讓與シ「マルタ」ヲ埃國ニ與ヘ「シーブル」<sup>二、北佛占領地問題</sup>、「スエズ」運河及埃及ヲ土耳其ニ與フヘシ吾人ハ「ウヰルソン」ノ意見ノ如ク無勝利平和ヲナサンカ爲メニハ餘リニ多ク貴重ノ血ヲ流セリ、(一九一七年二月十日「ケルニツシエフラルクスタアイツング」)  
三、殖民地問題

米國

B. Q. P. E. No. 350.

(ブルガリヤ人ノ意見)  
聯合國ノ「ウヰルソン」氏ニ送レル回答ハ「ブルガリヤ」ニ關シテ云フ所ナシ之レ吾人ニ同情シ敵ナカラモ吾人ノ權利ヲ承認セント欲スルモノナルカ否彼等カ「セルビヤ」及「ルーマニヤ」ニ對シ賠償トシテ約シタルモノハ皆我國ノ損害トナルモノナリ此事情ニ於テハ吾人ハ多大ノ犠牲ヲ拂ヒテ得タル所ヲ保有スルカ爲メニ戰ヲ繼續セサルヲ得ス「ブルガリヤ」ハ其民族ノ統一ナクシテ平和ヲ維持スル能ハス此統一ハ既ニ成就セリ吾人ハ如何ナル價ヲ拂フモ之ヲ保持セサルヘカラス今日吾人ノ占據スル領土ハ大「ブルガリヤ」ニ非スシテ單ニ「ブルガリヤ」ナリ之レ吾人ノ生存及發達ニ缺クヘカラサルモノナリ「バルカン」半島ノ平和ハ之レ無クシテ確保スル能ハサルナリ(一九一七年一月十七日「ヴワゾヴ」)(「ミロール」)

埃國

B. Q. P. E. No. 351.

波蘭問題

「ボーゼン」ノ「ガゼタナロドワ」ノ報スル所ニヨレハ目下伯林ニ於テ普魯士在住波蘭人ノ地

位ニ關スル問題ニ就テ研究中ナリ學校ニ於テ波蘭語ヲ教授スルヲ禁スルノ法律ハ廢止セラ  
ルヘク、又小學校ニ於テ波蘭語ヲ以テ宗教教育ヲ授クルコトヲ許スニ至ルヘシ(一九一七  
年二月二日「ノワレフアルマ」)

## 獨逸

B. Q. P. E. No. 351.

## 波蘭問題

將來ノ波蘭王國內ニ於ケル「チエルマニズム」ヲ保護センカ爲メ「東方獨逸同盟」(Union  
allemande des Marches de l'Est)ハ波蘭在住獨逸人ヲシテ其住所ヲ變更スルコトナク獨逸  
聯邦内ノ自己ノ欲スル一國ニ所屬スルコトヲ得セシムヘキ希望ヲ述ヘタリ該同盟ハ之ト同  
時ニ尙波蘭在住獨逸人ヲ獨逸ニ移住セシメ又普國內ノ波蘭人ヲ波蘭ニ移住セシムルコトニ  
就テ出來得ル限り便宜ヲ與フルコトヲ政府ニ要望セリ、波蘭政府ハ此等移住民ヲ收容シ現  
ニ露人ノ手ニ在ル國有財産ヲ彼等ニ配分スヘシ必要ノ場合ニハ獨逸政府ハ此等國有財産ヲ  
其手ニ保有シ普國ノ權力ノ下ニ波蘭ノ新殖民ヲナスモ可ナリ此提案ハ豫期シタル如ク波蘭  
人ノ歡迎スル所トナラスシテ寧ロ反對ノ聲ヲ聞ケリ而シテ此反抗ハ波蘭王國ノ建設セラル

、ニ至ラハ更ニ強烈ノ度ヲ加フルナラン、(一九一七年二月七日「ポスト」)

## 伊國

B. Q. P. E. No. 353.

## 土耳其問題

土耳其ノ分割——「スミルナ」ヨリ「アレキサンドリヤ」ニ至ル迄ノ亞細亞海岸ノ總テノ港灣  
ノ領有ハ我國將來ノ東方發展ニ缺クヘカラサルナリ内部ニ於ケル此地帯ノ境界ハ此地方ノ  
經濟的資力ヲ我手ニ左右シ得ル限度ナラサルヘカラス、(一九一七年二月十三日「イデアナ  
ジヲナレ」)

## 勃牙利

B. Q. P. E. No. 353.

## 土耳其問題

土耳其人ノ放逐問題ハ一月十八日「バルフアール」氏公文中重要ノ部分ヲ占メ居レリ然ラ  
ハ「バルフアール」氏ハ民族主義ノ原則ヲ如何ニセントスルヤ英國及佛國ハ一世紀間露國ニ  
對シテ土耳其ノ保全ヲ擁護シタルニ今ヤ土耳其カ政治的ニ復活シ來リタル際ニ於テ却テ露



國ト協同シテ土耳其ヲ「コンスタンチノーブル」ヨリ驅逐セントス之ヲ以テ見レハ民族主義ノ原則ハ敵ノ爲メニ一ノ假面ニ過キスシテ其裡面ニハ言ヒ難キ慾望ヲ含ムモノナリ（一九一七年一月二十二日「エコード、ビュルカリー」）

英國

B. Q. P. E. No. 354.

償金問題

講和條件ハ吾人ノ希望セサリシ此戰爭ノ過重ナル負擔ヲ賠償スル目的ニ於テ英國ノ利益ヲ確保シ得ヘキ性質ノモノナラサルヘカラス、我國ハ何等慾望ナクシテ此戰爭ニ加入シタリト雖モ戰爭終局ノ日ニ於テ我國カ空手ニシテ退クヘカラサルハ當然ナリ（一九一七年二月十三日「デーリークロニクル」社説）

伯刺西爾

B. Q. P. E. No. 354.

- 一、土耳其國
- 二、「アドリヤ」海問題

亞細亞ニ於ケル土耳其人ノ放逐ハ民族主義ノ原則ニ違反セリ、又「トランタン」ハ嘗テ伊國カ埃國ニ對シ之ヲ取得スルコトヲ拒絕シタル地ナルニ今ニ至リ其回復ヲ唱フルハ不當ノ要

- 三、北佛占領地（アルサス、ロルレーヌ）問題

求ナリ「アルサス、ロルレーヌ」ノ問題ニ關シテハ佛國カ一八七〇年戰爭以來之カ回復ヲ熱望シテ止マザリシハ何人モ疑ハサル所ナリ從テ此當然佛國ニ屬スヘキ「アルサス」問題ニ就テハ雙方意見ノ一致ヲ見得ルコト、信ス（一九一七年一月十五日「トリブナ」）（伯刺西爾、獨逸最負）

米國

B. Q. P. E. No. 356.

(獨逸語)

- 一、北佛占領地（アルサス、ロルレーヌ）問題
- 二、殖民地問題

「アムステルダム」ヨリノ來報ニヨレハ南米ノ一外交官ハ或晚餐ノ席上「ベートマン、ホルウエツヒ」及「チンメルマン」カ獨逸ハ平和ヲ愛スルカ爲メ「アルサス、ロルレーヌ」ヲ印度支那ト交換スルノ意アリト語りタルヲ聞キタリトノコトナリ從來「アムステルダム」ハ虛説ノ製造所ヲ以テ聞エタリ此説モ亦其一證ナリ佛領ナル亞細亞ノ片土カ獨逸人ニ對シテ何等ノ意義アリヤ之ヲ以テ永久ニ獨逸ノ領土タル「アルサス」ト交換スルノ價値果シテ何クニカアル佛人ハ此亞細亞ノ領土ヨリ僅少ノ利益ヲ得タルニ過キス之ニ對シテ多數ノ人ト多額ノ國幣ヲ犠牲トシタルモ其將來ハ未タ知ルヘカラサルナリ之ヲ以テ神聖ナル獨逸ノ領土ト交換セン

トスルカ如キハ一ノ罪惡ナリ南米ノ外交家ト雖モ決シテ獨逸宰相ニ此ノ如キ犯罪ノ意思アリト言明シタルコト無カルヘク之レ單ニ和蘭通信員ノ虛言ニ過キサルヘシ（一九一七年一月二十三日「ニューヨークルスタートツアイツング」）

瑞西

B. Q. P. E. No. 357.

「ルーズヴェルト」氏ハ或宴會ノ席ニ於テ述ヘテ曰ク「英國ハ將來今回ノ戰爭ニ於ケル米國ノ斡旋ノ事實ヲ追想シ日米戰爭ノ場合ニ米國ヲ援助スルコトヲ要ス」ト（一九一七年二月十七日「トルガウエルツアイツング」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 357.

日本ノ新聞界カ「ウヰルソン」氏ノ態度ニ同情ヲ表セルハ當然ノ事ナリ日本ハ常ニ己レニ有利ナル此世界的戰爭ヲ永續セシムヘキ新事實ノ發生ヲ歡迎セリ彼ハ之ヲ利用シテ其武備ヲ

完全ニシ其財政ヲ改善シ而シテ他日困憊セル歐洲ニ對シテ其慾スル所ノ條件ヲ強要セントシ舊文明國ノ廢墟ノ上ニ未來ノ蒙古大帝國ヲ建設センコトヲ計畫セリ米國ハ獨逸ニ敵對セシカ爲メニ日本ノ對支政策ニ關スル唯一ノ障礙ヲ解除セリ將來日米戰爭ノ場合ニハ日本ハ總テニ於テ有利ノ地位ニ立ツヘシ、米國ハ同時ニ太平洋及大西洋沿岸ヲ防禦シ難キヲ以テ日本ハ兵力配置上ノ利益ヲ占ムヘク而シテ米國ノ艦隊ハ「アイリツピン」及布哇ニ於テ日本艦隊ノ爲メニ先手ニ出テラルヘシ更ニ墨西哥ハ日本ニ協力スルモノト見テ可ナラン、（一九一七年二月十五日「ハンブルケルナハリヒテン」）

米國

B. Q. P. E. No. 360.

一、國際裁判所（強制仲裁々判所）  
米國ノ基督教徒ヨリ各國ノ基督教徒ニ宛テタル回章ノ一節ニ曰ク正當ナル平和ヲ得ル唯一ノ途ハ國際的協定ヲ以テ正義ノ基礎ニ由リ大國ト小國トヲ論セス交戰國ト中立國トヲ問ハス各國ノ權利ヲ尊重シテ國境ノ變更及賠償ヲ定ムルニアリ而シテ國家間ノ紛爭ハ必ス海牙ノ裁判所又ハ特ニ設立セラル、他ノ裁判所ニ於テ決スヘキモノトス、吾人ノ信スル所ニヨ

レハ講和談判ノ綱目中ニハ被害者ノ救助、破壊物ノ再建、鬭爭者ノ和睦ニ關スル一切ノ問題ヲ含ムヘク而シテ平和會議ニハ交戰諸國ノミナラス人類全體ノ幸福ノ爲メ米國其他ノ中立國モ亦參加セサルヘカラス(一九一七年一月二十五日紐育「トリビーン」)

伊國

B. Q. P. E. No. 360.

一、埃洪國問題

二、巴爾幹問題

三、「アドリヤ」海問題

「オラジラベドラツジ」氏ハ去ル二月十九日羅馬大學ノ大講堂ニ於テ「ダルマチヤ」及「ユゴスラトヴ」ニ關シテ講話ヲ試ミタリ其說ニ依レハ「ユゴスラトヴ」ナル語ハ埃國ノ發明ニ係ルモノナリ元來「セルビヤ」人ト「クロアト」人ハ互ニ相憎惡セリ故ニ南方ノ「スラトヴ」人ヲ統一セントスルハ空想ニ過キス從テ「セルビヤ」ト「クロアチヤ」トハ各獨立ノモノトナサルヘカラス而シテ「アドリヤ」海ニ至ル通路ニ關シテハ我國ト商議セサルヘカラス「ベトラツシ」氏ハ「ベツカリ」及「セグナ」港ト共ニ「フイウム」、「ザラ」間ノ海岸ノ部分ヲ「クロアチヤ」ニ與ヘ「セルビヤ」ニハ黑山國海岸ノ諸港及南部「アルバニヤ」ノ諸港ヲ與フヘシト論セリ但シ「カツタロ」ヨリ「ザラ」ニ至ル迄「ダルマチヤ」ハ伊太利ニ屬セサルヘカラス要スルニ

「セルビヤ」ノ海ニ達スル自然ノ通路ハ「サロニカ」ニ外ナラス云々(一九一七年二月二十日「イヂヤナジヲナレ」)

埃國  
(クラカウ)

B. Q. P. E. No. 862.

一、埃洪國問題

二、波蘭問題

國會議員「ドクトル、トリロースキ」ハ埃國カ獨逸ノ如ク「ウクラニヤ」問題ニ努力スル協會ヲ有セサルコトヲ嘆訴セリ、彼ノ說ニヨレハ彼蘭人カ常ニ獨逸人ノ敵ナルコトハ忘却スヘカラサルナリ從テ獨逸人ハ「リトアニヤ」人及「ルテイン」人ニ同情ヲ寄スヘシ之レ彼等カ彼蘭人ノ敵ナルヲ以テナリ、(一九一七年二月十四日「ノワレフアルマ」)

伊國

B. Q. P. E. No. 362.

一、巴爾幹問題

二、埃洪國問題

巴里、倫敦及「ヂュネーヴ」ニ於テ「ユーゴスラトヴ」統一主義者カ南方「スラトヴ」民族ノ多年ノ宿望ヲ世界ニ表明セントシツ、アル間ニ埃國內ノ「クロアト」人及「スロヴエン」人ハ埃

國政府及國外ノ委員ト善良ノ關係ヲ持續セント勉メ居レリ、「ヂュネーヴ」ニ於テ發行セラ  
ルル「ブレグッドヒストグア」ノ塊國內ノ「スラーヴ」、「マギヤール」及獨逸語新聞ノ總テト  
同一歩調ニ於テ「トリエスト」ヲ「スラーヴ」ノ都市トナスノ必要ヲ熱心ニ唱道セリ、「クロア  
ト」及「スロヴエーン」ノ議員ハ議會開會ノ場合ニ塊國議院内ニ一致團體ヲ組織スヘキ旨ヲ  
決議シタリト傳ヘラル之ニ反シテ「アグラム」ノ議會ニ於テハ「クロアト」人ト「セルビヤ」人  
トハ一致ヲ缺ケリ「オズボール」(新聞)ハ塊國內ニ於テ「ユーゴスラーヴ」王國ノ憲法制定  
ヲ要求シ尙「クロアト」人ノ指導ノ下ニ立ツヘク「セルビヤ」人ヲ勸誘セリ「フルヴアツカ」  
(新聞)ハ伊國及「セルビヤ」ノ希望ニ反對シ「クロアト」人ノ利害ハ塊國ノ其レト一致スル旨  
ヲ説キ「クロアト」人ノミカ「セルビヤ」及伊國ニ對シテ塊國ヲ保護シ其海ニ達スル通路ヲ保  
持セシメ得ル者ナリト主張シ「クロアト」人及「スロヴエーン」人ハ「セルビヤ」カ露國ノ奸計  
ニ誘惑セラレテ自己ニ害ヲ加フル行動ヲ敢テシタルヲ嘆訴スル旨ヲ説ケリ(「ヂー、リナル  
ヂ」)(一九一七年二月十七日「イデヤナジヲナレ」)

露國

B. Q. P. E. No. 363.

塊洪國問題

一月十五日(露曆工日)ノ「ノヴヲエヴレミヤ」ニ依レハ聯合國ノ「ウヰルソソ」氏ニ對スル  
回答中塊洪國ノ羈伴ヨリ脱セシムヘキ小民族ノ中ニ東部「ガリシヤ」、「ブコヴィナ」及北部  
洪牙利ノ住民ヲ加フルコトヲ忘却セリ、此等ハ約五百萬ノ小露西亞人ニシテ久シキ以前ヨ  
リ塊洪國ノ壓制ニ苦ミ居リ開戰以來多數ノ群ニ於テ集合陣地ニ送ラレ種々ノ虐待ヲ受ケタ  
ルモノナリ

米國

B. Q. P. E. No. 363.

波蘭問題

一月二十一日紐育ニ於ケル在米波蘭會決議ノ大要ハ左ノ如シ  
中歐諸國カ露國ヲ打破シタル後彼等カ波蘭王國ノ獨立ヲ承認スルニ於テハ吾人ハ之ヲ以テ  
波蘭問題解決ノ第一歩ト認ム、吾人ノ確信スル所ニ依レハ獨立セル波蘭國カ其自身ノ制定  
セル憲法ニヨリテ支配セラレ其自身ノ軍隊ニヨリテ防衛セラルルコトハ歐洲平和ノ基礎タ

ルヘキモノナリ、一月十日ノ聯合國ノ公文中ニ舍メル條件ニヨレハ聯合國ハ波蘭ヲ露國ニ還附シ再ヒ吾人ヲ「ニコラス」帝ノ專制ノ下ニ置カントス之レ吾人ノ極力反對スル所ナリ吾人ハ「ウヰルソン」氏ノ平和ニ關スル盡力ヲ承認シ茲ニ謹テ此請願書ヲ大統領閣下ニ呈シ既ニ露軍ノ占領ヨリ解放セラレタル領土ノ上ニ國際法ニ從テ建設スル波蘭(王)國ノ承認ニ關スル必要ナル方法ヲ講セラレンコトヲ希望スルモノナリ、(一九一七年一月三十一日「フアザーランド」)

## 米國

B. Q. P. E. No. 364.

一、波蘭問題  
二、土耳其問題

歐洲地圖變更熱ハ目下頻リニ流行シ各國ハ何レモ既ニ有利ナル戰略的地點ヲ取得セントセリ從テ各國皆將來ノ戰爭ヲ豫期スルコトヲ知ルニ足レリ若シ戰役カ一般ノ豫想ノ如ク引分ニ終ルトセハ將來ノ地圖ハ戰前ニ比シ多クノ相異ナカルヘシ但シ例外トシテ東方ニ於テハ波蘭ハ露國ヨリ永久ニ分離セラルヘシ之ニ就テ西方諸國殊ニ英國ハ獨逸ヨリモ多クノ利益ヲ受クヘシ何トナレハ「スラーヴ」ハ歐洲ノ他ノ諸國ニ對シテ非常ナル脅威トナルヘキヲ以

テナリ「コンスタンチノーブル」カ土耳其古ノ手ニ留ルヘキハ疑フヘカラサルカ如シ然レトモ露國ハ「アルメニヤ」ニ於テ「トレビゾンド」迄前進スヘク「ベルシヤ」ニ於テモ印度ニ達スル陸路ヲ其手ニ左右シ得ル程度迄進出ヲナスヘシ一方英國ハ印度ヲ保護シ獨逸ヲ永久ニ彼斯灣ヨリ隔離シ得ル程度迄「メソポタミヤ」ノ地ヲ收得スヘシ其他ハ各人ノ想像ニ委センノミ、(一九一七年二月二日「ロス、アンヂェルスタイムス」社説)

## 米國

B. Q. P. E. No. 365.

## 土耳其問題

講和成立ニ對スル障礙ノ一ハ「コンスタンチノーブル」ヲ獲得セントスル露國ノ決心ナリ而シテ戰爭カ果シテ聯合側ノ勝利ニ歸スルカ露國カ果シテ「コンスタンチノーブル」ヲ取得スルカ、又ハ英國、佛國及伊國カ之ニ同意スルカハ今ニ於テ全ク未定ナリ事實ヲ云ヘハ西歐諸國ハ人口百三十萬ヲ有シ商業上世界有數ノ勝地ナル「コンスタンチノーブル」ヲ露國ノ獨占ニ委センヨリハ寧ロ土耳其古ノ手ニ殘存セシメントヲ希望スルモノナリ、(一九一七年一月三十日「ロスアンヂェルス、タイムス」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 366.

- 一、海洋自由問題
  - 二、獨逸帝國組織變更問題
  - 三、土耳其問題
  - 四、巴爾幹問題
  - 五、波蘭問題
- 獨逸ハ二箇ノ方法ニヨリテ將來ノ安寧ヲ確保シ得ヘシ乃チ海洋ノ自由又ハ中歐大帝國ノ建設之ナリ英國ハ強硬ニ此第一ノ方法ニ反對セリ從テ中歐大帝國ノ建設ハ獨逸ノ爲メニ重大緊要ノモノナリ故ニ獨逸カ歐羅巴土耳其ノ消滅ニ同意スヘシト期待スルカ如キハ大ナル誤解ナリ否寧ロ獨逸ハ「セルビヤ」ヨリ一帶ノ地ヲ得テ「コンスタンチノーブル」ニ至ル迄獨逸領ヲ連絡セシメント欲スルナラン「セルビヤ」ノ殘部ト埃國トノ關係ハ恰モ「キューバ」ト米國トノ關係ノ如クナルヘシ、斯クシテ「スラヴ」ノ危險ハ一部分解除セラルルヲ得ン、最近建設セラレタル波蘭王國ハ波蘭ヲ再興スルト同時ニ此危險ヨリ獨逸ヲ保護スルコトニ成功スヘシ之ニ就キテハ在普國波蘭人ニ關スル問題ヲ生スヘシ然レトモ此地方ノ波蘭人カ獨逸人トシテ留ルコトヲ希望スヘキハ明ナリ（「ドクトル、フラン、マツハ」）（一九一七年一月三十日「ブルークリンイーグル」）

伯刺西爾

B. Q. P. E. No. 366.

軍國主義破壞  
余輩ハ平和ヲ熱望ス然レトモ先ツ其障礙物ヲ排除セサルヘカラス例ヘハ普魯西ノ軍國主義ノ如キハ聯合國ノ勝利ニヨリテ破壞セラレサルヘカラサルナリ聯合國ハ人道ノ保護者ナリ聯合國ノ勝利ヲ見スシテ平和ヲ語ルカ如キハ意識的ニ又ハ無意識ニ獨逸ノ罪惡ノ共犯者トナルモノナリ、（一九一七年一月二十八日「エスタ、デ、サンボロー」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 367. R. E. B. et N.

獨逸國及中立國ノ或新聞ニヨレハ獨逸ニ對スル米國ノ軍備ハ其實日本ニ對スルモノナリ、之レ「エフ、シー、エンドルス」司令官ノ意見ナリ、大平洋ニ於ケル米國及和蘭ノ殖民地ヲ獲得スヘシトノ意見カ日本ニ於テ發表セラレタルコトアルハ事實ナリ、和蘭ニ於テハ竹越氏ノ論文ハ別段人心ヲ動搖セシメタルコト無キモ亞細亞ニ於ケル和蘭領ニ於テ日本人カ頻リニ土地ヲ買收スルコトハ大ニ和蘭人ヲ刺激セリ在米蘭人中ニハ米國及和蘭ハ極東ニ於テ共同政策ヲ執ランカ爲メニ團結スヘシトノ希望ヲ有スル者アリ之「ロツテルダム」ノ一大新

附ノ「サンフランシスコ」通信員ノ意見ニシテ多數蘭人ノ賛同スル所ナリ、(一九一七年二月二十六日「ミュンヘンアウグスブルグアルトペンドツアイツング」)

米國

B. Q. P. E. No. 367. Politique générale.—Buts de la guerre.

- 一、軍備制限問題
- 二、獨逸帝國組織變更問題
- 三、埃洪國問題
- 四、殖民地問題
- 五、土耳其問題
- 六、巴爾幹問題
- 七、海洋自由問題
- 八、無併合平和問題

戰爭カ聯合國ノ勝利ニ歸シ獨逸及其與國カ敗戦シタリト假定セバ獨逸ノ軍艦及商船ハ沒收セラレ獨逸、埃國、勃牙利及土耳其ハ分裂ヲ免カレサルヘク英國ハ獨逸ノ殖民地ヲ領有スヘク日本ハ支那ニ於テ活動ノ自由ヲ得ヘシ、語ヲ換テ之ヲ云ヘハ歐洲ノ中央南東ハ小亞細亞ト共ニ露國權力ノ下ニ歸スヘク、獨逸ノ海上權ハ消滅スヘク而シテ「ヴァンクローヴァー」ヨリ東京及「メルボルン」ニ至ル迄米國ハ亞米利加、歐羅巴及亞細亞ヲ通シテ世界ニ命令シ得ヘキ強國ノ間ニ包圍セラルヘシ聯合國カ其戰爭ノ目的ヲ達スルニ於テハ米國ハ甚大ナル損害ヲ被ルヘシ之ニ反シテ獨逸ノ勝利ハ果シテ同一ノ恐ルヘキ結果ヲ來スヘキカ米國カ脅威セラル迄ニ佛國、英國及露國ノ勢力ハ削滅セラルヘキカ、或者ハ其可能ヲ感スレトモ余輩ハ決シテ事實ニ近キモノト信スルヲ得ス、何レニシテモ米國ノ利益ハ大統領ノ意見ノ如ク無勝利平和ヲ固執スルニアリ(「デヨンブルヂエス」、「コロンビヤ」大學憲法教授)(一九一七年一月三十一日「ニューヨーク、アメリカン」)

勃牙利

B. Q. P. E. No. 367.

巴爾幹問題

聯合國ノ爲善的行動ノ頂點ハ巴爾幹問題ニアリ英、佛、露、伊諸國ハ報酬ノ名ノ下ニ治安妨害者タル塞爾比ヲ復興セントス塞爾比ハ三年前ニ其國王及主相カ公然他國ニ屬スル旨ヲ言明シタル領土ヲ自ラ收得セリ然ルニ同國民カ強力ヲ以テ其國土ヨリ放逐セラレタルノ故ヲ以テ其占有ヲ回復セシメントス、若シ民族主義ノ原則カ左程ニ貴重ナルモノナラハ何故ニ一九一三年ニ塞爾比ヲシテ此原則ニ對スル罪惡ヲ犯サシメタルカ之レ確カニ「バルフヲール」氏カ最近米國ニ送リタル公文中ノ調法ナル文句ノ如ク「事情カ變更シタル」爲メナルヘシ、(一九一七年二月三日「エコード、ビュルガリー」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 368.

北佛占領地問題

「フランクフルテルツァイツング」ハ二月二十三日ノ論說欄ニ於テ殆ト總テノ領土擴張ニ反對シ「ブリエー」盤谷ノ如キ小部分ノ土地ノ併合スラ之ヲ不利トセリ乃チ該新聞ハ獨逸ノ爲メニ特別重要ノ件ヲ却テ危險ト認ムルモノナリ實際「ブリエー」盤谷ノ獲得ハ獨逸ヲシテ全世界最大産鐵國ノ一タラシム余輩ノ信スル所ニヨレハ斯ノ如キ豫想ハ總テノ獨逸人ヲシテ歡喜ト自負心トニ滿タシムヘキモノナリ獨逸ハ既ニ加里（「ポツタース」）ノ獨占權ヲ有シ尙歐洲ニ於ケル最大産炭國ノ一ナリ更ニ此上佛領「ロルレーヌ」ヲ得ルニ於テハ世界最豐富ノ鐵山所有者ノ一トナルヘシ余輩ハ「フランクフルテルツァイツング」カ何故之ニ反對スルカ其眞意ヲ知ルニ苦ム者ナリ「ブリエー」ハ獨逸ノ領土タラサルヘカラス、（「ケルニツシエフ」タルクスタイツング）「一九一七年二月二十七日」

和蘭

B. Q. P. E. No. 368. R. e. B. at N.

獨逸新聞轉載  
蘭領印度ニ對  
スル英、佛及  
日本ノ野心

蘭領印度——「ニウエ、ロツタルダムシエクウラント」ノ二月十九日號ハ蘭領印度ニ對スル英、佛及日本ノ野心ニ關スル「ケルニツシエツァイツング」ノ豐富ナル記事ヲ珍說トシテ轉載セリ、久シク蘭領印度ニ滞在シ其地ノ事情ニ精通セル一蘭國商人ノ言ニ依レハ「スマトラ」ニ於ケル最近ノ土人叛亂ハ英佛及日本人ノ爲メニ間諜又ハ手先トナリテ彼地ニ在ル百人許ノ徒輩ノ行爲ナリト云ヘリ該蘭人ハ叛亂指導者ノ中ニ英人、日本人及英領印度人ノ加ハリ居リタルコトノ確證ヲ有スル趣ナリ尙久シキ以前ヨリ英佛及日本ノ間ニ蘭領印度ノ分割ニ關スル秘密條約ノ存在スルコトハ人ノ知ル所ナリ、英國ハ「スマトラ」及爪哇ヲ得ヘク日本ハ「ボルネオ」ヲ得ヘシ、其他ノ島嶼ハ一部分佛國ニ屬シ一部分ハ日本ニ歸スヘシ（一九一七年二月十九日）

米國

B. Q. P. E. No. 369.

獨逸海軍協會  
ノ意見  
白耳義問題

白耳義ノ運命——獨逸政府カ常ニ發表ヲ拒ミ居ル講和案ニ於テ白耳義ハ如何ナル地位ヲ有



ネルカハ吾人ノ知ラント欲スル所ナリ獨逸ハ之ニ就テ海軍協會ノ發表セル意見ヲ採用シタルヤ否ヤ、同協會ノ會長タル「ケステル」提督ハ一九一六年六月十七日ニ宣言シテ曰ク白耳義及ヒ特ニ其海岸ハ「ライン」地方ノ經濟的發展ニ必要ナリ而シテ白耳義諸港ノ領有ハ獨逸ヲシテ英國ノ中心(心胸)ニ打撃ヲ與ヘ之ヲシテ其艦隊ヲ分割スルヲ餘儀ナクセシメ其軍隊ヲ絶對ニ上陸セシメサル唯一ノ方法ナリト之レ果シテ獨逸政府ノ戰爭ノ目的ノ一ナリシカ(一九一七年二月二十九日「サン」社説)

丁 抹

B. Q. P. E. No. 369.

- 一、土耳其問題
  - 二、巴爾幹問題
  - 三、波蘭(クド)問題
- 單獨講和ノ風説——二月十二日「ストックホルム」發、同地在住ノ一露人ハ獨逸單獨講和ニ就テ聞キ込ミタル所アリ其説ニヨレハ「ステユメル」氏ハ某高官ヲ瑞西ニ派シ「ビユーロ」侯ト會合セシメタルカ其後交渉ハ伯林ニ於テ繼續セラレタル趣ナリ尙交渉ノ内容ニ付他ヨリ聞ク所ニヨレハ獨逸ハ露國艦隊ノ「ダルトネルス」自由通航ヲ承認シ「マルモラ」海ノ一群島ヲ讓與シタルヘク其上獨逸ハ「セルビヤ」及黒山國ノ獨立復興ニ同意セリ其代リニ獨

逸ハ「クールランド」及「ゴヴノ」ヲ保有セリ尙露國ハ「アルメニヤ」及波斯ノ一部ト「ブコグイナ」及「ガリシヤ」ヲ得タルヘク波蘭問題ハ來ルヘキ平和會議迄留保セラレタル模様ナリ、(一九一七年二月十三日「ボリチケン」)

獨 逸

B. Q. P. E. No. 376. P. G. et D.

北佛占領地問題

「ブリエー」盤谷——佛國ノ輿論ハ漸次佛領「ロルレーヌ」ノ鑛業地問題ニ付注意ヲ拂フ者ヲ増シ來レリ「マクス、クラルスマン」教授ハ其著「戰爭及鑛業」中ニ現在ノ戰爭ヲ石炭及鐵ノ戰爭ト呼ビ尙更ラニ真正ノ世界的戰爭ノ起ルヘキヲ豫言セリ此戰爭ニハ東方亞細亞及北米モ參加スヘク而シテ何レノ國カ將來ニ於テ鐵及石炭産地ノ主權者タルカラ決定スヘシト若シ吾人カ「ブリエー」盤谷ヨリ産出スル鑛物ノ利用ヲ確保シ得ルニ非サレハ我國ノ製鐵業ハ根底ヨリ動搖セラルヘシ佛國ハ自身ニ「ロルレーヌ」及「ノルマンディ」ノ鑛山ヲ採掘スルノ能力ヲ有セス、彼國ハ石炭勞力及起業者ヲ有セス「ロルレーヌ」ノ併合ハ彼國ノ爲メニ却テ弱點トナルヘシ何トナレハ「ロルレーヌ」鑛山ノ總テヲ取得スルニ於テハ石炭ノ缺乏ハ益甚

タシカルヘク佛國市場ニ於テ激烈ナル競争ヲ起スヘシ仍テ吾人ハ宜シク佛國ノ爲メニ此煩累ヲ除クヘシ「ブリエー」ハ佛國ヲ困惑セシム之ニ反シテ吾人ニ取リテハ必要缺クヘカラサルナリ、吾人ハ宜ク之ヲ取得スヘシ、「ザールブリュック」商業會議所議員「シユレンケル」博士（一九一七年二月十八日同月二十五日及三月四日「ロカールアンツアイゲル」）

## 逸 獨

B. Q. P. E. No. 376.

## 償金問題

戰費賠償——獨逸帝國藏相「レーデルン」伯ハ二月廿三日下院ニ於テ勝利者タル獨逸カ敵國ニ對シ賠償ヲ要求スヘキコトヲ確言セリ獨逸ハ絕對ニ金錢的賠償ヲ必要トス最近ニ議會ヲ通過シタル百五十億ノ戰費ヲ獨逸國民ノ最後ノ負擔トシテ計算スレハ獨逸ハ平和ニ入ル際七百九十億「マーク」ノ負債ヲ有スヘク其償却ヲ問題トセス單ニ利子ノミトシテモ年々ノ歳出豫算ニ四十億ヲ計上セサルヘカラス之ニ戰爭中ニ募集セル約百億ノ公債ト、個人ニ對スル賠償及新經濟制度實施ノ費用トシテ三十億ヲ加フル時ハ講和成立後第一年ノ豫算ハ約百七十億乃至百八十億ノ負擔ヲ有スヘシ敗者タル敵ニ對シ百億ノ戰費仕拂ヲ命スルモ獨逸ハ

尙現在ノ租稅ヲ三倍スルヲ必要トスル程度ノ負擔ヲ殘存スヘシ、之ニ反シ若シ賠償ヲ要求セサルニ於テハ帝國、各邦及市町村ノ納稅者ノ負擔ハ一年間ニ三百八十億「マーク」ヲ下ラサルヘシ歐洲ノ外交家カ獨逸帝國ノ利益ノ爲メ斯ノ如ク艱苦ヲ忍ヒ斯ノ如キ犠牲ヲ拂ヒタル世界戰爭ノ當事者ヲ斯ノ如キ地位ニ放置スヘシトハ殆ト信スヘカラサルナリ、（一九一七年「ケルニツシエフアルクスタアイツング」）

## 獨 逸

B. Q. P. E. No. 378.

## 北佛占領地問題

戰費賠償——戰費賠償ヲ要求スルニ於テ吾人ハ單ニ金錢ノミヲ望ムモノニ非スシテ占領中ノ領土ノ價值ヲモ考察スルモノナリ殊ニ「ブリエー」盤谷ノ鑛產地ハ經濟上ノ理由ヨリ我國ノ爲メ缺クヘカラサルナリ、此盤谷ノ領有ハ我國ニトリテ死活問題ナリ瑞典ハ其鐵鑛ノ輸出ヲ制限シ西班牙ノ鐵鑛ハ將ニ盡キントス「ブリエー」流域ノ鑛山ハ數十億「マーク」ノ價值ヲ有ス佛國政府ハ戰後國內ノ個人ニ對シ其所有地ヲ我國ニ讓渡スルニヨリテ生スル損害ヲ賠償スヘシ何トナレハ此國境附近ノ地ニ於テハ我國ハ絕對的安全ナル人民ノ外居住ヲ許ス

一〇八  
能ハサルヲ以テナリ、(一九一七年三月七日「ケルニツシエフタルタスツアイツング」)

## 米 國

B. Q. P. E. No. 379.

### 一、軍備制限 問題

### 二、殖民地問 題

現ニ横柄ニシテ強硬ナル英國カ六週間以内ニ和ヲ請フヘキハ予輩ノ豫言シ得ル所ナリ、獨逸ハ之ニ對シ人道上ヨリ或物質的保障ヲ要求スヘシ第一ニ戰爭ノ根原タル英國艦隊ノ引渡ヲ求メ、次ニ「チブラルタル」ヲ西班牙ニ還附シ、「マルタ」ヲ佛國ニ還附セシメ其他英國カ横奪シタル海外ノ土地ヲ悉ク返還セシメ然ル後英國ト地理、人種、宗教等ニヨリ隔離セラレ居ル愛蘭ヲ放棄セシムヘシ而シテ更ラニ尙二億五千萬ノ印度人ヲ解放セシムヘク其他總テ英國積年ノ犯罪行爲ヲ無効トシ事前ノ狀態ニ復舊セシムヘシ斯クシテ始メテ平和ヲ語ルヘシ、(一九一七年二月三日「チャールストンアメリカン」、同年四月七日「ミルグワキーフリプレス」ニヨリテ引用セラル)

## 米 國

B. Q. P. E. No. 389.

### 殖民地問題

獨逸殖民地——英國ノ代表者「ロング」氏日本ノ代表者本野氏及「ニュージールランド」ノ代表者「マッセー」氏ノ最近ノ宣言ハ此等ノ國カ決シテ獨逸殖民地ヲ返還スルノ意思ナキコトヲ示セリ要スルニ聯合國ノ態度ハ此點ニ於テ一致シ居レリ之ニ拘ラス聯合國ヨリ「ウヰルソン」氏ニ對スル回答ニハ獨逸殖民地ニ關シテ何等云フ所ナシ、日本ハ膠州ヲ領有スルノ意思アリ大統領ノ公文カ送附サレタル時其意ヲ洩セリ然レトモ英佛兩國ハ此回答ニハ單ニ歐洲問題ノミヲ掲ケ獨逸殖民地問題ハ後日別ニ之ヲ議スルヲ適當ト認ムル旨ヲ彼ニ答ヘタリ(一九一七年二月廿三日「ニューヨーク、アメリカン」)

## 米 國

B. Q. P. E. No. 391.

### 一、北佛占領 地問題

### 二、白耳義問 題

「ビーンヤンスマガジーン」主幹「フランクハルリス」氏ノ說ニ依レハ獨逸政府ハ去ル一月中其講和條件ノ綱領ヲ「ベルンストルフ」伯ニ送附セリ、此條件ハ大統領ニ交附セラレ其手ニヨリ更ニ英國大使ニ回送セラレタリ英國大使ハ又之ヲ其政府ニ傳達シ數日ノ後之ヲ平和ノ

基礎トナシ得ヘシト認ムル旨英國政府ヨリ回答アリタリ此條件ノ中ニハ西方戰場ノ原狀回復及獨逸ヨリ白耳義ニ對スル財政的援助ノ件ヲ含メリ「バルンストルフ」伯ハ一月廿六日英國ノ態度ヲ獨帝ニ報告セリ、(一九一七年二月廿四日紐育「タイムス」)

米 國

B. Q. P. E. No. 391.

白耳義問題

白耳義ノ拂ヒタル犠牲ヲ忘却シ其被害ニ對シ完全ナル賠償ヲナササルニ於テハ之レ戰爭其レ自身以上ニ世界的道徳心(良心)ノ缺如セルヲ示スモノナリ、適當ノ時機ニ於テ亞米利加及歐羅巴ノ拉典民族特ニ中立ヲ守リタル者ハ悉ク白耳義ノ完全ナル復興カ彼等ニ無關係ノ事ニ非スシテ世界ニ於ケル拉典民族ノ勢力及將來ニ關シテ缺クヘカラサルモノナルコトヲ考フルナラン(「カムボー」)(一九一七年三月十九日「デルヴイ」)

伊 太 利

B. Q. P. E. No. 395.

「アドリヤ」海問題

「ユーゴスラヴ」問題——「ダルマチヤ」ハ「アルプデナリツク」山脈ニヨリテ「スラヴ」地方ヨリ隔離セラレ之ト何等ノ關係ヲ有セス、「ザラ」、「スバラト」、「セベニコ」、「サロナ」等ノ諸港ハ「トリエスト」、「フィウム」、「ヴェーズ」、「アンコーズ」等ト海路ノ交通アリ之ニ反シテ「アグラム」トハ陸上ノ交通ナシ、故ニ「ダルマチヤ」ハ真正ナル伊太利ノ半島ナリ、濟經上及地理上ノ關係ヨリ云フモ彼地ハ伊國ノ一部ナリ「ダルマチヤ」ノ海岸ヨリ「バルカン」半島ノ内部ニ達スル通路ハ「アドリヤ」海沿岸諸港ヲ通シテ「バルカン」地方ヲ「ローム」、「ナイブル」及「ミラン」ニ連絡スル航海線ノ延長ナラサルヘカラサルナリ(「エルマルシエツチ」)「イデエヤ、ナシヨナレ」(一九一七年三月二十四日發行)

米 國

B. Q. P. E. No. 397.

- 一、北佛占領地(アルサス、ロルレーヌ)問題
- 二、波蘭問題
- 三、白耳義問題

獨逸國內ニ於テハ黨派ニヨリ講和條件ニ關シ非常ニ意見ヲ異ニセリ就中「パンヂエルマニスト」ハ政府ノ意見カ餘リニ謙遜ニ過クルナキヤヲ疑ヘリ只「アルサス、ロルレーヌ」問題ノミニ就テハ輿論殆ト一致セリ、總テノ獨逸人ハ小數ノ社會黨員ヲ除クノ外尺寸ノ獨逸領土

ノ放棄ニモ同意セサルヘシ、波蘭ノ獨立ニ關スル問題ハ獨逸ニ於テ餘リ人氣ヲ有セス之レ  
獨逸人カ彼等ト波蘭人トノ間ニ互ニ同情無キヲ知ルカ故ナリ尙彼等ハ新波蘭國ノ建設セラ  
ル、ニ於テハ獨領波蘭放棄ノ問題ヲ生スヘキヲ恐レ居レリ、彼等ハ寧ロ埃國カ露領波蘭ヲ  
併合スルヲ希望シタルモノ、如シ然ルニ洪牙利人ハ「スラーヴ」人ヲ嫉ミテ此計畫ヲ齟齬セ  
シメタリ白耳義ニ就テハ之ニ對シ賠償ノ義務アリトノ說ハ漸次勢力ヲ加ヘ來レリ要スルニ  
穩和派ノ勢力カ一日毎ニ増大スルハ事實ナリ獨逸人カ平和ヲ欲スルハ疑フヘカラス、若シ  
聯合國カ「ウヰルソン」氏ニ對スル回答ニ於テ單ニ獨逸ニ對シ故障ナク戰前ノ狀態ニ復セシ  
ムルコトヲ條件トナシタリト假定シ、此場合獨逸政府カ講和ヲ拒絕シタルニ於テハ國內ニ  
騷擾ノ起ルコトアリシナラン、「シヤイデマン」ハ國內到ル所ニ於テ述テ曰ク「若シ政府カ斯  
クノ如キ平和ヲ承諾セサルニ於テハ已レ自ラ革命ノ先頭ニ立タン」ト然レトモ檢閲ハ彼ノ  
意見ノ外國ニ傳ハルヲ許サザリシナリ、「スウイング」(一九一七年二月二十七日「シカゴ  
デーリーニウス」)

伊太利

B. Q. P. E. No. 398.

- 一、巴爾幹問  
題
- 二、「アドリ  
ヤ」海問題
- 三、土耳其問  
題

人ノ知ル如ク此程來勃牙利ノ密使カ瑞西ニ來リ其國政府ト伯林及維納政府トノ間ニ意思ノ  
疏通ヲ缺ク所アル旨ヲ語リ若シ聯合國カ總テノ報警的行爲ヲ斷念シ勃牙利ノ國民の希望ノ  
綱領ヲ尊重スルニ於テハ單獨講和成立ノ見込アリトノ意ヲ諷カセリ此場合ニ勃牙利ハ塞爾  
比領「マセドニヤ」、土耳其ヨリ割讓セラレタル「トラス」ノ地、「カヴアラ」、「アドリヤ」海ニ  
於ケル一港、「ヒンターランド」ニ於ケル通路、「ルーマニヤ」境界ノ改定及聯合國側ヨリノ財  
政的補助ヲ要求スヘシ、勃牙利ノ講和ハ土耳其ノ講和ヲ伴フヘク、獨逸ハ巴爾幹ヨリ驅逐セ  
ラルヘシ、伊太利ハ勃牙利ノ變心ニヨリ得アリテ損ナカルヘシ、然レトモ勃牙利國內ニ單  
獨講和ヲ利トスルノ意見アルコトハ信シ難シ、政府ハ日ニ益々獨逸ニ密接シ革命的運動ハ  
未タ起リタルヲ聞カス要スルニ勃國ト單獨講和ニ就テ語リタルハ佛國ニ於ケル一二ノ小政  
治團體ニ止リ英國政界ニ於テハ勃國ニ同情ヲ寄スルコトヲ終局的ニ斷念セリ、「ビー、マリ  
ー」(一九一七年三月二十九日「イデヤナチヨナレ」)

米國

B. Q. P. E. No. 398.

- 一、殖民地問題
- 二、土耳其問題

「ロイドデジョーヂ」氏ハ英國諸殖民地カ南洋及亞非利加ノ獨逸領土ノ還附ヲ承諾セサルヘキ旨ヲ宣言セリ而シテ聯合國ハ總テ此點ニ於テ同意ナルカ如シ、斯ノ如キ結果ハ果シテ希望スヘキモノナルカ、之レ獨逸ノ過冗ナル人民ヲ小亞細亞及東邦ニ移住スヘク勸誘スルモノニ非サルカ、之レ永久的の平和ヲ不可能ナラシムルモノニ非サルカ、(一九一七年二月二十六日「サン」社説)

伊太利

B. Q. P. E. No. 400.

- 一、地中海問題

伊太利——「フランセススコ、コボラ」氏ハ伊國地理學協會ノ紹介ニヨリ地中海問題ニ關シ講話ヲナセリ(一九一七年)四月三日ノ「イヂャナヂョナレ」ハ其拔萃ヲ掲ケタリ曰ク若シ露國カ其慣例及必要ヨリ海峡及「アルメニヤ」ヲ望ミ、英國ハ「メソポタミヤ」ヲ望ミ佛國カ「シリヤ」ヲ望ムトセハ我國ノ受クヘキモノハ自然的且歴史的ニ表明セラレタリ乃チ獨逸ノ手ヲ

附ケサル「アナトリヤ」ノ「アルメニヤ」國境及黑海ノ山脈ニ達スル迄ノ部分ヲ多島海及地中海ニ面スル總テノ港ト共ニ要求スヘシ云々

獨逸

B. Q. P. E. No. 402.

- 一、土耳其問題
- 二、埃洪國問題
- 三、波蘭問題

社會黨右派(「メンシエウイキ」)ハ「コンスタンチノーブル」ノ領有ヲ斷念スルノ意アルモノ、如シ之ニ反シ東部「ガリシヤ」ヲ加ヘタル「ウクレース」ノ獨立ト「ポーゼン」、東部普魯士及西部「ガリシヤ」ヲ含ム波蘭共和國ノ建設ト「アルメニヤ」ノ解放トヲ要求セリ、社會黨過激派「ボルシエウイキ」ハ「ウイヘルム」カ放逐セラル、迄ハ獨逸ト講和セサル方針ヲ執レリ要スルニ我國カ平和ヲ望ムトセハ先ツ敵ヲ擊滅スルヲ要ス獨逸ハ敵ニ對シ平和ヲ強制スルニ充分ナル兵力ヲ集中スヘシ(一九一七年四月二日、「フラルクススチンメー」)

伊太利

B. Q. P. E. No. 403.

- 一、波蘭問題

將來ノ波蘭ハ聯邦ノ關係ヲ以テ大露西亞ニ結合セラルヘシ然レトモ之レ終局的ノモノニ非

二、土耳其問題

ス波蘭問題ニ關スル臨時政府ノ決定ハ確カニ連續行爲ノ最初ノモノニシテ遠カラス專制政  
府ヲ一大聯邦ニ變更シ「フィンランド」波蘭「リトアニア」、「アルメニヤ」及小露西亞ヲ包含  
スルニ至ルヘシ尙露國政府ハ「ルターン」人ニ獨立ヲ與ヘテ敵國ヨリ他ノ武器ヲ奪フコトヲ  
得ヘシ、(一九一七年四月一日「セコロ」)

伊太利

B. Q. P. E. No. 329.

波蘭問題

若シ今回ノ戰爭カ勝敗無シニ終ルニ於テハ獨逸ハ次ノ戰爭ニ於テ必ス全勝ヲ得ント欲ス露  
國方面ノ軍事的安全ヲ保タンカ爲メニハ其東隣ニ緩衝國ヲ設ケ競爭國トノ間ニ中立地帯  
ヲ置クノ必要アリ、斯クシテ獨逸ハ其全力ヲ擧テ英佛及伊國ニ向フコトヲ得ヘシ、元來聯  
合國ハ波蘭ヲ獨立ノ強國トナサンコトヲ欲スル旨ヲ言明セリ若シ波蘭カ虛弱ニシテ表面獨  
立ノ名義ヲ有スルモ其實獨逸ノ藩附タルカ如キハ聯合國ノ承認スル能ハサル所ナリ聯合國  
ハ獨逸カ民族主義ノ原則及波蘭獨立ノ問題ヲ利用シテ勝利ノ運命ヲ開カントスルヲ防止セ  
サルヘカラサルナリ、(一九一七年三月三十一日「デー、アメンドラ」)「コリエレデラセラ」

獨逸

B. Q. P. E. No. 403.

一、北佛占領  
地問題

二、白耳義問  
題

三、波蘭問題  
「バルチック」

四、殖民地問  
題

「ツエルニン」伯及其一派ハ出來得ル限り速カニ交戦者双方ノ占領シ居ル土地ヲ互ニ還附  
スルノ必要アル旨ヲ主張セリ我輩ハ「レーデブル」、「デルンブルグ」及「ハルナツク」カ直チ  
ニ一切ノ侵略地ヲ放棄スルニ同意スヘキヲ疑ハス「デルブリユツク」教授ハ今日迄單ニ西方  
占領地ノ還附ニ同意シ獨逸ハ「クールランド」ヲ領有スヘキ旨ヲ主張セシカ昨朝一民主主義  
ノ新聞ハ露國カ帝國主義ヲ放棄シタル以上戰爭ノ永續ヲ避クル爲メ絶對ニ「クールランド」  
ヲ還附スヘキ旨ヲ説ケリ然レトモ余輩ノ意見ハ少シモ變更セス戰爭ノ目的ヨリ觀察シテ  
余輩ハ東西共ニ斯ノ如キ占領地ノ交換ハ不可能ト認ム「フランドル」及「ワロニー」ノ領有及  
佛國鑛産地ノ取得ハ獨逸帝國ノ生存ノ爲メニ必要缺クヘカラサルモノニシテ純粹ノ防禦的  
性質ノモノナリ「バルチック」地方ノ獲得モ同一性質ノモノナリ之ニ反シ敵軍ニ由リテ占領  
セラレタル土地ハ敵國ノ將來ノ爲メニ絶對必要ノモノニ非ス「ツエルニン」伯ハ埃國及「ル  
トマニヤ」ノミヲ考慮シタルナラン此等特別ノ場合ニ就テハ余輩ハ強テ言ハサルヘシ然レ  
トモ之ヲ一般ニ及ホシ獨逸殖民地ノ返還ニ對シテ白耳義ノ再興ヲ許サントスルハ甚不可ナ

リ懸引ハ無用ナリ只勝利ノ一方アルノミ(「レヴェントロー」)(一九一七年四月三日「ドイツ  
ナエターグスタアイツング」)

露國

B. Q. P. E. No. 404.

土耳其問題

「ミリウコヴ」氏ハ「コンスタンチノールブル」及海峽ト題シテ「ヴィエストニツクエヴロビー」  
雜誌ノ一月號ニ一文ヲ寄セタルカ其大要ハ左ノ如シ

「コンスタンチノールブル」及海峽ヲ露國ニ割譲スルコトハ單ニ露國ノ成功ノミナラス聯合國  
全體ノ成功ニシテ獨逸ノ宿望ニ對シテ終局的打撃ヲ與フルモノナリ、戰後ニ於テハ土耳其  
カ存在スヘキヤ否ヤハ問題トナラス只何レノ國カ其遺跡ヲ取得ス可キヤノ問題ヲ講究スヘ  
キノミ、要スルニ「ダグダネルス」ハ土耳其領タルヘカラス彼地ハ獨逸領トナルカ又ハ露領  
トナラサルヘカラス、(一九一七年一月「ヴィエストニツクエヴロビー」)

「ブラジル」

B. Q. P. E. No. 410.

總括的平和條  
件

平和ヲ得ントセハ先ツ獨逸、奧洪國、土耳其及勃牙利ノ諸國民カ其君主ヲ放逐スルヲ要ス、  
聯合國ハ敵國君主カ戰爭ノ原因ニ大關係アリ且將來必ス復讐戰ヲ起スヘキヲ知ルカ故ニ重  
大ナル保障ヲ要求スヘシ故ニ有利ナル條件ヲ以テ講和ヲ爲サント欲セハ敵國ハ先ツ其君主  
ヲ放逐セサルヘカラサルナリ(一九一七年四月七日「ビュブリシダツド」)

英國

B. Q. P. E. No. 410.

一、北佛占領  
地(アルサ  
ス、ロル  
ーヌ)問題

「ボリチケン」紙ノ記スル所ニヨレハ獨逸社會黨ノ二派及露國社會黨ノ代表者ハ講和ノ基礎  
ニ就テ協議スヘク秘密ニ「コッペンハーグ」ニ會合シタリトノコトハ外國新聞ニヨリ傳播セ

二、白耳義問  
題

ランタリ露國社會黨員ノ一人ハ獨逸社會黨員某カ獨逸國會ニ提出スヘキ講和ノ動議ノ基礎  
トシテ左ノ如キ提議ヲナシタル旨ヲ「ボリチケン」紙ニ告ケタリ一、獨逸ハ北部佛國ヲ解放

三、巴爾幹問  
題

ス但シ「アルサス、ロル、レーヌ」ヲ保有ス、二、獨逸ハ白耳義ヲ放棄シ其獨立ヲ復興セシム但

四、奧洪國問  
題

シ當分ノ中軍隊ヲ有セサルヘシ、三、塞爾比、黑山國及奧國ノ「スラーヴ」地方ヲ併合シテ



- 五、(バルチック)波蘭問題
- 六、土耳其問題

大塞爾比國ヲ建設シ之ヲ塊洪國ニ附屬セシム、四、波蘭ハ獨立シ塊領波蘭及獨逸領波蘭ヲ包含ス但シ「ポーゼン」ヲ含マス且軍隊ヲ有セサルヘシ、五、「クールランド」及露國ノ西部「バルチック」地方ハ條件附ニテ獨逸ニ割讓スルコト、六、「アルメニヤ」ヲ獨立セシメ土耳其ノ保護ノ下ニ置クコト、七、「ルーマニヤ」ハ舊領土ヲ回復ス、八、獨逸ハ「ダルダネル」ヲ中立トシ土耳其ノ保護ノ下ニ置クコトニ同意ス(一九一七年四月十三日「タイムス」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 413.

- 一、無併合問題
- 二、塊洪國問題
- 三、波蘭問題

露國臨時政府ハ明カニ侵略的政策ヲ排認セリ其他ノ點ニ關シテハ故意ニ明瞭ヲ缺キタル嫌アレトモ要スルニ他國民ヲ壓抑スルノ意思ナシトノ宣言ヨリ推測シテ塊國領「ウクラニヤ」ヲ露領「ウクラニヤ」ニ併合シ又ハ獨逸領波蘭地方ヲ分離セシムル意思ナシト見テ可ナラン(一九一七年四月十二日「ハンスフラルスト」)「ベルリネルターゲブラット」)

塊國

B. Q. P. E. No. 413.

- 一、塊洪國問題
- 二、土耳其問題
- 三、無併合平和問題

數日前「シリウコヴ」氏ハ新聞記者ニ對シテ塊洪國ハ分割セララルヘク、土耳其ハ「コンスタンチノーブル」及「ダルタネル」ヨリ放逐セラレサルヘカラサルコトヲ公言セリ然ルニ勞働者委員ハ之ニ對シ露國ハ只國土ヲ防禦スルニ止ル旨ヲ聲言シ且ツ直チニ平和協議ヲ開催センコトヲ要求セリ此壓力ノ下ニ露國ノ國務長官等ハ總テノ征服的觀念ヲ非認セリ、(一九一七年四月十二日「ノイエフライエブレツセ」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 416.

- 一、日米關係
- 二、日獨關係

日本ト米國トノ關係ハ早晚破裂ヲ免カレサルヘシ亞細亞全體ヲ統一スル帝國ヲ建設セントスル日本ノ野心ハ英國ノ計畫及南太平洋ニ於ケル英領ノ將來ト相容レヌ、之ニ反シテ日獨間ノ關係ハ極メテ容易ニ調和シ得ヘク一九一六年七月ノ日露協商ハ此三大國間ノ同盟ノ前提トナリ得ヘシ(一九一七年四月十四日「ライニツシエウエヌフアーリツシエツアイツング」)

瑞西

B. Q. P. E. No. 419.

波蘭問題

露國臨時政府ハ非常ナル速度ヲ以テ波蘭獨立ノ原則ヲ承認セリ此決定ハ露國革命ニ伴フ急進的思想及聯合國ノ勢力ニヨリテ促カサレタルモノナリ憲法制定議會モ恐ラクハ之ヲ承認スルナラン之ニ付一ノ重要ナル點ハ露國カ自己ノ領有スル波蘭地方ヲ新國家ニ引渡スコト之ナリ之ニ反シ中歐諸國カ一九一六年十一月五日ニ發表シタル所ニ依レハ波蘭獨立國ヲ建設スルニハ只露國ニ屬スル部分ノミヲ以テシ自己ニ屬スル部分ハ毫モ之ニ加ヘス、尙他ノ相違ハ露國カ波蘭ノ政體ヲ選フニ就テ全ク波蘭ノ自由意思ニ任スルコトナリ只一ノ技業ノ點カ多少波蘭人ノ疑惑ヲ引起スヘシ乃チ露政府ノ聲明ハ軍事同盟ノ件ヲ云々スレトモ其内容範圍ヲ詳說セス若シ密接ノ關係ヲ作ラントセハ聲明ノ精神ト矛盾スルニ至ラン、(一九一七年四月十四日「チエーエス」)「ノイエチユルヒエルツアイツング」

丁抹

B. Q. P. E. No. 420.

一、白耳義問題

目下講和ニ關シテハ各方面ニ於テ熱必ニ努力シツ、アリ多少成功ノ望ミナキニ非ス絶對ニ

二、巴爾幹問題

確カナル節ヨリ聞ク所ニヨレハ獨逸ハ白耳義及塞爾比ノ復興ト北部佛國ノ解放ト露國ノ

三、北部佛國占領地問題

「タルダネル」自由通過トヲ承認シ波蘭問題ニ就テモ妥協ノ餘地アリ從テ中歐諸國ト佛國、

四、土耳其古問題

露國及巴爾幹諸國トノ間ニハ今日既ニ平和ノ見込ハ充分ニ存在セリ之ニ反シ只英國ノミハ

五、波蘭問題

獨逸ニ對シ到底承諾シ難キ要求ヲナスヘシ乃チ「ヘリゴランド」ノ割讓ヲ求メ此地ヨリ「キ

ール」及獨逸ノ北海沿岸諸港ニ壓迫ヲ加ヘントス、思フニ來ル七月一日以前少クトモ獨逸兩國ニ平和ハ成立セン、(高級外交官ノ聲明)「ソシアルデモクラーション」(丁抹)一九一七年四月十八日「ベルリネルターゲブラット」ニヨリ轉載セラル

獨逸

B. Q. P. E. No. 426.

無併合無賠償  
平和問題

吾人ハ速カニ露國ニ對スル我態度ヲ定メ之ト無併合講和ヲナスノ準備アル旨ヲ宣言スルノ必要アリ、若シ境界ノ變更ヲ必要トスル場合ニハ之ト特別ノ協議ヲナスヘシ吾人ハ只此方  
法ニヨリテノミ英國カ露國ヲ使嗾シテ極端迄戰爭ヲ繼續セントスル計畫ヲ破ルコトヲ得ヘ  
シ露國ノ内紛カ戰爭ノ繼續ヲ妨クヘシト思惟スルハ誤レリ事件ノ真相ヲ知悉スル者ハ正反

對ノ解釋ヲナセリ露國政府ハ相互ノ協議ニヨリテ獨逸間ノ諸問題ヲ解決スルノ提議ヲ退ク  
ルノ力ナカラン獨逸政府モ斯克ノ如キ宣言ヲ發表スルニ躊躇スルノ必要ナシ目下ノ事情ニ  
精通スル者ハ若シ獨逸カ無併合講和ヲ提議スルニ於テハ國內及戰線ニ於ケル獨逸人ノ九割  
迄ノ後援ヲ有スヘキコトヲ知レリ只英國ノミハ之ニ就テ不満足ナルヘシ英米ノ帝國主義ニ  
當ルニ獨逸聯合ノ力ヲ以テセサルヘカラサルナリ、(獨逸下院議員「マクス、コーヘン」(一九  
一七年四月二十四日「タツハ」)

英國

B. Q. P. E. No. 428.

露國通信

四月二十二日「モスコ」通信——「ミリウコフ」氏ノ會見談ニ曰ク「吾人ハ塊國ヨリ何等協

一、塊洪國問

商ノ基礎トナルヘキ公然ノ提議ヲ受ケタルコトナシ吾人ハ尙聯合軍ノ勝利ヲ確信ス而シ

二、土耳其問

テ塊國內ニ於ケル「スラーヴ」人ニ對シ廣範圍ノ自由ヲ與フルカ如キハ吾人ヲ満足セシム  
ルニ足ラス、完全ナル獨立カ唯一ノ解決法ナラサルヘカラス「コンスタンチノーブル」問題  
ニ就テハ露國ハ「海峽ノ中立」ノ意義カ單ニ諸外國ノ海商ノ自由ニ關スルモノトスレハ之

ヲ承認スルヲ躊躇セス然レトモ露國ハ外國軍艦ニ對シテ海峽ヲ閉鎖スルノ權利ヲ有セサル  
ヘカラス而シテ之ヲ爲スニハ露國力之ヲ領有シ之ニ砲壘ヲ築クニアラサレハ不可能ナリ、  
(一九一七年四月二十六日「マンチユスターガル」)

瑞西

B. Q. P. E. No. 428.

巴爾幹問題

「ミリウコフ」氏ハ露國ノ戰爭ノ目的ニ關スル宣言中ニ南方「スラーヴ」國ノ建設ニ就テ述ヘ  
タルカ其内容ニ關シテハ何等言フ所ナシ殊ニ勃牙利ニ就テ何事ヲモ言ハサリシカ勃牙利人  
モ南方「スラーヴ」人タルハ勿論ナリ、余輩ハ「ミリウコフ」氏カ比重大問題ニ就テ遠カラス  
詳細ノ説明ヲ與ヘラル、コト、信ス目下ノ處此問題ニ就テ三箇ノ解決方法カ豫想セラル乃  
チ(一)現在ノ塞爾比ノ霸權ノ下ニ大塞爾比國ヲ建設スルコト、(二)塊洪國ヲ聯邦組織ト  
シ兩國内ノ「スラーヴ」人ノ外塞爾比及黑山國ヲ併セテ一國ヲ設立シ之ヲ塊洪聯邦ニ加フ  
ルコト、(三)南方ノ「スラーヴ」地方ヲ統一シテ瑞西國ノ模型ニ據リ一獨立聯邦ヲ組織  
スルコト之ナリ、(一)南邦「スラーヴ」人(一九一七年四月二十八日「ノイエチルヒエル」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 428.

一、北佛占領地問題

二、波蘭(リチエア)問題

伯林ノ保守黨ノ集會ニ於テ代議士農會長「デートリツヒ、ハン」博士ハ戰爭ノ目的ニ關シテ左ノ如ク言明セリ「メツツ」、「ヴェルダン」間ノ土地ハ我領土タラサルヘカラス然ラサレハ吾人ハ競争ニ於テ勝ヲ制シ難シ鑛業ノ中心ハ「ルール」ヨリ「ザール」ニ移轉スル必要アリ尙我國ハ新ニ農業的殖民地ヲ取得スルヲ必要トス「クルルランド」及「リトアニア」ハ最之ニ適當セリ故ニ此等地方ハ決シテ放棄スヘカラサルナリ、吾人ハ波蘭人ニ對シ民族的發展ヲ承認スヘシ然レトモ吾人ハ此地ニ於ケル未懸地ノ上ニ權利ヲ有セサルヘキカ、吾人ハ此等ノ機會ヲ永久ニ喪失セリ、吾人ハ波蘭人ニ對シ對外的獨立ヲ承認スル能ハス、吾人ハ獨逸人トシテ波蘭ニ住所ヲ定ムル權利ヲ明確ニ設定セサルヘカラス吾人ハ一王國ヲ建設スルニ當リ獨逸主義ノ安全ヲ保證スルコトヲ遺却セリ、(一九一七年四月二十六日「テートリツヒエ」ルンドシヤウ)

伊太利

B. Q. P. E. No. 429.

一、埃洪國問題

二、獨逸帝國組織變更問題

現埃帝ハ先帝ノ生存中ヨリ急速ニ講和ヲナスノ意見ヲ持セリ彼ハ露、佛、英ト講和シ伊國ヲ孤立セシメ之ニ對シ一切ノ領土的讓歩ヲ拒絕セントシタルモノ、如シ此運動ハ埃帝ノ發意ニヨリ「ベトログラド」ニ於テ試ミラレタリ其後獨逸ハ共同ノ行動ヲ執リタリ然ルニ久シカラシテ埃國ハ獨逸カ露國ト單獨講和ヲナシ「ガリシヤ」及「ブコヴィナ」ヲ之ニ與フルノ意アルコトヲ發見セリ之カ爲メニ多少紛糾ヲ來タセリ「ウヰルン」氏ノ提議ノ後埃帝ハ再ヒ平和運動ヲ始メタリ彼ハ個人トノ談話ノ中ニ埃國カ普魯士ノ汎獨主義ノ爲メニ自殺スルヲ得サルコト及ヒ明日帝國全部ヲ失フヨリハ今日幾分ノ土地ヲ割讓スルヲ優レリトスル旨ヲ述ヘタリ新提議ハ更ニ「ベトログラド」ニ試ミラレバ「巴里」及「倫敦」ニ於テモ平和ニ關スル瀕踏ヲナシタリ「巴里」ノ政界ニハ埃國ニ對スル舊時ノ同情尙幾分か殘留スル爲メ多少ノ效果アリタリ埃國カ「スラーヴ」人及伊太利人ノ住スル地方ヲ失フ代償トシテ「巴威里」索遜、「ウエルテンベリク」及ヒ「バーデン」大公國ヲ得ヘシトノ噂アリタルハ此時ナリ(「ピア、マリー」一九一七年四月二十八日「イヂャナデヨナール」)

英國

B. Q. P. E. No. 430.

土耳其問題

四月二十七日「ベトログラド」發——露國某貴紳ハ「コンスタンチノーブル」問題ニ關スル「ウヰルソン」氏ノ態度及「ベトログラド」ノ喧擾ナル社會黨ヲ露國輿論ノ忠實ナル代表者ト認ムル米國ノ傾向ニ對シ熱心ニ反對セリ思フニ宣言ノ如キハ無用ナリ若シ露國ノ軍隊カ一タヒ「コンスタンチノーブル」ニ入ルコトアラハ決シテ再ヒ之ヨリ去ラサルヘシ而シテ「オトマン」帝國ノ首府ノ運命ハ武運ニヨリテ決セラルヘシ（一九一七年四月三十日「エツチベ—レー」「デーリーエキスプレス」）

丁 抹

B. Q. P. E. No. 430.

一、巴爾幹問題

國際社會黨事務所長「トロエルストラ」氏ノ會見談ノ一節ニ曰ク余ノ信スル所ニ依レハ埃國ハ將來ノ講和會議ニ於テ「セルビヤ」ニ完全ナル自由ヲ與ヘ且ツ其熱望ヲ容レ海ニ達スル通路ヲ開カシムルコトヲ承認スヘキ旨ヲ宣言スヘシ白耳義ノ復舊ニ關シテハ獨逸ハ之ヲ明言

二、白耳義問題

セサルモ余ノ見ル所ニヨレハ強テ反對セサルヘシ何レニシテモ獨逸及埃國ハ遲滯ナク其戰爭ノ目的ヲ發表スルヲ要ス（一九一七年四月二十五日「ソシヤルデモクラシー」）

米 國

B. Q. P. E. No. 431.

一、米國ノ英佛殖民地買收

二、加奈陀ト米國間ニ密接ナル關係ノ成立

今回ノ戰爭ニ就テ米國ヨリ英佛兩國ニ貸附シタル多額ノ債權ノ爲メ或者ハ戰後兩國カ此債務ヲ償還スルニ當リ米國附近ノ殖民地ヲ賣却スルコトヲ望ムニ非スヤトノ問ヲ發スル者アルニ至レリ此問題ハ頗ル重大ナリ「バナマ」運河ヲ防禦スルカ爲メニ「チャマイカ」、「バルバドス」、「トリニター」、「ギユイヤナ」及英領「ホンデユラ」ハ最近丁抹ヨリ購入シタル「アンチランド」及英領「アンチル」間ニ今日ヨリモ一層密接ナル關係ヲ作ランコトヲ提議セリ從來「アンチル」ハ主トシテ米國ト商業關係ヲ有セリ從テ若シ「カナダ」トノ間ニ密接ノ關係ヲ生シ必然ノ結果トシテ有利ナル海關稅率ヲ適用スルニ至ラハ米國トノ商業關係ハ大打撃ヲ受クルニ至ルヘシ米國トノ併合ハ此點ニ於テ「ボルトトリコ」ノ取得及ヒ「キューバ」トノ通商條約

ト同一ノ效果ヲ齎ラスヘシ、(一九一七年三月二十五日「フィラデルフィヤレコード」社説)

和 蘭

B. Q. P. E. No. 436.

一、償金問題  
二、無併合同  
題

三、「アルサ  
スロルレー  
ヌ」問題

聞ク所ニヨレハ某々英佛社會黨員ハ各其政府ノ使命ヲ受ケテ「ベトログラド」ニ活動シ居レ  
ルカ(恰モ「シヤイデマン」カ敵側ノ代表者タルカ如ク)今回勞兵會ニ對シ政府ノ希望スル平和  
ノ基礎條件ニ就テ通知セリ就中第一ニ注意ヲ牽ケルハ土耳其問題ニ就テ全く無言ナルニア  
リ尙埃國及巴爾幹問題ニ就テモ云フ所ナシ「サンダース」ノ言ニ依レハ英國政府ノ要求ハ攻  
略地ノ還附及虐待セラレタル小國ニ對スル賠償及復舊ニアリ獨逸殖民地ニ關シテハ何等云  
フ所ナシ「モンテ」ハ一切ノ領土併合ニ反對ス但シ「アルサスロルレーヌ」ハ先年掠奪セラレ  
タルヲ還附スルニ止ルカ故ニ別問題ナリ、尙損害ノ賠償ニハ同意ナリト述ヘタリ之ニ對シ  
獨逸ノ意見ハ如何未タ之ヲ知ルニ由ナシ宰相ハ曖昧ノ言辭ヲ弄セリ思フニ彼ハ國內ノ紛擾  
ヲ避ケンカ爲メニ故ラニ明白ノ意見ヲ發表セサルナラン然レトモ輿論カニ大潮流ニ分ル、  
コトハ明ナリ乃チ併合主義及非併合主義之ナリ一方各國民カ戰爭ニ倦ミタルハ爭フヘカラ

サル事實ニシテ熱心ニ戰爭繼續ヲ主張スル英國ニ於テスラ人心ニ變更ヲ來タセルカ如シ之  
レ潜水艇戰カ雷ニ一種脅威ナルノミナラス實ニ危險トナリ來リタルカ故ナリ、(一九一七年  
四月二十六日「ニウエクーラント」)

瑞 西

B. Q. P. E. No. 440.

一、無併合無  
賠償和問  
題

二、海外殖民  
地問題

一九一七年五月八日「ミュンヒエン」發五月九日「ノイエチルヒエルツアイツング」所載——  
「バイエリツシエスターツツアイツング」ハ中歐諸國カ平和締結ノ際金錢的賠償ヲ求メサル  
コト及ヒ彼等カ原料品ノ無償又ハ廉價ナル供給ヲ受クルコト、戰前ニ於ケル市場ヲ獨逸商  
業ニ向テ再開セシムルコト、獨逸ノ殖民地及差押ヘラレタル獨逸商船ヲ還附セシムルコト  
ヲ請求セリ獨逸ハ金錢的賠償ヲ要セス何トナレハ六百億ノ戰時公債ハ三千七百五十億ノ財  
産ノ一部分ニ過キス且ツ此財產ハ年々百億宛ヲ増加スルヲ以テナリ尙獨逸ノ財政的負擔ハ  
比較的僅少ナリ、「ノイエチユルヒエルナハリヒテン」ハ之ニ附記シテ曰ク「バイエリツシ  
エスターツツアイツング」ハ「バイエルン」政府殊ニ「ヘルトリンダ」伯ノ機關ナリ從テ此紙

上ニ掲載セル前記ノ如キ重要ナル文章カ同氏ノ同意ヲ得スシテ發表セラル、等ナシ尙此文  
章ハ最近ニ於ケル「ヘルトリング」伯ト獨逸宰相及「ツエルニン」伯トノ會見ト何等カノ關係  
アルモノ、如シ故ニ之ヲ中央諸國ノ聲明ト認メテ可ナリ、獨逸殖民地ノ還附ハ全ク「無征  
服」ノ原則ニ適合セリ從テ「無征服無賠償」ノ主義ハ聯合國ノ承諾ヲ經タルモノト見テ可  
ナリ

獨逸

B. Q. P. E. No. 440.

- 一、無賠償問
- 二、殖民地問

「バイエリツシエツアイツング」ハ講和條件トシテ東西ニ於ケル必要ナル保障及戰費賠償又  
ハ國境ノ變更ヲ求メスシテ其代リニ原料品ノ無償又ハ廉價ナル供給ト差押船舶及殖民地ノ  
返還トヲ以テ満足スヘキ旨ヲ記載セリ之ヲ以テ數百萬ノ獨逸人ノ血液ト無限ノ財産トノ損  
害ニ對スル賠償ト見ルヘキカ此文章ハ多數獨逸人ヲ驚愕セシムヘシ、殊ニ驚クヘキハ「バ  
イエレン」政府ノ機關紙カ「デルンブルグ」、「ベルリネルターゲーブラツト」、「シヤイデマ  
ン」、「バルリン」及銀行頭取團體等カ發表セルト同一ノ意見ヲ掲載セルニアリ若シ獨逸カ賠

償ヲ得ス從テ此驚クヘキ重大ナル戰費ヲ自ラ負擔スヘキモノトセハ帝國内ノ諸邦ハ第一ニ  
其負擔ニ苦ムヘク或者ハ爲メニ消滅スルニ至ルヘシ（一九一七年五月九日「ケルニツシエフ  
ラルクスツアイツング」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 440.

土耳其問題

伯林駐紮土耳其大使ハ土國ノ獨立カ保持セラレ、ニ於テハ露國ノ船舶ニ向テ「ダグダネル」  
ヲ開放スルモ可ナリト宣言セリ乃チ一方ニ於テ露國、他方ニ於テ埃洪及土耳其ハ其意志ヲ  
言明セリ只獨逸ノミ今ニ至リ尙其真意ヲ吐カサルナリ（一九一七年五月九日「ライプチーゲ  
ルフラルクスツアイツング」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 441.

無併合無賠償  
問題

若シ吾人カ平和ヲ欲スルモノトセハ必ス無併合平和ノ原則ニ依ラサルヘカラス平和ヲ望ム

者ハ何人モ併合ヲ斷念セサルヘカラス併合ヲ希望スル者ハ平和ヲ望マスシテ之ヲ妨害セン  
ト欲スル者ナリ各交戦國ノ併合斷念ハ講和ノ先決問題トナレリ露國ト單獨講和ヲナシ而シ  
テ後他方ニ於テ充分ナル併合ヲ實行セントスルハ不當ナリ平和ハ勝者無ク敗者無ク皆同等  
ト認メラレタル各交戦國ノ同意ニ出ルニ非レハ不可能ナリ獨逸ノ帝國主義者ハ平和ノ障碍  
ヲナス而シテ政府カ其意思ヲ表明セサル間ハ帝國主義ヲ執ルモノト見テ可ナラン、獨逸カ  
單ニ正當防衛ノ爲ニ戰フモノナルコトノ知ラレサル限り露國革命ノ平和ノ意思ハ無効ナル  
ヘシ何トナレハ佛國及英國ハ獨逸ノ帝國主義ニ對シテ自身ヲ防禦スルノ口實ヲ有スルカ爲  
ナリ若シ此最後ノ口實カ存在セサルニ至ラハ露國革命ハ聯合國ヲシテ其平和ノ意思ヲ實行  
セシムルヲ得ン故ニ獨逸ハ速ニ其平和ノ意見ヲ發表シテ黎民ヲ塗炭ニ救ハサルヘカラス、  
(一九一七年五月八日「アルバイターツアイツング」)

## 獨逸

B. Q. P. E. No. 441.

無併合無賠償  
問題

總テノ併合ハ獨逸國內ニ異分子ヲ收容セシメ從テ我勢力ノ根本タル國民ノ統一ヲ脅威スル

ニ至ルヘシ併合ヨリ來ル困難ハ利益以上ナルヘシ五十年ノ歲月ハ昔日ノ虐待ヲ忘却セシム  
ルニ足ラサルコトハ明白ニ立證セラレタルニ非スヤ塊洪國內ノ種々ナル民族ハ多年共同生  
活ノ結果統一セラレ單純ナル一國ヲ成セリ之ニ新民族ヲ添加スルハ之レ此調和ヲ破壊スル  
モノナリ併合ハ敗者ヲシテ復讐ノ念ヲ起サシメ全世界ヲシテ我ヲ憎惡セシムルニ至ラン併  
合ノ事無キモ交戦者間ニハ充分ノ怨恨ヲ存スヘシ況ンヤ併合ノ事アルニ於テオヤ平和ハ勝  
者ナク敗者ナク屈辱ナク併合ナキヲ要ス之レ以外ニ眞ノ平和ヲ望ムヘカラスナルナリ、(一九  
一七年五月九日「アルバイターツアイツング」)

「フィン  
ランド」

B. Q. P. E. No. 442.

波蘭「フィン  
ランド」問題

露國ヲ米合衆國ト同一ノ政治組織トセハ「フィンランド」ハ満足スヘシト考フルハ誤解ナリ  
「フィンランド」ハ露國ト全然關係ヲ絶チ絶對的獨立國トナランコトヲ望メリ此「フィンラ  
ンド」ノ輿論ハ至ル所ニ聲明セラレ「フィンランド」議會ノ議員社會黨員「マンネル」氏モ此  
議會開會ノ席上ニテ此希望ヲ述ヘ又地方政廳ノ長官社會黨員「トキヨ」(Tokio)氏モ同一ノ



意見ヲ述ヘ且露國ノ顛覆カ「フィンランド」ノ自由ヲ生ムヘキコトヲ論シタルカ議會ハ熱心ニ之ヲ喝采セリ而シテ此演說ハ全國内ニ非常ナル反響アリタリ（一九一七年五月十日「ドクトル、サムリサリヲ」在「ヘルヂングフアール」「ポスト」）

露國

B. Q. P. E. No. 443.

一、波蘭問題  
無併合平和ハ考レハ考フル程奇怪ナリ開戦ノ初メニハ波蘭ハ露國ノ一部ナリト主張セシカ今日露國ハ波蘭ノ獨立ヲ唱フ而シテ此王國ノ喪失ハ併合ニ非スト主張セリ然レトモ斯ノ如キ獨立ハ乃チ獨逸ノ波蘭併合ヲ意味スルモノニ外ナラス普魯士ノ波蘭獨立宣告ハ空言ノミ

實ハ此地ヲ以テ彼等ノ自由處分ニ委スルモノナリ獨逸ハ強大ナル中歐大帝國建設ノ理想ヲ實行スヘク軍備制限撤廢ノ觀念ハ勿論排斥セラルヘク多數ノ軍隊ト強大ナル艦隊ハ過去ト同シク保持セラルヘシ而シテ他國ハ此強國ニ對峙スル爲メ其軍備ヲ擴張セサルヘカラス廿五年ノ後又ハ其以前ニ今日ノ戰爭ヨリ一層慘憺タル新戰爭起リ世界ヲシテ此戰爭ノ慘狀ヲ忘却セシムルニ至ラン無併合平和ノ意義斯ノ如シ之ヲ目シテ理想的平和ト呼フニ至テハ奇

怪ニ非スシテ何ソヤ「ウエ、シュウルギン」(一九一七年四月十四日露曆四月一日)

獨逸

B. Q. P. E. No. 444.

一、總括的講和(民族主義)問題  
二、強制仲裁裁判問題  
三、無併合無賠償問題  
四、波蘭問題  
五、白耳義問題  
六、巴爾幹問題  
七、北佛占領地(アルサス、ロルレーヌ)問題  
「ベトログラド」電報通信社ノ通信ニヨレハ丁抹社會黨首領「ボルグベルク」ハ(労働者及兵卒ノ委員會)勞兵會ニ對シ獨逸他數社會黨ノ平和條件ヲ通知セリ乃チ國民自由發展ノ權利、強制的國際仲裁裁判制度、獨逸ノ征服セル一切ノ領土ノ返還、露領波蘭ヲシテ獨立スルカ又ハ獨逸又ハ露國ニ附屬スルカヲ自由ニ庶民投票ニヨリテ決セシムルコト、白耳義、塞爾比及羅馬尼ノ獨立、再興、(Telebisite)「マセドニヤ」ノ「ブルカリヤ」人ノ住スル地方ヲ「ブルカリヤ」ニ與フルコト塞爾比ニ海ニ達スル通路ヲ與フルコト「アルサス、ロルレーヌ」ニ關シテハ友誼的交渉ニ由リテ「ロルレーヌ」ノ境界改訂ヲ實行スルコト之ナリ獨逸通信社ハ之ニ註釋ヲ加ヘテ曰ク「ボルグベルグ」ト獨逸社會共和黨トノ會見ニ於ケル對議ノ根柢ハ無併合平和ニシテ當然我國ノ領土ノ保全ヲ條件トス然レトモ友誼的交渉ニヨリテ境界線ヲ改訂スルヲ妨ケス何人モ之カ爲メニ一日モ戰爭ノ繼續ヲ願フ者ナカラン乃チ社會共和黨ハ「ロルレーヌ」

ス」ノ一部ヲ佛國ニ割讓スルニ異議ナシ之レ乃チ佛人ノ犯セル無數ノ慘虐行爲ニ對スル報  
酬ト見ルヘキカ西部戰場ニ在ル我兵士ハ何ノ爲メニ血液ヲ流シタルカ又流シツ、アルカヲ  
理會シ居レリ、(一九一七年五月十二日「ドイツチエターゲスツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 444.

一、償金問題

二、白耳義問

三、海洋自由

宮中顧問官「ドクトル、フラン、グルーベル」氏ハ三月十一日「ミュンヒェン」ニ於ケル汎獨逸  
(主義)同盟會員多數列席ノ場ニ於テ平和ニ關シテ演說シテ曰ク敵ノ現狀ヨリ見レハ我國カ  
勝タント欲スレハ何時ニテモ勝チ得ヘキハ確實ナリ然レトモ吾人ハ果シテ勝利ヲ欲スルヤ  
之レ愛國者ノ今日苦心スル所ナリ「シャイデマン」式ノ平和ハ我國ノ世界的勢力ヲ終局的ニ  
放棄スルモノニシテ吾人ヲシテ永久ニ政治的及經濟的獨立ヲ斷念セシメ結局我國ヲ衰滅セ  
シムルモノナリ我國カ戰敗者トナラサル限リ此ノ如キ平和ヲ容ルヘカラサルナリ吾人カ若  
シ賠償ヲ要求セサルニ於テハ今日迄一人ノ平均納稅年額六十三「マルク」ヲ無期限ニ二百十  
「マルク」ニ増加セサルヘカラス其必然ノ結果トシテ國民ノ貧窮ヲ來スヘシ而カモ敵國ハ決

シテ斯ノ如キ提議ニ應セサルヘシ乃チ英國ハ政治的及ヒ殊ニ經濟的ニ我國ヲ滅亡セシメン  
トシ既ニ歐洲以外ノ地ニ於テ此意味ノ行動ヲ執レリ然レトモ吾人ハ潜水艇戰ニヨリ數月ナ  
ラスシテ彼ヲ屈服セシメ我條件ヲ強制シ得ヘシ斯ノ如キ平和ハ戰費ノ賠償トシテ金錢、食  
料及生産ノ材料ヲ吾人ニ與フヘシ乃チ東方ニ於テハ農事經營及殖民ニ必要ナル地域及堅固  
ナル境界ヲ得ヘク西方ニ於テハ白耳義ニ對シテ軍事的、政事的及經濟的保障並ニ「フラマ  
ン」海岸及重要ナル亞非利加殖民地領有權ヲ得ヘシ然レトモ完全ナル安全ノ保障ハ英人ヲ  
地中海ヨリ放逐スルニ非レハ得ヘカラス英國ノ海上霸權ノ覆滅ハ吾人ノ最高目的ナル歐洲  
平和ノ建設ヲ實行セシムル唯一ノ方法ナリ(一九一七年五月十二日「ミュンヒェネルノイエ  
ステルナハリヒタン」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 444.

無併合無賠償  
平和問題

社會黨ハ「ツェルニン」伯ノ聲明(四月廿六日「フレムデンブラット」)ヲ以テ總テノ交戰國カ  
一切ノ併合及賠償ヲ斷念スルコトヲ要求スル彼等ノ伯林會議ノ決定ヲ承認シタルモノトナ

セリ然レトモ維持ノ聲明ハ明カニ露國ノミニ關スルモノナリ、伊國人、塞爾比人、羅馬尼人等ニ保護ヲ與ヘ而シテ埃洪國民ハ兇惡ナル隣人ノ攻撃ニヨリテ發生セル戰爭ノ費用ヲ負擔スヘシト云フカ如キハ全ク無意義ニシテ余輩ハ何人モ斯克ノ如キ希望ヲ有セサルモノト信ス伯林及「ミュンヒエン」ノ社會黨機關カ聯合國ノ新聞ト態度ヲ同フシ埃洪國ト共同ノ外交關係斷絶ヲ以テ脅迫スル迄ニ至レルハ誠ニ惜ムヘシ勝敗無シノ平和ハ羅馬尼、塞爾比、黑山國、伊太利、佛蘭西及白耳義ニハ有利ナリ中歐諸國ハ正當ナル平和ヲ希望ス之ニ反スルモノハ永續スヘカラス、(一九一七年五月十二日「ライヒスポスト」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 445.

總括的講和問題

「ペートマンホルウエツヒ」氏ハ獨逸ノ敗ル、コト無キヲ知悉セリ然レトモ吾人ノ豫見シ得ヘキ時期ニ於テハ只和解の平和ノミ時局ヲ解決シ得ヘシ外國領土ノ暴力的併合、獨立セル外國人ノ壓迫ハ獨逸民族ノ統一ヲ破壞シ其結果必然的ニ獨逸國內ニ政治的知識及經濟的紛擾ヲ起スヘク延テ獨逸ニ對スル新戰爭ノ原因トナルヘシ一方ニ於テ現狀維持ノ條件モ亦

何レノ國ヲモ満足セシメサルヘシ只和解の平和ニヨリ獨逸カ一切ノ暴力的行爲ヲ拋棄スルニ於テハ講和ハ直ニ實行セラルヘク各交戰國ノ正當ナル希望モ參酌セラレ商業ノ自由モ保證セラレ世界ノ將來ハ茲ニ救済セラル、ヲ得ン、(一九一七年五月十四日「ウヲルフ」)「ペルリネルターグブラット」

獨逸

B. Q. P. E. No. 446.

總括的講和問題

五月十五日「ベルヌ」通信——前週ニ於テ獨逸政府ト中立國ノ機關ヲ介シ又ハ國內ノ機關ニヨリテ聯合國側ノ或政府ニ講和提議ノ公文ヲ送リタリ獨逸宰相ハ聯合國ニ對シテ兩天秤ヲ掛ケタリ若シ英佛ノ攻勢カ成功セサレハ獨逸ハ埃國ノ援助ニヨリ其戰線ノ一方ニ對シテ大規模ノ攻勢ヲ執ルヘシ、若シ又英佛ノ攻勢カ成功スレハ其自身ノ廢墟ノ下ニ敵ヲ葬ルヘシ之レ即チ獨逸カ聯合國ヲシテ目下カ和解ノ好機會タルヲ了解セシメントスルモノナリ其條件トシテハ伊國ニハ有名ナル「パレツキョ」(Parecchio)ノ一部割讓從テ「トリエスト」ト「イストリー」、「ダルマチー」等ヲ與ヘサルコト、佛國ニ對シテハ占領地ノ解放及「ロルレーヌ」

一、「アドリヤ」海問題

二、北佛占領地問題

三、土耳其問題

四、海外殖民

五、海洋自由

六、白耳義國  
七、巴爾幹問題

モ一部割讓(獨逸ヨリ)「ダルタネル」海峽ノ公開及通商ノ自由、獨逸殖民地ノ返還、海洋ノ自由、白耳義國ノ再興而シテ同國ハ軍隊ヲ有スルヲ得ルコト但シ獨逸ノ利益ノ爲メニ種々ナル政治的及經濟的讓歩ヲナスコト、「セルビヤ」ニ屬スル「マセドン」地方及ヒ「ドブルヂヤ」ヲ勃牙利ニ割讓スルコト、土耳其ノ保護ノ下ニ(?)羅馬尼ヲ獨立セシムルコト、及小亞細亞問題ハ協議ニ由テ決スルコト之ナリ但シ此ノ獨逸政府ノ覺書ハ何レノ國ニ於テモ注目ヲ牽キタルコトナシ(「ビー、マリー」)(一九一七年五月十六日「イデヤ、ナチヨナーレ」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 446.

北佛占領地  
(アルサス  
ルレーヌ)問題

紐育電報ハ「ヂョツフル」元帥カ或宴會ノ席上ニ於テ「アルサスロルレーヌ」カ佛國ニ還附セラレサル間ハ講和ハ不可能ナル旨ヲ言明シタルコトヲ報セリ、彼ノ溫和說ハ米國ニ好感ヲ與ヘタルナラン何トナレハ彼カ來因河ノ左岸全部ヲ要求シタリトノコトヲ報シ來ラサルヲ以テナリ

米國ハ其心身ヲ舉テ此戰役ニ參加セリ佛國ハ之ニ望ヲ屬セリ彼ハ獨逸カ此戰爭ヲ持續シ得

サルヲ信ス乃チ獨逸ハ「アルサスロルレーヌ」ヲ放棄スヘキヲ聲明スルカ或ハ然ラサルモ事實之ヲ防禦シ能ハサラン尙之ニ加フルニ獨逸社會民主黨ノ壓迫アリ同黨ハ佛國人心ヲ融和スル爲メ「ストツクホルム」ノ會議ニ提出スル議案中ニ「ロルレーヌ」ノ境界線改訂ノ件ヲ加ヘタリ聯合國ハ之ヲ利用セリ而シテ米國ニ於テハ此境界線改訂ヲ全部ノ割讓ト解スヘク會議ニ於ケル社會黨ノ意見モ亦之ト同シカルヘシ又社會主義勞動者同盟會モ其報告ニ由レハ此點ニ就テ異讓ナキカ如シ、(一九一七年五月十四日「ハムブルゲルナハリヒテン」)

英國

B. Q. P. E. No. 447.

一、無併合無  
賠償平和問  
題  
二、總括的講  
和(民族主  
義)問題  
三、土耳其問  
題

昨日英國下院ニ於ケル重要ナル議事ノ題目ハ露國新政府ノ意見ト聯合國ノ其レトノ間ニ調和ヲ計ルコトニアリ臨時政府トノ談判ノ基礎トナリタル勞兵會代表者ノ聲明ノ根本の原則ハ速カニ對外政策ノ方針ヲ定メ出來得ル限リ速ニ無併合無賠償ノ條件ヲ以テ一般的講和ヲ爲スヘク而シテ之ヲ爲スニハ各民族ヲシテ自ラ其運命ヲ定メシムルコトヲ主眼トスルニアリ然リ此聲明ハ領土ノ擴張又ハ「アスキス」氏ノ所謂政治的及經濟的發展ノ目的ニ出ル總テ

ノ併合ヲ排斥ス然レトモ此聲明ハ第二ノ部分ニ於テ領土ノ解放及其新配分法ヲ含メリ此聲明ニヨリテ要求セラレタル權利ハ或民族ヲ現在ノ臣從關係ヨリ解放シ且ツ之ヲ單ニ人工的境界ノミニヨリ隔離セラル、他ノ國ニ併合スルニ非レハ成立スヘカラス露人ハ「アルメニヤ」ニ於テ之ヲ證明セリ若シ彼等カ無併合ノ原則ヲ極端迄勵行スルニ於テハ彼等ハ「アルメニヤ」人ヲ土耳其人ノ手ニ委セサルヘカラス唯一ノ適用シ得ヘキ原則ハ民族主義ニ基ク和解カ平和及改善ノ意義ヲ含ムニアリ、勿論勞兵會又ハ「ウヰルソン」氏ニヨリ説明セラレタル戰爭ノ理想的目的ハ舊式政治家ノ目標タル領土ノ獲得ヨリモ解決ニ困難ナルヘシ然レトモ吾人ハ此協商カ從前ノ條約ニ含マレサル永久の分子ヲ含ムコトヲ希望ス此故ニ露國ノ聲明ハ吾人ノ爲メニ重大ノ價值ヲ有セリ何トナレハ此聲明ハ政府殊ニ大國ノ政府ハ單ニ又ハ主トシテ自國ノ利益ノミヲ顧慮スヘキモノニ非スシテ歐洲及ヒ世界ヲ一團トシ考察スヘキコトヲ意味スルヲ以テナリ若シ此意見カ講和會議ニ勝ヲ制スルトセハ之レ一ノ革命ナリ露人ハ此趣意ヲ貫徹スヘク決心セリ余輩ハ中心ヨリ其成功ヲ祈ルモノナリ、(一九一七年五月十七日「ウエストミンスターカゼット」社説)

## 獨逸

B. Q. P. E. No. 447.

無併合無賠償  
主義(但シ相  
方ノ合意ニ基  
キ境界線ヲ平  
和的ニ改善  
ス)

昨日(獨逸)下院ニ於ケル宰相ノ演説ハ確カニ一ノ成功ニシテ彼ノ威信ヲ増加シタルハ爭フヘカラス彼ノ意見ニ依レハ中歐諸國ニ好意ヲ有スル國ニ對シテハ同シク好意ヲ以テ之ヲ迎ヘ將來接近ノ意思アルコトヲ表明スヘシ之レ「ツエルニン」伯ノ政策ノ根柢ニシテ又宰相ノ聲明ノ要素ナリ然レトモ今日尙擊滅的政策ヲ極端ニ發揮スル國ニ對シテハ宰相ハ談判ヲ開始スルヲ好マス倫敦及巴里ニ於テハ中歐諸國ノ緩和的政綱モ侵略的政綱ニ比シ何等相異ナル效力ナカラシ「シャイデマン」自身スラ其演説ニ於テ無併合無賠償主義ニ多少弾力性ヲ帶ハシメ境界線ノ改善ハ相方ノ合意ニ基ク平和ニ於テ實行シ得ヘキモノトセリ、中歐諸國ノ希望スルハ斯クノ如キ平和ニアリ然ルニ英國及佛國ハ之ヲ拒絕シツ、アリ聯合國ハ常ニ我國ノ滅亡及年々拾億磅總計二百億磅ノ償金ヲ得ント欲ス宰相ハ斯クノ如キ敵ニ向テ此目的行爲ノ結果ニ對シテ彼等ヲ保護スルノ保護ヲ與フル能ハサルナリ吾人カ何人ヲモ侮辱スルノ意思ナキハ一九一六年十二月十二日之ヲ言明シタリ此保證ハ今尙存在シ西方及東方ニ對シテ效力ヲ有セリ昨年十二月ノ公文ノ趣意ハ宰相ノ演説及「ツエルニン」伯ノ聲明ニ由リテ

繰リ返サレタリ(一九一七年五月十六日「ノイエフライエブレツセ」)

一四六

伊國

B. Q. P. E. No. 448.

一、獨逸帝國

組織變更問題

二、巴爾幹問題

三、土耳其問題

四、埃洪問題

五月五日ノ獨逸宰相ノ演說

宰相ノ所謂獨逸ノ防禦ハ帝國主義計畫ノ防禦ニ外ナラスシテ中歐、巴爾幹諸邦及亞細亞土耳其ニ於ケル其政治經濟組織ヲ支配スヘキ日耳曼主義ノ防禦ヲ意味スルモノナリ、獨逸ハ若シ現在ノ如ク永ク埃國及土耳其ヲ其藥籠中ニ置クヲ得、關稅同盟ニ關スル理想ノ大部分ヲ實行スルヲ得ハ縱令其領土ヲ擴張スルコトナク一切ノ併合ヲ斷念スルモ尙戰爭ノ目的ノ重大ナル部分ヲ達シタルモノニシテ再ヒ更ニ大規模ナル勢力ヲ以テ新戰爭ヲ始ムルノ階段ナリ、獨逸帝國主義ノ實行方法ハ事情ニ從テ變形セリ然レトモ其精神ハ毫モ變化スル所ナシ「ハーブスブルグ」帝國及土耳其帝國ノ分裂ハ汎獨主義者ノ夢想ニ對シテ甚大ノ打撃ナルヘシ、伯林ニ於テ單純ナル防禦行爲ト見ル所ノモノハ實際ニ於テ他國ノ自由ニ對スル脅威ニシテ諸國民ノ權利ニ對スル永久ノ侮辱ナリ、(代議士「アー、トルレ」)(一九一七年五

月十九日「メツサヂエ」)

米國

B. Q. P. E. No. 449.

一、北佛占領地問題

二、巴爾幹問題

三、埃洪問題

四、波蘭問題

五、白耳義(アルクセンアルク)問題

「ミシシッピ」選出上院議員ニシテ上院外務委員ナル「デヨン、シヤルブウヰリヤムス」氏ノ聲明ニ曰ク「余ノ信スル所ニヨレハ「アルサスロールレーヌ」ハ解放セララルヘク、「ボスニヤ」及「ヘルツエゴウイナ」ハ塞爾比ト合シテ一王國ヲ組織スルヲ許サルヘシ、「ボヘミヤ」ハ解放セララルヘク露、埃、獨ハ波蘭ヲシテ自由ヲ得セシムヘク、「ルクセンブルグ」ハ獨逸ノ征服ノ危險ヲ免カレ各國ノ力ニヨリ其獨立及自由ヲ保證セララルヘク埃國ハ解體シ之ニ屬スル獨逸民族ハ現在ノ獨逸帝國ニ添加セララルヘク其他ノ民族ハ其特殊ノ關係ニ從テ合同スヘシ、(一九一七年四月廿二日「バブリック、レツヂャー」)

米國

B. Q. P. E. No. 450.

一四七

一、奧洪國問題

二、無賠償無併合平和問題

三、巴爾幹問題

四、民族主義問題

此戰爭ニ就テ發生シタル諸問題中奧國問題ハ特ニ米國人ヲ熱中セシムルモノニシテ乃チ小國民小民族カ自己ノ意思ニ因テ動キ、自己ノ法律ノ下ニ生活シ自己ノ希望スル言語ヲ使用スル權利ニ關スル問題ナリ奧國ニ隸屬スル諸民族ノ解放ハ永久平和ノ原因ニ至大ノ關係ヲ有ス何トナレハ二千三百萬ノ奧國人及洪國人カ二千七百萬ノ「スラヴ」人及拉典人ヲ其羈轡ノ下ニ置ク間ハ永久ノ平和ハ決シテ望ムヘカラサルヲ以テナリ今ヤ獨逸ハ事實ニ於テ奧國ヲ征服シタルヲ以テ危機ハ益々重大ナリ何トナレハ獨逸式軍閥ニヨリテ組織セラレタル此大國民ハ世界ノ平和ノ爲メニ不斷ノ脅威タルヘキヲ以テナリ從テ奧國カ平和ヲ希望スルハ頗ル注目ニ價ス而シテ其無併合平和ヲ望ムニ於テ特ニ然リ但シ單純ナル原狀回復ハ人道ノ爲メニ何等益スル所ナク却テ奴隸ノ制度ヲ殘存セシメ「ダニユーヴ」沿岸ニ於ケル「ハーブスブルグ」及「ホーヘンツォルレルン」共同ノ虐政ヲ益々狂暴ナラシムヘキヲ以テ米國ノ決シテ贊同シ難キ所ナリ(一九一七年四月廿二日「ニユーヨークトリビューン」社説)

英國

B. Q. P. E. No. 450.

一、波蘭問題

二、巴爾幹問題

三、奧洪國問題

五月二十二日「アムステルダム」發「チイド」ノ獨逸通信ニヨレハ奧帝ハ露國ノ爲メニ甚有利ナル條件ヲ以テ之ト講和スルノ意思アルモノ、如シ乃チ波蘭全部ノ再興及ヒ「ダルダネル」ノ通過之ナリ(但シ聯合國ノ目的タル奧洪國ノ解體ニハ流石ニ同意ヲ表セス)此條件ニ尙露國ニ於ケル募債ノ一條ヲ加ヘタルモノハ「ツエルニン」伯ト獨逸宰相トノ間ニ維納及獨逸大本營ニ於テ對議セラレタリ、然レトモ「タイムズ」ノ見ル所ニヨレハ此所謂提議ナルモノハ露國ヲシテ奧國ト講和談判ヲ開始スルニ於テハ奧國內ノ「スラヴ」人ハ獨立ヲ確保シ得ヘシト信セシメント欲スルノ意ニ出ルモノナリ然レトモ奧國內ノ「スラヴ」人ハ事實ニ於テ其權利ヲ行フコト能ハサラン何トナレハ獨逸人「マギヤール」人及波蘭人ノ聯合ハ未來ノ中央帝國ノ骨髄トナルヘキモノナルヲ以テナリ(一九一七年五月二十三日「タイムズ」)

伊國

B. Q. P. E. No. 450.

一、土耳其古問題

二、「アトリア」問題

露國ハ「コンスタンチノーブル」、「ダルダネル」海峽及「アルメニヤ」ヲ斷念シタルヲ以テ露土間紛争ノ理由ハ根本ニ於テ既ニ消滅シタルナリ「ツエルニン」ノ「コンスタンチノーブル」ニ

赴キタルハ土國ノ軟化ヲ防クノ目的ニ出テタルモノナランカ或ハ又土國ヲシテ中歐諸國ト  
露國トノ單獨講和ノ條件ニ同意セシメントスル目的ニ出テタルヤモ計リ難シ更ニ又新講和  
提議ノ爲ナリトモ想像シ得サルニ非ス此三種ノ臆説ハ事實ニ近シ伊太利及其他ノ聯合國ハ  
之ニ就テ不意ニ出テラレサル様準備スルヲ要ス殊ニ土耳其ノ軟化及其聯合國トノ單獨講和  
ノ際ニ於テ第一ニ我國ノ利益ノ主張ヲ充分ニ貫徹セシメサル可カラス、「アドリヤ」海ノ領  
有カ伊國ニ必要ナルト同時ニ此國ノ將來カ東歐及地中海ニ在ルコトヲ忘ルヘカラス吾人カ  
自ラ進テ此戰爭ニ加入シニケ年以來戰鬪ヲ繼續シ居ル所以ハ地中海及「アドリヤ」海問題ノ  
爲メナリ（「エフ、コボラ」一九一七年「イデヤナヂョナレ」）

伊國

B. Q. P. E. No. 458.

一、埃洪國問

無併合無賠償平和條件ハ餘リニ簡單ニ過キタリ「ケレンスキ」氏ノ屬スル露國社會黨ノ一  
部ハ「ルーリツク」ノ假名ノ下ニ五月十日ノ「ニウユーローブ」ナル英國雜誌上ニ其意見ヲ說  
明セリ、埃洪國ノ分裂ハ民族主義ノ精神ニ反セス何トナレハ埃國ハ一民族ヨリ成ルモノニ

二、民族主義問題

非サルヲ以テナリ但シ吾人ハ埃洪國カ其國ニ屬スル民族ノ意ニ反シテ反裂スルコトヲ希望  
スルモノニ非ス埃洪國ノ存否問題ハ此等諸民族ノ意思ニ由テ定ムヘキモノナリ尙歐洲ノ將  
來ハ同シク皆其國民ノ意思ニ由テ決セサルヘカラス即チ波蘭人「チエツク」人、「ユーゴスラ  
ーヴ」人、伊太利人、埃國內諸民族、「アルメニヤ」人等ノ意思ハ尊重セラレサルヘカラス（「ヂ  
ー、フエレロ」一九一七年五月二十九日「メサヂエロ」）

獨逸

B. Q. P. E. No. 458.

一、北佛占領地問題  
二、アルサス  
三、ロルレーヌ  
四、問題

「アルサスロルレーヌ」分割——「ストットガルト」通信、「ウキルテンベルク」ニ於テハ「アル  
サスロルレーヌ」問題ニ關シ種々ナル意見アリ然レトモ兎ニ角何物カ得ント欲スル所アル  
モノ、如シ、五月二十一日ノ「フツルクスコレスボンデンツ」ハ曰ク普魯士及「バイエルン」  
以外ニ「ウキルテンベルク」及「バーデン」大公國モ又其權利ヲ主張スヘキコトハ豫想スルニ  
難カラス、同紙ハ尙之ニ附記シテ曰ク單ニ普魯士「バイエルン」ノミノ間ニ於ケル分割（即  
チ例ハ「バイエルン」ハ「アルサス」全部ト「ロルレーヌ」ノ一部ヲ得、普魯士ハ「ロルレーヌ」



ノ殘部ヲ得ルコト)ハ「ウヰルテンベルク」及ヒ「バイデン」大公國ニ他ノ讓歩ヲナス場合ノ外之ヲ想像シ難シ「アルサスロルレーヌ」ノ至當ナル分割ハ「ミユルハウゼン」ヲ含メル上「アルサス」ヲ「バイデン」ニ與ヘ「ストラーヌブルグ」ヲ含メル下「アルサス」及「ロルレーヌ」ノ一小部ヲ「バイエルン」ニ與ヘ「ロルレーヌ」ノ大部分ヲ普魯西ニ與フヘク而シテ此三國ハ「ウヰルテンベルグ」ニ對シテ相當ノ領土ノ讓歩ヲナスヘシ乃チ普魯士ハ「ホーヘンツォルレン」ヲ「バイデン」ハ「タウベルビシヨフスハイム」、「ウエルトハイム」、「アーデルスハイム」及「メスキルヒ」ノ諸地方ヲ而シテ「バイエルン」ハ「メムミンゲン」、「イルレルチスセン」、「ノイエウルム」及「グンツブルグ」諸地方又ハ「ネルドリンゲン」、「ヂンケルスビュール」、「フライヒトフンゲン」及「ローテンブルグ」地方ヲ割與スヘシ、普魯士及「バイエルン」カ聯邦内ノ他ノ諸國ニ何等重要ナル領土ノ賠償ヲ與ヘスシテ「アルサスロルレーヌ」ヲ領有セントスルハ不當ナリ、(一九一七年五月二十四日「ケルンフアルクスタイツング」)

瑞典

B. Q. P. E. No. 459.

巴爾幹問題  
一、白耳義問題  
二、波蘭問題  
三、軍備撤廢問題  
四、強制仲裁問題  
五、北佛占領地問題

和蘭及「スカンヂナヴィヤ」ノ委員ト審議ノ後勃牙利ノ「ストツクホルム」ニ於ケル代表者ハ其綱領ヲ提出セリ其要求スル所ハ勃牙利民族ノ一切ノ分派ノ統一ニアリ換言スレハ「マセドニヤ」及「ダブルヂヤ」ヲ勃牙利ニ併合スルニアリ同代表者ハ尙白耳義、塞爾比、羅馬尼及黑山國ノ復興ヲ要求セリ、彼等ハ國民獨立ノ原則及各民族自ラ己ノ運命ヲ決スルノ權利ハ自ラ己ノ運命ヲ支配セント欲スル總テノ民族乃チ「アルメニヤ」人及波蘭人等ニ與ヘラレサルヘカラス、彼等ハ「アルサスロルレーヌ」問題カ此原則及獨逸社會黨ノ發表セル最近ノ聲明ニヨリテ圓滿ニ解決セラル、コトヲ希望セリ平和ヲ恒久性ナラシムル最良法ハ左ノ原則ヲ實行セシムルニアリ乃チ歐洲ヲ通シテ民主々義トナスコト、軍備撤廢、仲裁々判所ノ設立、強制的方法ヲ有スル國際裁判所ノ創設等之ナリ(一九一七年五月二十四日「ソチャルデモクラーション」(瑞典))

英國

B. Q. P. E. No. 460.

波蘭問題  
露國其他ノ空想家ハ民族主義ノ基礎ノ上ニ無併合平和ヲ成立セシメ得ヘシト信セリ然レ

トモ如何セハ果シテ之ヲ實行シ得ヘキカ、波蘭ノ獨立ニ最重大ナル要素ハ何物ナルカ之レ  
 他ニ非ス海ニ達スル通路ナリ古來嘗テ海口ヲ有セサル國ノ繁榮シタル例ヲ見ス之レ海口ノ  
 缺乏カ之ヲ有スル隣邦ニ對シ經濟的及政治的屈從ノ地位ニ立タシムルヲ以テナリ故ニ真正  
 ナル波蘭ノ獨立ハ之ニ舊海港ナル「ダンチツヒ」ヲ還附スルニ非レハ不可ナリ、而シテ獨逸  
 ハ之ヲ餘義ナクセラル、場合ノ外決シテ此讓歩ヲナサ、ルヘシ、此第一ノ必要ニ加フルニ  
 第二ノ必要アリ即チ國家的工業之ナリ而シテ之ヲ得ルニハ「シレジャ」ノ鑛山ノ還附ヲ受ク  
 ルニ非サレハ不可能ナリ然カモ獨逸カ之ヲ還附スルハ決戰的敗駟ノ後ニ非サレハ不可能ナ  
 リ、將來政治組織ノ如何ニ關セス「ダンチツヒ」及「シレジャ」ヲ有セサル波蘭ハ普魯士ノ奴  
 隸タル運命ヲ免レサルナリ、(一九一七年五月二十八日「モーニングポスト」社説)

獨逸

B. Q. P. E. No. 462.

一、巴爾幹問題

五月二十六日ノ「ノイエフライエブレツセ」ハ奧匈國カ決シテ併合政策ヲ執ルモノニ非ス只  
 單ニ此戰爭ノ解決カ其權力及勢力範圍ノ削減ヲ來タサ、ルコトヲ要望スルノミ而シテ講和

二、「アドリヤ」海問題

ハ單ニ國家間ノ領土的關係ヲ規定スルモノニ非ス尙商業的關係ヲモ決スヘキモノナリ故ニ  
 「アドリアチツク」海及「ダニユーブ」河ニ於ケル絶對的自由航行ノ保障ハ奧匈國ニ取リテハ  
 領土ノ分割ヨリモ貴重ナリ彼ハ如何ナル場合ニモ「カツタロ」灣ノ「ヂブラルタル」ト稱セラ  
 ル、「ロヴセン」ヲ割讓スル能ハス又「ダニユーブ」カ塞爾比及羅馬尼ヲ通過スル彼ノ航路ニ  
 於テ遮斷セラルヲ忍フ能ハサルヘシ、此意見カ政府側ヨリ出テタルハ明カナルカ故ニ伯林  
 及維納ノ政治家間ノ最近ノ意見交換ニ於テ此件ニ就テ協議セラレタルコトハ確實ナリ、(一  
 九一七年五月二十九日「フランクフルテルツァイツング」)

奧匈國

B. Q. P. E. No. 463.

一、波蘭問題  
二、巴爾幹問題  
三、「アドリヤ」海問題

國家ハ其人民ニ對シ其取得シ得ラル、何物ヲモ放棄スヘカラス又將來今回ノ如キ不法ナル  
 攻撃ヲ繰返サシメサル様我勝利ヲ利用スルノ義務アリ吾人ハ露國ニ於テ領土ヲ擴張スルノ  
 野心ナシ然レトモ一八七五年以來我東方國境ハ常ニ軍隊ノ集中ニヨリテ脅威セラレタリ故  
 ニ我境界線ヲ千五百「キロメートル」ヨリ五百「キロメートル」ニ短縮セント欲ス此目的ヲ達

セジニハ波蘭王國ヲ組織シ其境界ヲ地理學的ニ確定スルヲ要ス埃國ハ「ダニウプ」王國ナリ故ニ「セムリン」ヨリ鐵門(Potomac)迄及同所ヨリ「ダニウプ」河口ナル「スウリナ」迄ノ自由航行權ヲ要ス「サーヴ」河ノ航行權モ亦必要ナリ「ダニウプ」ノ自由航行規定ハ條約ヲ以テ之ヲ定メ難シ何トナレハ塞爾比及羅馬尼ハ條約ヲ尊重セザルヲ以テナリ故ニ「ダニウプ」ヲ鐵門迄カ少クトモ「モラヴァル」ノ合流點迄境界線トナサ、ルノ外ナシ埃國ハ中部「ダニウプ」及其支流沿岸ノ民族ノ同國ヨリ成立スルモノナルヲ以テ之ヲ巴爾幹ノ一國ト見ル能ハス寧ロ「デナリツク」山脈地方ノ國ト云フヲ至當トス、「イソソング」ヨリ黑山國南方ナル「アルバニヤ」群山ニ至ル迄及「アルバニヤ」ノ「チアール」及「ベリステリ」山脈(「ブレスバ」湖ノ北東)ハ半島ニ於ケル埃國ノ眞誠ノ勢力範圍ヲ劃スルモノナリ埃國カ「アドリヤチツク」ニ於ケル地位ヲ失ハサラントセハ此地方ニ於ケル啓發的義務ヲ免ル、能ハサルヘシ故ニ塞爾比及「アルバニヤ」問題ノ終局的解決ハ尤重要ナラサルヘカラス勃牙利カ民族統一ヲ完成シ我國ト共同ノ境界ヲ有スルニ至ラハ巴爾幹ノ均衡ヲ保障シ東歐ニ於ケル埃國ノ商業ヲ擁護スヘシ「ロヴセン」山ハ我沿岸ノ保護ニ必要缺クヘカラサルナリ、(一九一七年五月三十一日「ライヒスポスト」)

## 獨逸

B. Q. P. E. No. 464.

北備占領地及「アルサス」問題

瑞西電報事務所ノ電報ニヨレハ瑞西下院ニ於ケル社會黨議員「カシアン」及「ムーテ」ノ報告ハ決議ノ上ニ決定的影響ヲ及ホセリ、乃チ「カシアン」ハ「アルサス」問題ニ關スル労働者會ノ態度ヲ報告セリ労働者會ノ希望ハ「アルサス」問題ニ關シテ「アルサス」地方ノ住民ノ意思ニ基クコトニアリ、同會ハ唯「アルサス」地方ニ關シテハ國際委員ニ由リテ決定セシムヘシトノ獨逸社會黨ノ提議ヲ拒絕シタリト云ヘリ然レトモ獨逸ニ於テハ尺寸ノ地ト雖モ之ヲ他國ニ割讓スルノ意見ヲ發表スル者アルニ於テハ國賊トシテ之ヲ排斥スヘシ、(一九一七年六月一日「ストラースブルグ」ポスト)

## 獨逸

B. Q. P. E. No. 465.

海外殖民地問題

亞刺比亞ヲ獨立セシメ「バレスチナ」ニ「ユダヤ」人ノ主權ヲ認ムヘシトノ眩惑的題目ハ英軍

ニ多數ノ忠實ナル味方ヲ與フヘシ實際ニ於テハ英國ノ帝國主義ハ舊時ノ夢想ヲ實現シ亞刺比亞殖民地ヲ建設シテ埃及印度間ノ連絡ヲ計ラントスルモノナリ若シ東歐ニ於ケル戰爭ノ結果カ「スエズ」運河ヨリ南方「ユーフレート」又ハ中部「チグリス」ヲ越エ「キルマンシャー」「イスバハン」及「ケルマン」ヲ經テ印度ニ達スル大道ノ領有ヲ英國ニ許スニ至ラハ同國ハ既ニ亞非利加ニ於テ容易ニ侵略シタル廣大ナル土地ヲ永久ニ保持スヘキカ故ニ其所得ハ十年ヲ出スシテ一切ノ戰費ヲ償却シ得ルニ至ラン、「マコー、グローテ」(一九一七年六月三日「ポスト」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 467.

聯合國ノ伊國ニ對スル內約ノ内容

聯合諸國間ノ特別條約ノ内容ハ未タ明カナラス唯露國ノ新聞ハ聯合國ノ伊太利ニ對スル內約ヲ發表シタリ之ニ依ル時ハ南部「チロール」及「トラント」ノ外、「ザラ」及「ス巴拉ト」ヲ含メル北部「ダルマチャ」、「グアロナ」ヲ含メル中部「アルバニヤ」小亞細亞ニ沿エル「エヂエ」海ノ諸島並ニ亞細亞土耳其ノ鐵道ノ讓與之ナリ之ト同時ニ露國ニ對シ其英佛ノ特殊利益ヲ

武力的ニ保護スル代價トシテ露國ノ希望ニ添フ領土及勢力地帯ヲ讓與スルノ密約アルハ疑フヘカラス、(一九一七年六月四日「クロイツツァイツング」)

米國

B. Q. P. E. No. 470.

北佛占領地及「アルサス」ノ問題

物質上ヨリ云ヘハ佛國ハ「メツツ」及「ストラースブルグ」カ獨逸ノ手ニ在ル間ハ防禦ノ途ナキナリ若シ此二都市カ佛國ノ手ニ在リシナランニハ白耳義ヨリスル獨逸ノ侵略ハ不可能ナリシナラン而シテ佛國ノ經濟的將來ハ「ロルレーヌ」及「アルサス」ノ鑛山ニヨリテ左右セラ、故ニ物質的及精神的理由ハ共ニ「アルサス、ロルレーヌ」ノ佛國還附ヲ正當ト認ムルモノナリ、(一九一七年五月十三日「ニューヨークトリビュン」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 470.

土耳其問題

聞ク所ニヨレハ土耳其ハ今聯合國ト共ニ密カニ講和條件ヲ議シツツアリト云フ左記ノ條件

ハ米國ノ同意ヲ得テ土耳其ニ與ヘ得ル最大限トシテ定メラレタリ乃チ一、「カビチユラシ  
ヨン」(治外法權ニ關スル條約)ノ再興、二、「ダルタネル」要塞ノ撤廢並ニ海峽ノ自由航行、  
三、「アルメニヤ」ヲ獨立セシムルカ又ハ之ヲ露國ニ割與スルコト、四、「ヘツヂャア」新王國  
ノ承認、五、「バレスチナ」獨立國ノ創立之ナリ土耳其ハ此等條件ノ變更ヲ希望セリ然レト  
モ聯合國ハ之ヲ承認セサルコトニ決意セリ、(一九一七年五月十三日紐育「トリビュン」)

米國

B. Q. P. E. No. 474.

- 一、「アドリア」海問題
- 二、地洪國問題
- 三、巴爾幹問題

伊國ハ小國民ノ權利及諸國ノ海ニ達スル權利ニ關スル「ウヰルソン」氏ノ聲明ヲ尊重シテ新  
境界ニ關スル其提案ヲ少シク變更セリ乃チ現在伊太利ノ要求ハ「アドリヤ」海諸島全部ノ併  
合、伊國現在ノ境界ヨリ「アドリヤ」海ニ沿フテ「ラギューズ」ニ達スル約二十五哩ノ幅ヲ有  
スル一帯ノ地ノ併合、「ボスニヤ、ヘルツラゴヴィナ」ヲ塞爾比ニ與ヘ「ラギューズ」ニ於テ  
海ニ達スル通路ヲ開カシムルコトハ埃國海ニ達スル通路ヲ失ハサル爲メ「フィウム」港ヲ保  
有スルコト、「アルパニヤ」ヲ獨立國トシ場合ニヨリ之ヲ伊國ノ保護ノ下ニ置クコト、(一九

一七年五月十六日「ニリーヨークトリビュン」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 475.

海外殖民地問題

「ハンスマイヤー」教授ハ中央亞非利加ニ於ケル我國ノ殖民地トナリ得ヘキ地域ノ輪廓ヲ示  
セリ乃チ之ニ依ル時ハ「カメルーン」白耳義領「コンゴ」、佛領「コンゴ」、獨領東部亞非  
利加、「モザンビク」及「アンゴラ」ノ葡國殖民地ヲ包容スルモノナリ同教授ノ說ニヨレハ中  
央亞非利加ヘノ通路ニ於テ吾人ハ容易ニ我海軍ノ支撐點トシテ必要ナル葡萄牙殖民地ナル  
「ブリンズ」島、「サントーマ」島、「カツブグエール」島及「マデラ」島ヲ獲得スヘシ、之ニ要塞  
ヲ設ケ潜水艇ノ根據地トナサハ此等ノ支撐點ハ英國海上霸權ノ效力ヲ著シク削減スルヲ得  
ヘシ、他ノ一方法ハ中央亞非利加ト陸路ノ連絡ヲ設クルニアリ「トリポリ」ヨリ「チャット」  
湖ニ至ル線ハ技術上ニ於テ佛人ノ計畫セル「オラン」ト「ムブクツ」線ヨリ以上ノ困難ヲ  
有セス「トリポリ」ハ目下伊國ニ屬スレトモ之ヲ土國ニ還附セシムルハ不可能ニ非ス而シテ  
之ヲ「トリエスト」ト「トリポリ」、「チャット」線ノ橋頭堡トシテ利用スルヲ得ヘシ、勿論「ト

「ボリ」ノ通路ハ「マルタ」ニヨリテ妨害ヲ受クヘシ然レトモ「マルタ」ノ效力ハ「バンテラリヤ」ニヨリテ削減セラルヘシ、(一九一七年六月十三日「ライプツケル」ノイエスターナハリヒタン)

米 國

B. Q. P. E. No. 485.

- 一、埃洪問題
  - 二、波蘭問題
  - 三、巴爾幹問題
  - 四、土耳其問題
- 埃洪國カ分裂セス「チエツク」人「スロヴアツク」人「クロアト」人「スロヴエーン」人羅馬尼人波蘭人「ルテイン」人等ノ民族及彼等ノ希望ニ從テ團結セラルルコトナク殘虐ナル土耳其人カ歐洲ヨリ驅逐セラレサルニ於テハ獨逸ハ勝利者ニシテ民主々義ハ敗者タルヲ免カレサルヘシ、(一九一七年五月二十三日「ニューヨークタイムズ」社説)

米 國

B. Q. P. E. No. 486.

- 一、埃洪問題
- 政府側ノ人々ハ米國カ聯合國ト共同シテ埃洪國ヲ分裂セシムルコトニ同意シタルハ「バル

二、巴爾幹問題  
「フアール」氏ノ使命ノ結果ノ一ナリトノ五月二十二日「ウラルド」發表ノ記事ヲ熱心ニ否認

三、「アドリヤ」海問題  
セリ此記事ノ要點ハ「ボヘム」ノ獨立、羅馬尼塞爾比及黑山國復舊及「トランスシルヴァニア」ヲ羅馬ニ與ヘ「ボスニヤ、ヘルツツゴヴィナ」ヲ塞爾比ニ與ヘ「トリエント」及ヒ「ト

ラレタン」ヲ伊國ニ與フルコト之ナリ、政府側ノ人々之ヲ以テ根據ナキ風説トシ埃洪國及獨逸ノ人心ノ緊張ニ照シ此ノ如キ風説ノ發表ヲ危險ト認メ居レリ、(「リンコルンコルコード」(一九一七年五月二十七日「バブリンクレツヂャー」)

獨 逸

B. Q. P. E. No. 486.

白耳義問題

「プレスラウ」ノ歴史家「チーキルシユ」ハ白耳義將來ノ運命ト題スル著書ノ中ニ白耳義ヲ獨逸ニ併合スルノ不可ナルヲ論セリ其説ニ曰ク「吾人ハ白耳義ニ於テ軍事的優勝權ヲ有セサルヘカラス又郵便及電信ヲ我手ニ入レ尙軍隊及艦隊ノ維持費トシテ白耳義ヨリ相當ノ年額ヲ徴收スルヲ得ヘシ然レトモ此以外ニ於テ白耳義ハ獨立國ヲナシ關稅ノ權ヲ有スヘシ言語ヲ異ニスル兩地方ノ行政的分離ハ望マシキコトナリ」ト「チーキルシユ」ノ著書ハ多クノ點ニ

於テ非難ヲ免カレヌ之ニ反シ「ミュンスター」ノ史家「マイスター」ノ「白耳義ニ於ケル吾人戦争ノ目的」ト題スル著書ト一層正確ニシテ且思慮ニ富メリ彼ハ曰ク「リエーチ」及「ナミュール」ヲ含メル「ミューズ」ノ線ト「オスタンド」及「ゼープリユツゲ」ヲ含メル「フラマン」沿岸トヲ佛國ニ與ヘ且自由都市トシテ存続スヘキ「アングエルス」ヲ之ニ附屬セシムヘシ、其他ノ白耳義ノ部分（「ルクサレブルグ」ニ分割ス可キ重要ナル部分ヲ除キ）ハ「フランドル」及「ウワロニー」ニ分タルヘシ此二箇ノ領土ハ關稅上軍事上及對外關係上獨逸ニ合同セラルヘシ白領「ゴングー」ハ或制限ノ下ニ獨逸ノ保護國トナルヘシ、「チーキルシュ」及「マイスター」ノ一對セル點ハ若シ吾人カ白耳義ヨリ撤退スルニ於テハ同國若英佛領トナルヘシト云フニアリ之カ結論ヲ成スハ甚タ容易ナラン（一九一七年六月二十二日「ミュンヒエンアウグストブルケルアーベンドツアイツング」）

## 米 國

B. Q. P. E. No. 488.

## 一、無併合無賠償問題

無併合無賠償ノ露國ノ提議ヲ單純ナル空想ト見ルハ謬レリ否寧ロ非常ニ重大ナル關係ヲ有

二、土耳其問題  
三、奧洪問題  
四、巴爾幹問題

スルモノナリ奧國ハ戰前ノ原狀ニ復スルヲ條件トスルニ異議ナキモノ、如シ露國ハ尙「コシスタンチノーブル」及「ダルダネル」ニ關スル要求ヲ放棄ス從テ土耳其露西亞間ノ戰爭繼續ノ理由ハ全然消滅スルモノト云フヘシ何トナレハ「アルメニヤ」問題ノ解決ハ極メテ容易ナルヲ以テナリ又露國ハ「ガリシヤ」ヲ斷念スルニ於テハ奧國カ露國ト戰フノ理由ハ全ク存在セサルニ至ルヘシ何トナレハ洪牙利ノ領土ヲ併合セントスル羅馬尼ノ夢想ハ直チニ消散スヘキヲ以テナリ此以外ニ波蘭獨立問題アリ露國ハ之ニ就テ主張スル所アルヘシ、然レトモ雙方ヨリ割讓セラル、土地ヲ以テ一國ヲ組織スルモノナルカ故ニ何レノ方モ勝者又ハ敗者ト認メラル、コトナシ此以外露國ノ提議ハ「ダニウプ」、「バルチツク」間ノ歐洲地圖ヲ現在ノ儘ニ置カントスルモノナリ尙塞爾比問題ハ無併合平和ノ基礎ノ上ニ之ヲ解決スルハ容易ナリ、露國ノ援助アルニ非レハ大塞爾比ノ夢モ忽チニシテ消失セン尙塞爾比ハ海ニ達スル通路ヲ得黑山國ト合併シテ經濟的獨立ヲ得ヘシ、勃牙利ノ戰勝ニ對スル賠償トシテ塞爾比ハ第一回巴爾幹戰前ノ協商ノ基礎ノ上ニ勃牙利ト講和ヲナスヘシ、然ラハ勃牙利モ干才ヲ撤スルヲ肯ンスヘシ結局露國ノ提議ハ巴爾幹及歐洲ノ平和ニ何等著シキ故障ヲ有セサルナリ、「フランク、シモンズ」(一九一七年五月二十七日「ニューヨークタイムズ」)

## 英國

B. Q. P. E. No. 493.

獨逸殖民地問題

獨逸殖民地處分ニ就テ尤モ適當ナル方法ハ如何之ヲ獨逸ニ返還スヘキカ、又ハ其主權者ヲ變更スヘキカ抑モ又之ヲ國際的監督ノ下ニ置クヘキカ、之ニ就テ第一ニ注意スヘキハ此等ノ領土ノ將來ハ國際問題トナルヘキモノナルコト之ナリ尙彼等ノ一部分ニ對シテハ佛國及白耳義ノ軍隊モ協同的行動ヲ執リ其責任ヲ分テリ更ラニ一八八五年ノ伯林條約第三十四條ハ亞非利加大陸ニ於ケル總テノ新タナル併合ニ對シテ國際的義務ヲ負ハシム尙又「ウヰルソン」氏ノ露國ニ對スル通牒ニヨレハ土地ノ併合ニ就テハ住民ノ意思ヲ尊重セサルヘカラス而シテ住民ノ獨逸還附ニ反對スヘキハ殆ト疑ナシ之レ獨逸ノ虐政ニ對スル怨恨ト聯合軍ヲ援助シタルニ對スル報仇ヲ恐ル、カ爲ナリ、第二ノ主權者變更ハ同一ノ理由ニヨリ關係民衆ノ決定ニ須タサルヘカラス、第三ノ國際的監督ハ經驗上甚タ望マシカラス然レトモ或程度ノ國際的高等監督ハ成功ノ望ミナキニアラス只監督ヲ委任セラレタル官廳カ歐洲ニ存在スルコト、明確ニ現界セラレタル領土カ各國ノ保護ノ下ニ置カル、コト及此保護カ土人ヨリ承認セラル、コトヲ要スルノミ(一九一七年七月二日「ウエスミンスターガゼット」)

## 伊國

B. Q. P. E. No. 497.

- 一、白耳義問題
- 二、巴爾幹問題
- 三、佛國北部占領地問題
- 四、償金問題
- 五、「アドリヤ」海問題
- 六、土耳其問題
- 七、波蘭問題

「バルマ」選出代議士「アムブリス」氏ハ羅馬ニ於ケル最近ノ「インタルヴァンシヨニスト」ハ會合ニ於テ決議セラレタル日程ノ要領ヲ七月八日ノ「ボボロヂタリヤ」紙上ニ於テ説明セリ其中ニ曰ク「吾人ハ領土ノ獲得、政治上又ハ經濟上霸權ノ取得等ヲ戰爭ノ主タル目的トスル者ニ同意ヲ表スル能ハス此戰ノ無限ノ犠牲ハ此戰爭ノ原因ヲ根本的ニ一掃スルニ足ルヘキ國際關係ノ絶對的變更以外ニ之ヲ償フモノナシ、吾人ハ露國ノ條件ヲ正當ニ解釋シテ吾人ノ戰爭ノ目的ヲ左ノ如ク決定スルヲ得ヘシ(一) 占領地ノ解放(白耳義、塞爾比、黑山國、佛國、羅馬尼)、(二) 此等ノ國ニ對スル侵略ニヨル損害賠償、(三) 強制的ニ外國ノ主權ニ服從シタル領土ヲ佛國、伊國、羅馬尼等ニ返還スルコト、(四) 波蘭、「アルメニヤ」及一般ニ他國ノ爲メニ分割又ハ征服セラレ其回復ヲ希望スルモノヲ復舊シテ獨立國トナスコト、(五) 其意ニ反シテ人爲的ニ他國ノ主權ノ下ニ統一セラレ居ル一切ノ民族ヲシテ其選擇スル政體及國籍ヲ採用セシムルコト之ナリ



米國

B. Q. P. E. No. 498.

- 一、波蘭問題
- 二、巴爾幹問題
- 三、土耳其問題
- 四、自耳義問題
- 五、殖民地問題

全世界ト今自由ノ爲メニ戰ヒツ、アリ彼ハ必ス其目的ヲ達スヘシ獨逸カ茲ニ其隣邦ヲ制御スルニ成功セハ尙一層慘憺タル第二ノ戰爭ハ必ス再起スヘシ人界ノ自由ハ獨逸ノ敗戦ノ後ニ非サレハ安全ナル能ハス獨逸ニシテ一タビ敗者タルニ至ラハ波蘭ハ自由ヲ回復スヘク、巴爾幹ハ其人種ニ從テ國家ヲ組織スヘク「アルニヤ」人及「シリヤ」人ハ土耳其ノ羈轡ヲ脱スヘク塞爾比及ヒ白耳義ハ獨立ヲ回復スヘク「アルバニヤ」ハ獨立トナルヘク聯合諸強國ハ世界救済ノ任務ヲ遂行スヘク而シテ何人モ之ヲ妨害スル能ハサルヘク土耳其ハ歐洲及「パレステナ」ヨリ放逐セラルヘク西刺比亞人ハ既ニ事實上自主權ヲ得タリ、獨逸ノ之ニ反抗シ得ヘキ唯一ノ論據ハ英國カ尙愛蘭、埃及、及ヒ印度ヲ解放セサルコトニアリ而シテ「ベルンストルフ」ハ尙「カナダ」カ奴隸的地位ニアリ故ニ獨逸人ノ援助ニヨリ之ヲ解放スルハ米國ノ義務ナリト迄聲明スルニ至レリ之ニ對スル答辦ス極メテ容易ナリ愛蘭ハ自ら自己ノ運命ヲ支配セリ、埃及ハ既ニ土耳其ノ羈轡ヲ脱シ將來自ラ已ヲ支配スルノ準備ヲナシツ、アリ印度ハ英國ニ對シ忠實ヲ證明セリ而シテ加奈陀カ英國ニ與ヘタル自發的援助ハ一切ノ說正ヲ無用トスヘシ若シ獨逸カ殖民地ニ對シテ英國ト同一ノ實慮ヲ用非タリシナランニハ戰

争ハ全ク面目ヲ異ニシタルナラン然ルニ單獨的暴逆ハ内地ト同シク殖民地ニモ其威ヲ恣マ、ニセリ國家ハ萬能ニシテ箇人ハ何等ノ價值ナシ、米國カ聯合國側ニ加ハリ而シテ被壓抑國民ノ解放迄一切ノ平和ヲ拒絕スルハ單純ナル義侠的行動ニ非スシテ實ニ此暴逆ヲ息熄セシメンカ爲ナリ、(一九一七年六月三日「ワシントンポスト」社説)

米國

B. Q. P. E. No. 500.

羅馬尼參戰ノ目的

羅馬尼——「ブチーバリチャン」ノ發表セル「ブラチアノ」氏ノ會見談ニ曰ク、洪牙利ニヨリテ壓抑セラレ居ル三百萬ノ羅馬尼人ノ政治的解放及彼等ヲ「カルバート」山脈ノ分水線ノ彼方ナル彼等ノ同胞ト合同スルコト之レ乃チ羅馬尼ノ戰爭ノ目的ナリ羅馬尼人ハ獨立ノ爲メ、民族主義ノ勝利ノ爲メ及自ら己ノ運命ヲ決ス可キ民族ノ權利ノ爲メニ戰ヒツ、アリ彼等ノ與國ハ總テ此目的ニ裏書セリ、(一九一七年六月十一日紐育「タイムス」)

獨逸 B. Q. P. E. No. 515.

一、白耳義國 國防ノ點ヨリ云ヘハ獨逸ノ將來ハ白耳義全部ヲ帝國ノ領土トナスニ非レハ安全ナル能ハス  
 二、海洋自由 獨逸ノ敵國殊ニ「アングロサクソン」民族ハ獨逸ヲ經濟的ニ孤立セシメントヲ希圖シ支那ヨリ「ホンヂユラ」ニ至ル迄世界各國ヲ合同シテ彼等ノ恐怖スル我國ノ商業的競争ヲ絶滅セントス故ニ獨逸ハ此險謀ヲ打破スルニ非レハ存在スル能ハサルハ勿論ナリ、(「レヴエントロウ」(一九一七年七月廿四日「ドイツチエルターグスツァイツング」)

獨逸 B. Q. P. E. No. 517.

北佛占領地間 六月十九日「ベルリネルターゲワハト」ノ發表セル如ク露國カ英國ノ承諾ヲ得テ秘密ニ佛國ニ對シ「アルサスロルレーヌ」、「サール」溪谷及其希望スル「ライン」地方ヲ併合スルニ同意シタルコトハ今日迄何人モ非認シタル者ナシ(一九一七年七月廿五日「ノルドトイッチェアルヂマイネツァイツング」)

伊國 B. Q. P. E. No. 518.

一、埃洪國問 「ロイドロバートセシル」ノ英國下院ニ於ケル演說ノ趣旨ハ正當ト認メ難シ之ニ依ル時ハ埃國ノ分裂ハ戰爭ノ目的以外ニ逸スヘシ勿論何人モ維納及「ブダベスト」ヲ征服セント企圖スル者ナク又埃帝國ヲ潰滅セシメント希望スル者ナシ埃國ノ分裂ナル語ハ其ノ同胞ヲ埃國ノ羈絆ヨリ脱セシメンカ爲メニ戰ヒツ、アル民族ニ對シ埃國領土ノ幾分ヲ割與ンテ其尤正當ナル希望ヲ満足セシメントスルヲ意味セリ乃チ塞爾比ヲシテ其完全ナル權利ヲ回復セシメ尙聯合國側ノ諸國民ニ對シ正當ナル利益ヲ得セシムルニアリ、(一九一七年七月廿七日「コリエシテラセラ」)

英國 B. Q. P. E. No. 520.

一、獨逸帝國組織變更問題 「ドクトル、ミハイリス」ノ說ニヨレハ社會黨カ秘密會ニ於テ「ゾーメルグ」氏ノ露帝政府ト締結セル條約ヲ攻撃シタル「リボー」氏ハ三百的辯解ヲ試ミタリトノコトナリ乃チ彼ハ來因地「アルサスロルレーヌ」問題 河左岸ノ併合ヲ變形シテ佛獨間ノ緩衝地トナス可キ旨ヲ述ヘタル趣ナリ、余輩ハ此獨逸宰

三、波蘭問題

相ノ説ヲ絶對ニ非認ス、余輩ノ信スル所ニ依レハ「リポー」氏ハ單ニ佛國カ「アルサスロル  
レーヌ」以外ニ領土併合ヲ望マス只緩衝地ヲ得ント欲スルニ止マル旨ヲ述ヘント欲シタル  
モノナリ、余輩ハ尙一步ヲ進メテ「リポー」氏カ「アルサスロルレーヌ」ノ全部又ハ一部ヲ此  
緩衝地帯内ニ包含セシムルノ可能ナルヲ認メタルモノト云フヲ得ヘシ余輩ハ斯クノ如キ提  
議カ露國ヲ憤慨セシメ得ヘシトハ信スル能ハス何トナレハ露國ノ眞意ヲ聞ク時ハ同國カ其  
西境問題ノ斯ノ如キ解決ニ反對スルノ理由無ク而シテ「ガリシヤ」、「ブコヴィナ」及「クル  
ランド」ヲ包含スル獨立波蘭國ノ建設ヲ承認スヘキヲ以テナリ、(一九一七年七月三十一日  
「マンチエスターガーヂヤン」社説)

獨逸

B. Q. P. E. No. 522.

一、白耳義問

吾人ハ何人ニ對シテモ暴行ヲナスヲ欲セス而シテ此理由ヨリ彼ノ憐ム可キ「フラマン」人ヲ  
シテ再ヒ「フランス」人ノ羈轡ノ下ニ壓抑セラル、コト無カラシメンカ爲メ現實ナル保障ヲ  
要求スルモノナリ「フランドル」ハ獨立ノ國家トシテ發展スヘキモノナリ「フランドル」ノ獨

二、海洋自由  
問題

立ハ今日英國カ覇權ヲ握リ居ル海洋自由制度ノ根本的條件ナリ、(一九一七年七月三十日  
「ライニツシユウエストフアーリシエツアイツング」)

獨逸

B. Q. P. E. No. 522.

白耳義問題

獨逸帝國ハ天依ニ由リ白耳義領土ヲ其權力ノ下ニ把握セリ之ニ就テ如何ナル催告モ如何ナル脅迫モ將タ如何ナル大言モ彼ヲ欺ク可カラヌ又何等ノ影響ヲモ及ホス能ハサルナリ、(一九一七年七月二十八日「ハンブルゲルナハリヒタン」)

米國

B. Q. P. E. No. 523.

印度獨立ノ希望

「サンフランシスコ」ノ「ヒンドスタンガダー」ノ社長「ラムカントラ」ヨリ大統領「ウヰルソ  
ン」ニ宛テタル書翰ニ曰ク「如何ナル民族モ他國政府ノ羈絆ニ屈從スヘク強制セラル、コ  
トナシトノ貴下ノ聲明ハ吾人ヲシテ自由及獨立ニ對スル印度ノ希望ニ就テ世界各國カ注

目スルニ至ルヘキ時期カ接近シ來ルヲ思ハシム、吾人ハ米國、佛國及露國ノ國民カ吾人ノ獨立權ヲ承認スルニ躊躇セサルヘキヲ信ス、吾人ノ希望ノ實行ニ對スル唯一ノ妨礙ハ吾人ヲ永久ニ利用セントスル英國財界ノ強慾ナル團體ノミ、(一九一七年七月五日「ニューヨークコール」)

## 獨逸

B. Q. P. E. No. 523.

北佛占領地  
「アルサス」  
「ロルレーヌ」  
問題

「ロルレーヌ」鑛産地ノ喪失ハ獨逸工業ニ對スル甚大ノ打撃ナリ一方ニ於テ佛國モ亦此地ノ重要ナル價值ヲ解セリ從テ佛國カ此地ヲ要求スルハ單純ナル感情問題ニ非スシテ經濟上ノ利益ヲモ意味スルモノナリ獨逸社會民主黨ハ獨逸帝國內ノ「アルサスロルレーヌ」人ニ對シ宗全ナル公權ヲ與ヘテ此問題ヲ解決セントセリ佛國社會黨モ此點ニ於テ同一ノ見解ヲ有シタリ一九一四年ノ聖靈降臨日ニ於テ「ヂョーレス」ハ獨逸帝國內ニ於テ「アルサスロルレーヌ」ニ獨立ヲ與フルニ於テハ問題ハ全然解決セラルヘキ旨ヲ公言セル然ルニ開戰以來佛國社會黨カ全然反對ナル強硬意見ニ贊同スルハ奇怪ナリ若シ講和ノ際之ニ關シ終局的ニ双方ヲ

満足セシムル解決ヲ與フルニ非レハ死灰再燃ノ恐アリ庶民投票ハ開戰當初ニ於テハ獨逸ニ有利ナリシモ今日ニ於テハ特別裁判所、拘留其他ノ手段ヲ以テ一般ノ不滿ヲ買ヒ居ルヲ以テ庶民投票ノ實行ハ頗ル危險ナリ而シテ其實行方法ハ如何スヘキカ四十年來「アルサス」ニ住スル移民ハ此投票權ヲ有スヘキカ、離婚ヨリ生レタル子ハ如何其孫ハ如何問題ハ頗ル錯雜セリ、尙開戰前ヨリ提議セラレタル他ノ解決方法ハ古來明カニ佛領タリシ「ロルレーヌ」ヲ佛國ニ還附スルニアリ、又「アルサスロルレーヌ」ヲ中立トナスヘシトノ意見モアリタリ然レトモ此解決方法ハ將來ニ富メル此地方ノ發達ヲ妨クヘシ之ニ反シ此地ヲ白耳義、和蘭、「ルクセンブルグ」又ハ瑞西ニ併合シ佛國及獨逸間ニ中立地帯ヲ形成スヘシトノ説ハ注目ヲ値ス、殊ニ「アルサスロルレーヌ」ヲ「ルクセンブルグ」ノ如ク獨逸ノ經濟及關稅圈內ニ置クコトハ尤獨逸ノ利益ニ適合セリ然レトモ此解決方法ハ獨逸ニ於テ多數ノ贊成者ヲ得難カルヘシ之ニ反シテ「アルサスロルレーヌ」ヲ獨立トシ聯邦中ニ加フルノ意見ハ多數ノ贊成者ヲ得ヘシ「アルサスロルレーヌ」人ハ自由ニ其團體ヲ定メ之ヲ君主國又ハ共和國トナスヘシ只必要ノ條件ハ明ニ代議政體ノ性質ヲ有スルコト之ナリ(下院代議士「ヘルマンウエンデル」)

(一九一七年七月三十一日「アルバイターツアイツング」)

米國

B. Q. P. E. No. 535.

- 一、北佛占領地「アルサス」問題
- 二、波蘭問題
- 三、海外殖民地位問題
- 四、土耳其問題

「ロイドデジョーヂ」氏ハ六月二十九日及三十日「グラスゴウ」及「ダンヂー」ニ於ケル演說中ニ英國カ此戰爭ニ由リテ取得セント欲スル利益ニ就テ說明セリ今其要領ヲ述フレハ左ノ如シ

「若シ聯合國カ米國ノ援助ニヨリ中歐諸國ニ根本的打撃ヲ與ヘタリトセハ佛國ハ「アルサス」ヲ受クヘク波蘭ハ獨立スヘク英國ハ亞非利加ニ於ケル獨逸殖民地ヲ併合シ「メソポタミヤ」、「アルメニヤ」、「バレコチナ」、「シリヤ」及東邦全體ヲ其權力ノ下ニ置クヘシ加之獨逸ノ對外貿易ハ全然無勢力トナリ英國商業ト競爭スルハ絶對不可能トナルヘシ」換言スレハ英國ハ世界第一ノ強國トナラントスルモノナリ彼國ノ廣大ナル殖民地ハ今日既ニ他國ノ安寧ノ爲メニ一種ノ威赫大ナルニ更ニヨリ一層 大トナラントス彼國カ「スエズ」運河ノ占有ニヨリ歐洲亞細亞間ノ商業上ニ實行シ居ル監視ハ更ラニ一層密接上有力ノモノトナルヘク彼國ニ報酬ヲ拂フカ又ハ其許可ヲ受クルニ非レハ何レノ國民モ商業ヲ爲ス能ハサルニ至ルヘシ斯ノ如キハ英國ヨリ見レハ甚タ便利ナル可キハ疑ヲ容レス、我國カ聯合國側ニ立チタルカ爲メ聯合軍ハ必ス勝利ヲ得ヘシ故ニ我國ハ講和條件ニ就テ我國ノ意見ヲ主張ス

ルノ權利アリ而シテ我國ハ單ニ英國ノ世界的霸權ヲ樹立セシメンカ爲メニ獨逸ニ宣戰シタルモノニ非ス吾人ハ「シベリヤ」以外ノ通路ヨリ露國ト貿易ヲナスヲ禁止スルカ如キ方針ノ實行ヲ承認スル能ハス又英國カ露國ニ對シ單ニ多年ノ宿論ナル政略ヲ施行シ而シテ「ダニエル」ノ通信ヲ禁センカ爲メニ露國ヲシテ戰爭ヲ繼續セシメ其新タニ自由ヲ得タル人民ヲシテ獨逸ノ銳鋒ニ當ラシムルコトヲ承認スル能ハス、我政府ハ雷ニ斯クノ如キ英國ノ野心ニ反對シテ立ツノ權利アルノミニ非ス又其義務ヲ有スルモノナリ、(一九一七年七月五日「ニユーヨーク、アメリカン」社説)

埃洪國

B. Q. P. E. No. 526.

- 一、巴爾幹問題
- 二、埃洪國問題

「セルビヤ、クロアト」問題ニ關シテハ二個ノ正反對ナル解決方法ヲ想像シ得ヘシ乃チ其一ハ一千萬乃至一千五百萬ノ人口ヲ含メル獨立國ノ建設ニシテ此解決方法ハ埃洪國カ絶對的戰敗ノ場合ニ限り行ハルヘシ、他ノ一ハ埃洪國ヨリ七百萬ノ「スラーヴ」人ヲ分離スルコトヲナサスシテ塞爾比及ヒ黑山國ノ「セルビヤ」人ヲ埃洪國ニ併合スルニアリ此等二國ハ

此合併ニヨリテ大ナル利益ヲ受クヘシ然レトモ、奥匈國內ノ諸民族及有識階級ハ塞爾比ノ併合ニヨリテ非常ナル困難ニ遭遇スヘシ殊ニ洪牙利ノ農業家ハ多年塞爾比ト競争ノ地位ニ立テリ彼等ハ今後モ此政策ヲ放棄セサルヘシ、獨逸人及「マギヤール」人ノ民族主義者ハ彼等ノ民族カ敗者ノ地位ニ現状維持ノ困難ナルコトヲ認識セリ「シユレータニー」ハ一千萬ノ獨逸人ニ對シテ一千八百萬ノ獨逸種族以外ノ人ヲ含ミ洪牙利ハ一千万ノ「マギヤール」人ニ對シ一千一百万ノ「マギヤール」以外ノ人ヲ含メリ如何ソ此上更ニ「スラヴ」人ノ數ヲ増加スヘキカ、伯林條約ノ後「ボスニヤ」問題ノ起リタル時獨逸種族及洪牙利人ノ大部分カ反對ノ態度ニ出テタルハ尙吾人ノ記憶ニ存スル所ナリ單純ナル占領問題スラスノ如キ反對ヲ見タリ若シ五百萬ノ「セルビヤ」人ヲ併合シ「スラヴ」人ノ數ヲ二千五百萬乃至三千萬ニ増加スル問題ニ對シテハ其態度推シテ知ルヘキナリ、此故ニ前記二種ノ解決方法ハ成功ノ見込ナシ或人ハ折衷方法ヲ案出セリ乃チ奥國ト勃牙利ノ間ニ塞爾比ヲ分割スルコト之ナリ然レトモ塞爾比人ハ全國ヲ舉テ極力之ニ反對スヘク結局奥國及勃牙利ハ一千万ノ怨敵ヲ得ルニ止ルヘシ故ニ唯一ノ解決方法ハ戰前ノ原狀ヲ回復シ完全ナル塞爾比獨立國ヲ復活セシムルニアリ只從來存在セル三個ノ缺點ハ此際之ヲ訂正スルノ必要アリ。一、「マ

セドニヤ」問題、嘗テ巴爾幹戰爭中塞爾比人カ勃牙利人ニ對シテ爲シタル過失ハ訂正セラレサルヘカラス尙一層有效ナルハ一九二二年塞勃條約ヲ新條約ノ根據トナスニアリ。二、塞爾比海ニ達スル通路ヲ與フルコト、「アルバニヤ」ハ獨立生存シ難キモノナルカ故ニ「アルバニヤ」ヲ通シテ「アドリヤチック」ニ達スル通路ヲ塞爾比ニ與フヘシ但シ「アルバニヤ」ノ言語ト自由ハ尊重セラレサルヘカラス或ハ尙黑山國ヲ塞爾比ニ併合スルモ可ナリ。三、南方「スラヴ」人ノ地位ノ改善、奥匈國內ノ「セルビヤ」人ニモ塞爾比國內ニ於ケル「セルビヤ」人ト同一ノ自由ヲ與フヘシ從來「ユーゴスラヴ」種族ヲ四部ニ分チ各部ニ特殊ナル政治的制度ヲ與ヘタルヲ廢止シ又「クロアチヤ」及「ボスニヤ」ニ設ケタル特別ナル組織ヲ廢スヘシ——然レトモ巴爾幹ニ於テ如上ノ目的ヲ達シタリトスルモ紛争ノ根源ハ存在スヘシ乃チ自然的境界ヲ有セス正確ナル言語的境界無キ小邦ノ分立是ナリ、巴爾幹ノ聯合ニ此弊害ヲ除クト共ニ「コンスタンチノーブル」問題ヲ解決スルヲ得ヘシ此聯合ハ範ヲ瑞西ニ採ルヘク而シテ共和國ノ組織トナスノ外方法ナシ然レトモ斯クノ如キ大巴爾幹國ノ建設ニ必要ナル條件ハ此戰爭中ニ自然ニ準備セララルヲ待ツノ外他ニ途ナシトス（「カウツキ」）（一九一七年七月廿七日「ノイエツァイト」）（同年六月廿九日、七月六日、同十三日

丁 抹

B. Q. P. E. No. 527.

「シユレー  
スウイヒ」還附  
問題

前大統領「ルーズヴェルト」氏ハ米國雜誌「メトロポリタン、マガジン」紙上ニ於テ米國ノ  
戰爭ノ目的ニ就テ一文ヲ掲ケタリ其主ナル平和條件ノ一トテ「シユレースウイヒ」人ノ戰後  
庶民投票ニヨリ同地ヲ丁抹ニ合同スルノ權利ヲ擧ケタリ（一九一七年七月三十日「リベス  
チフツチデンデ」）

獨 逸

B. Q. P. E. No. 527.

一、總括的講  
和條件

二、海外殖民  
地問題

三、海洋自由  
問題

獨逸勞動階級ニ有利ナル平和ヲ目的トスル「ブレームン」ノ獨立委員會ハ最近聲明シテ曰  
ク吾人ハ少クトモ此戰爭間獨逸職工階級ノ受ケタル困苦ト犠牲トヲ或程度迄賠償スヘキ平  
和ヲ希望ス此平和ハ左ノ如クナラサルヘカラス。一、我國境ノ安全、吾人ハ我國ニ於テ安

四、償金問題

全平穩ニ生活シ得ンコトヲ欲ス。二、繁殖ニ必要ナル土地、戰爭ノ被害ヲ受ケタル人ニ對  
シ本國內ニ於テ居住スルノ土地ヲ與ヘサルヘカラス、又原料品ヲ外國殊ニ英國ヨリ購入セ  
ス自國ニテ供給シ得ンカ爲メ殖民地ヲ有セサルヘカラス。三、海洋ノ自由、吾人ハ我國ノ  
海外貿易カ英國ト同シク自由ニシテ常ニ世界ノ市場ニ於テ之ト競争シ得ル状態ニアランコ  
トヲ希望ス。四、戰費賠償、戰爭ノ爲メニ不具者寡婦又ハ孤兒トナリタル者ハ相當ノ年金  
ヲ受ケサルヘカラス尙獨逸式社會政策ノ一ナル病傷害保險制度ヲ發展セシメサルヘカラス  
若シ戰費賠償ヲ受ケサルモノトセハ勞動者階級ハ其負擔ニ耐エサルヘシ、將來ノ安全、之  
レ一般ニ對スル吾人ノ義務ナリ（一九一七年八月二日「ライニツシユウエトフアトリツシ  
ユツアイツング」）

獨 逸

B. Q. P. E. No. 528.

一、巴爾幹問  
題

二、奧洪國問  
題

中歐諸國ノ社會黨ニハ勃牙利ノ損害トナルヘキ互讓的平和ヲ唱マル者アリ洪國及奧國ノ社  
會黨ハ其同宗教者ナル羅馬人ト共ニ「トランスシルヴァニア」、「バナト」及「プロヴイ

ナ」ノ件ニ付テ妥協センコトヲ避ケ又「セルビヤ」人ト共ニ「ボスニヤ」、「ヘルツェゴヴ  
 イナ」、「ダルムチヤ」及「シルミヤ」ノ件ニ付和解スルヲ望マス然レトモ勃牙利及塞爾比  
 ニ對シテ「マセドニヤ」ノ件ニハ妥協スヘキコトヲ勸誘セリ獨逸社會黨モ之ヲ是認セリ加  
 之埃洪國ノ一外交家ナル「ドクトル、ヅンバ」モ之ニ贊同シ「ノイエフライエブレツセ」紙  
 上ニ於テ勃牙利ノ要求ヲ「ドブルーッヂヤ」ノ回復及「マセドニヤ」ノ勃牙利人在住ノ部分  
 ノミニ制限セリ獨逸代議士「ウエンデル」ハ若シ勃牙利ノ過大ナル要求カ戰後實現セラ  
 ルニ於テハ塞爾比ハ手足ヲ失ヒタル軀幹トナリ生存スル能ハサルニ至ルヘシト説キ結局塞  
 爾比ノ同意シタル領土（「モナスチール」ヲ合ム而シテ「ウスクブ」及「メルル」平原ハ塞爾  
 比ニ殘存ス）ヲ勃牙利ニ還附スヘキモノト論セリ、要スルニ社會黨及「ヅンバ」氏ノ所謂  
 妥協ハ單ニ我國カ一九一二年ノ條約ニヨリテ當然取得スヘカリシモノヲ我國ニ與フルニ過  
 キスシテ「ブカレスト」條約ニヨリテ希臘ニ併合セラレタル勃牙利人在住地方スラ除外セ  
 ラルヘシ、然ラハ何ノ爲ニ吾人ハ中歐諸國ニ位シテ戰爭ニ參加シタルカ我國ハ平和ノ生活  
 ヲナシ居リツ、中立ノ代價ヲ要求シ得ヘカリシナリ、露國ハ一九一五年九月ニ「ヴァルタ  
 ール」左岸ノ占領ヲ提供シタリ若シ我國カ中歐諸國ヲ援助セサリシナランニハ彼等ハ獨力

ヲ以テ塞爾比及羅馬尼ト戰ハサルヲ得サリシナリ吾人ハ何等ノ犠牲ヲ拂ハスシテ獨逸及埃  
 國ノ社會黨殊ニ「ウエンギル」氏カ寛大ノ慈悲ヲ以テ我國ニ與ヘントスル領土ヲ得ヘカリ  
 シナリ獨逸及埃國ノ社會黨カ最近ニ締結セントスル講和ニハ「アルサスロール」ノ返  
 還モ埃洪國領土及獨逸殖民地ノ放棄モ問題トナリ居ラス此條件ヲ以テ上記社會黨ハ勃牙利  
 ノ戰爭ノ目的ノ一大部分ヲ犠牲トナシ問題ノ地帯ヲ塞爾比ニ與ヘントス、勃牙利ハ單ニ獨  
 逸帝國ノ領土ヲ保全センカ爲メニ其壯丁ヲ犠牲トシ其國債ヲ増加セサルヘカラサルカ單ニ  
 問題トナリ居ル地帯ヲ取得センカ爲メニハ聯合國ト講和ヲナサバ寧ロ其以上ノ地ヲ得ヘシ  
 然レトモ獨逸ハ吾人ノ誠意ヲ疑フノ要ナシ吾人カ獨逸ニ信賴スルカ如ク獨逸モ吾人ニ信賴  
 スルヲ得ヘシ、獨逸宰相カ同盟條約ニ對シ誠實ヲ守ルヘキ旨ヲ聲明シタルハ此意義ニ出テ  
 タルモノナリ此意味深長ナル辭句ハ獨逸下院ニ於ケル進步黨辯士ノ演說中ニ反響ヲ見出タ  
 セリ曰ク「獨逸ハ講和談判ノ際本國ノ利益ト共ニ其與國ノ利益ヲ保護スヘキ德義的義務ヲ  
 有ス余ハ多數者ノ名ニ於テ之ヲ聲明ス」（「ソファイヤ」大學總長「ゲオルゴヴ」）（一九一七年  
 八月三日及四日「クロイツァイツング」）



## 和蘭

B. Q. P. E. No. 530.

## 白耳義問題

「プロックヴイル」男爵ノ白耳義外務大臣ニ任命セラレタルハ佛白兩國間ノ經濟同盟或ハ尙進テ政治同盟成立ノ可能性ヲ著シク増進セシメタルコトハ明ナリ而シテ之ニ由リテ和蘭ノ國際的地位カ改善セラレサルヘキハ言ヲ待タサルナリ白耳義中立ノ贊成者ハ屢々此危險ヲ報セリ其上新任外務大臣ト二十世紀團トノ間ニ密接ノ關係アルコトハ屢々聞ク所ナリ而シテ此團體ハ蘭國ノ一部ヲ白耳義ニ併合スルコト及「エスコ」(シエルデー)河口問題ヲ和蘭ノ承認シ難キ條件ヲ以テ解決セント希望スルモノナリ(一九一七年七月三十日「ニウエクトラント」)

獨逸

B. Q. P. A. No. 31.

「バックマイスタル」ハ暴力ヲ讚美ス、彼ハ獨逸ヲ援護センカ爲メニ政治家ハ「ヒンデンブルグ」魂乃チ破壊的意思ヲ發揚スルノ義務アリト説キ、吾人ハ吾人ヲ擊滅セント欲スル敵ヲ何故ニ擊滅セサルヘカラサルカト叫ヘリ

彼ノ所謂講和條件ハ獨逸ニ食料ヲ與フルカ爲メ露國ニ於テ廣大ナル領土、獨逸工業ノ爲メニ「ナミユール」、「シャールロア」、「ヴァランシエヌ」及「ブリエー」、盤谷、獨逸商業ノ爲メニ「アングエルス」、獨逸ノ安全ノ爲メニ東方、西方特ニ白耳義方面ニ於ケル戰略的併合ヲ要望スルモノナリ（一九一六年十二月十六日「ダスグロイセレードイチラント」）

獨逸

B. Q. P. A. No. 31.

殖民會社ハ歐洲ニ於ケル併合以外敵ノ攻撃ヲ防禦シ獨逸工業ニ原料ヲ供給シ及必要ナル販路ヲ與フル爲メニ充分ナル殖民地ノ擴張ヲ要求セリ此殖民地ハ主トシテ亞非利加ニ存在ス然レトモ支那ハ將來ニ富メル地ナリ吾人ハ極東ニ於テ何物ヲカ保持セサルヘカラス其他到

ル所ニ獨逸艦隊ノ爲メニ根據地及「ヒンターランド」有セサルヘカラス敵國有色軍隊ヲ徵募スル地方ノ領土ヲ奪取スヘシ

獨逸

B. Q. P. A. No. 31.

二億ノ人口ヲ有スル露國ノ不俱戴天ノ仇トナルハ獨逸ノ爲メニ得策ニ非ス波蘭及「クールランド」ヲ彼等ノ手ニ存シ置ク能ハサルハ勿論ナレトモ「バルチック」ヘノ通路ヲ封鎖スルカ如キハ不當ナリ「リガ」モ露領トシテ止マルヘシ又「コンスタンチノーブル」ハ土國以外ニ屬スヘカラス然レトモ或條件ノ下ニ露國戰艦ノ「ダルダネル」通過ヲ許スハ不可能ニ非サルヘシ（一九一六年十二月二十四日「ケルニツシエツアイツング」）

獨逸

B. Q. P. A. No. 31.

土耳其ハ歐洲及亞細亞ノ大國トシテ其獨立及領土ハ保全セラルヘシ次ニ勃牙利ハ「マセド

ニヤ」、塞爾比及羅馬尼ノ一部ヲ併合シテ巴爾幹ニ於ケル霸權ヲ掌握スヘシ「アルバニヤ」、塞耳比及「モンテネグロ」ノ運命ハ重要ノ問題ニ非サルヲ以テ談判ノ進行ヲ妨クルコト無カルヘシ殘ルハ只羅馬尼問題ナルカ吾人ハ奧國紛擾ノ永久ノ原因ナル羅馬尼ノ民族主義ヲ無害ナラシムルノ止ムヲ得サルヲ知レリ（一九一六年十二月二十一日「フランクフルテルツアイツング」）

獨逸

B. Q. P. A. No. 32.

「ゲルマニヤ」ハ伊國カ聯合國側ニ加ハリタル條件ニ就テ述ヘテ曰ク、伊國ハ「アドリヤチツク」ニ其主權ヲ樹立スルノ條件ニテ「ダルダネル」ヲ露領トナスコトニ同意セリ近東ニ於ケル英國及露國ノ勢力ニ對シ均衡ヲ保タンカ爲メ希臘及土耳其ノ諸島ヲ「ドラカネーズ」ニ加フヘク伊國ハ「アルバニヤ」及北部「エビール」ヲ受ケ歐羅巴土耳其ノ海岸ハ露國ニ歸シ其對岸ナル亞細亞土耳其ノ海岸地ハ英國ノ領有ニ屬スヘシ羅馬尼及塞爾比ハ各勃牙利ノ一部ヲ併合スヘク勃牙利ハ全然分割セラルヘシ塞爾比ハ「アドリヤ」海ニ向テハ單ニ一

條ノ通路ヲ有スルニ過キス自然ノ開口ハ「エヂエー」海ナラサルヘカラス伊國ハ尙「トリ  
 エスト」、「トランタン」及重要ナル「ヒンターランド」ヲ受クヘシ更ラニ伊國ハ「カレア  
 ンチー」及洪牙利ヲ通シテ羅馬利ト接觸スルニ至ルヘシ何トナレハ伊國ハ「スラーヴ」ノ  
 危険ニ備フルノ必要ヲ感知シタルヲ以テナリ（一九一七年一月五日「ゲルマニヤ」）

## 獨逸

B. Q. P. A. No. 33.

獨逸ハ亞非利加ニ於テ廣大ナル領土ヲ有セサルヘカラス世界征服ノ爲ニハ「コンゴ」ノ  
 領有ハ或ハ白耳義ノ夫レト同シク重大ノ價值アラン若シ今後五十年以内ニ歐洲ニ九千萬乃  
 至壹億、亞非利加ニ百萬ノ獨逸人ヲ有シ五千萬ノ黑人ヲ支配スルニ至ラハ地中海及地中海  
 ニ面スル諸國ハ獨逸ノ勢力ニ服スヘシ（一九一七年一月十日「ケルニツシエフタルクスト  
 アイツング」）

## 獨逸

B. Q. P. A. No. 33.

「ストレーゼマン」曰ク獨逸ハ新タナル戰爭ノ場合ニ其商業ヲ保護シ得ヘキ巡洋艦隊ノ爲メ  
 到ル所ノ海洋ニ根據地ヲ有セサルヘカラス、獨逸ハ封鎖セラル、ノ危険及殖民地ニ於ケル  
 巨額ノ投資及其商業ヨリ得ヘキ莫大ノ利益ヲ失フノ恐懼ノ中ニ生活スヘキニ非ス若シ獨逸  
 商人カ此危険ヨリ防衛セラレサルニ於テハ彼等ハ本國內ニ蟄居スヘク此戰爭ニ於ケル英國  
 ノ主タル目的ハ達セララルヘシ、波蘭ノ獨立問題ニハ多クノ異議アリ何レニシテモ「クール  
 ランド」、「リチュアニア」及「スーヰルキ」政廳管下ハ獨逸殖民ニ必要ナル廣大ノ耕地ヲ  
 供給センカ爲メニ獨逸ニ併合セサルヘカラス、斯クノ如クセハ獨逸ハ始メテ饑餓ノ憂ナカ  
 ラン、巴爾幹ニ於テハ獨逸ハ「ヴァラシヤ」及「ドブルーツヂヤ」ノ征服以來偉大ナル事業  
 ヲ成就セリ乃チ中歐ノ大動脈タル「ダニューブ」ヲ奪取セリ此上ハ職爭ノ終局ヲ俟タス遲  
 滯ナク中歐諸國間ニ此河ノ航行ニ就テ規定スルノ必要アリ、一方不俱戴天ノ仇敵タル佛國  
 ハ之ヲ宥恕スルノ必要ナシ「ヴラーヂ」山脈ノ西方傾斜地及「ブリエー」并ニ「ロングウ  
 井」ハ最小限ヲナス獨逸ハ鐵ヲ要ス而シテ「ライン」地方ノ工業ハ戰略的ニ之ヲ保護セ  
 サルヘカラス